

事業承継・相続対策システム 2025 年版

帳票サンプル

CCS サポート株式会社

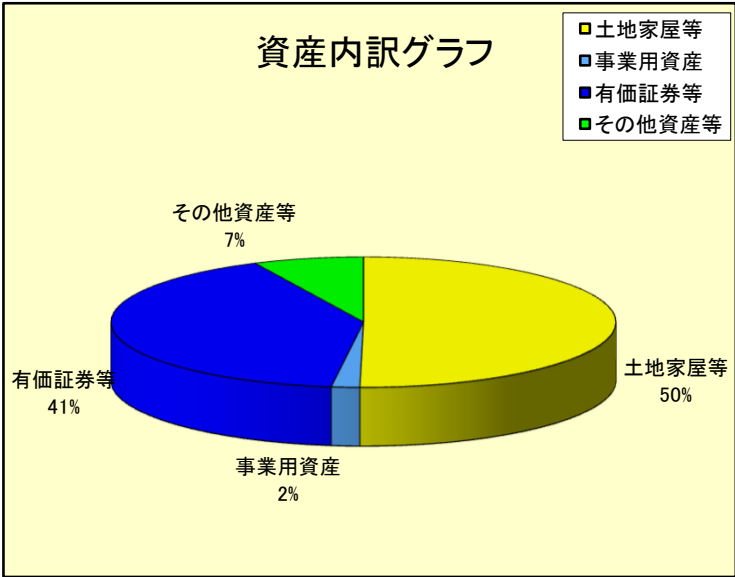
様 総合資産評価一覧表

(単位：千円)

	資産の内訳	課税資産額
土地等	土地等	104,613
	家屋	33,750
	土地家屋等合計	138,363
事業	事業用資産合計	5,000
有価証券等	上場株式	97,600
	自社株	
	その他の株式・出資	15,000
	有価証券等合計	112,600

資産合計	275,463
債務合計	400
純資産価額	275,063

	資産の内訳	課税資産額
その他資産	現預貯金	9,000
	生命保険金等	4,000
	退職金	5,000
	その他	1,500
	その他資産等合計	19,500



資産の内訳数が少ないか、1つの資産の構成比率が少ない場合はグラフの資産名が重なって見えますのでご承知おき下さい。

●土地等

土地価額合計	146,187
小規模減額	42,240
相続税評価額	103,947

路線価方式による評価

(金額単位:千円)

土地番号	路線価/地目	所在地・現況等	利用区分	面積(㎡)	持分	1㎡価額	倍数	金額
1	3 宅 地	大阪市都島区○△	1 自 用 地	240.00	1.000	220.00	1.000	52,800
2	3 宅 地	大阪市旭区□◎	1 自 用 地	100.00	1.000	200.00	1.000	20,000
3	3 宅 地	大阪市東淀川区◎□	3 貸 家 建 付 地	180.00	1.000	143.00	0.790	20,335
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
小 計								93,135

●土地等

土地価額合計	146, 187
小規模減額	42, 240
相続税評価額	103, 947

倍率方式による評価

(金額単位: 千円)

土地番号	倍率/地目	所在地・現況等	利用区分	面積(㎡)	持分	評価額	倍数	金額
51	2 畑	大阪府〇〇市△△568	1 自用地	1120.00	1.000	4,652.50	1.000	4,653
52	2 畑	大阪府〇〇市◎◎54-6	1 自用地	680.50	1.000	48,400.00	1.000	48,400
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								
							小計	53,053

●定期借地権等

1	所在地・概況	大阪市東淀川区◎◎3-1-12			
	種 類	一般定期借地権		借地権割合	70 %
	自用地としての価額	30,000	千円	☒ 定期借地権等の評価(借主の場合)	
	通常取引価額	28,000	千円		
	権利金等		千円	設定期間年数	50 年
	保証金等	6,000	千円	残存期間年数	15 年

借地権の 評価額 235 千円

2	所在地・概況	大阪市都島区1-2-4			
	種 類	一般定期借地権		借地権割合	70 %
	自用地としての価額	30,000	千円	☒ 定期借地権等の評価(借主の場合)	
	通常取引価額	40,000	千円		
	権利金等		千円	設定期間年数	50 年
	保証金等	8,000	千円	残存期間年数	30 年

借地権の 評価額 431 千円

3	所在地・概況				
	種 類			借地権割合	%
	自用地としての価額		千円	☐ 定期借地権等の評価(借主の場合)	
	通常取引価額		千円		
	権利金等		千円	設定期間年数	年
	保証金等		千円	残存期間年数	年

底地の 評価額 千円

4	所在地・概況				
	種 類			借地権割合	%
	自用地としての価額		千円	☐ 定期借地権等の評価(借主の場合)	
	通常取引価額		千円		
	権利金等		千円	設定期間年数	年
	保証金等		千円	残存期間年数	年

底地の 評価額 千円

5	所在地・概況				
	種 類			借地権割合	%
	自用地としての価額		千円	☐ 定期借地権等の評価(借主の場合)	
	通常取引価額		千円		
	権利金等		千円	設定期間年数	年
	保証金等		千円	残存期間年数	年

底地の 評価額 千円

●家屋

2024年 8月 9日作成

(単位：千円)

家屋番号	利用区分	所 在 地	床面積(㎡)	持 分	固定資産評価額	倍 数	賃貸(借)面積	金 額
1	自用家屋	大阪市都島区○△	382.50	1.000	25,000	1.000		25,000
2	貸家	大阪市東淀川区◎□	110.00	1.000	12,500	1.000	110.00	8,750
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
合 計								33,750

● 配偶者居住権・敷地利用権

建 物	所在地		利用区分	持 分	床面積(㎡)	固定資産評価額	倍 数		
	大阪市都島区〇△		自用家屋	1.000	382.50	25,000	1.000		
				(1)	(6)				
		賃貸部分の床面積合計						㎡	
		賃貸部分以外の床面積					382.50	㎡	(5)
		賃貸の用に供されておらず、かつ、共用でないものとした場合の相続税評価額					25,000	千円	(9)
		相続税評価額					25,000	千円	(11)
		構造			木造又は合成樹脂造				
		耐用年数					33	年	(3)
経過年数（6カ月以上の端数は1年、6カ月未満の端数は切り捨て）					10	年	(4)		

土 地	所在地・現況等		利用区分	持 分	面積(㎡)	自用地価額	倍 数		
	大阪市都島区〇△		自用地	1.000	240.00	52,800	1.000		
	(未設定)								
		建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、土地が共有でないものとした場合の相続税評価額					52,800	千円	(12)
		相続税評価額					52,800	千円	(14)

	配偶者居住権の存続年数					20	年	(7)
	複利現価率（法定利率 3%）					0.554		(8)

● 配偶者居住権・敷地利用権

○配偶者居住権の価額

$$\begin{array}{l}
 \begin{array}{c} \boxed{25,000} \\ (9) \end{array} \times \begin{array}{c} \text{賃貸以外の床面積} \\ \boxed{382.50} \\ \text{居住建物の床面積} \\ \boxed{382.50} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{持分} \\ \boxed{1.000} \\ (1) \end{array} = \begin{array}{c} \boxed{25,000} \\ (15) \end{array} \text{千円} \\
 \begin{array}{c} \boxed{25,000} \\ (15) \end{array} - \begin{array}{c} \boxed{25,000} \\ (15) \end{array} \times \begin{array}{c} \begin{array}{ccc} \boxed{33} & - & \boxed{10} & - & \boxed{20} \\ (3) & & (4) & & (7) \end{array} \\ \hline \begin{array}{ccc} \boxed{33} & - & \boxed{10} \\ (3) & & (4) \end{array} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{複利現価率} \\ \boxed{0.554} \\ (8) \end{array} \\
 = \boxed{23,193} \text{千円} \cdots \cdots \text{配偶者居住権の価額} \quad (16)
 \end{array}$$

○居住建物の価額

$$\begin{array}{c} \text{相続税評価額} \\ \boxed{25,000} \\ (11) \end{array} - \begin{array}{c} \text{配偶者居住権の価額} \\ \boxed{23,193} \\ (16) \end{array} \text{千円} \\
 = \boxed{1,807} \text{千円} \cdots \cdots \text{居住建物の価額} \quad (17)$$

○配偶者居住権に基づく敷地利用権の価額

$$\begin{array}{c} \boxed{52,800} \\ (12) \end{array} \times \begin{array}{c} \text{賃貸以外の床面積} \\ \boxed{382.50} \\ \text{居住建物の床面積} \\ \boxed{382.50} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{持分} \\ \boxed{1.000} \\ (1) \end{array} = \begin{array}{c} \boxed{52,800} \\ (18) \end{array} \quad (18) \\
 \begin{array}{c} \boxed{52,800} \\ (18) \end{array} - \begin{array}{c} \boxed{52,800} \\ (18) \end{array} \times \begin{array}{c} \text{複利現価率} \\ \boxed{0.554} \\ (8) \end{array} = \begin{array}{c} \text{敷地利用権} \\ \boxed{23,549} \\ (19) \end{array} \text{千円} \quad (19)$$

○居住建物の敷地の用に供される土地の価額

$$\begin{array}{c} \text{相続税評価額} \\ \boxed{52,800} \\ (14) \end{array} - \begin{array}{c} \text{敷地利用権} \\ \boxed{23,549} \\ (19) \end{array} = \begin{array}{c} \text{土地の価額} \\ \boxed{29,251} \\ (20) \end{array} \text{千円} \quad (20)$$

●小規模宅地等の評価減の計算

小規模宅地等の評価減合計 42,240

(単位:千円)

区 分	所在地・現況等	直前事業	面積×持分(㎡)	宅地等の価額	小規模面積(㎡)	小規模価額	割合	減額金額
居 住 用	特定居住用宅地等	大阪市都島区○△	107.04	23,549	107.04	23,549	80%	18,839 (B)
	特定居住用宅地等	大阪市都島区○△	132.96	29,251	132.96	29,251	80%	23,401 (B)
	特定居住用宅地等						80%	(B)
	特定居住用宅地等						80%	(B)
			小 計	52,800	240.00			42,240

(単位:千円)

区 分	所在地・現況等	直前事業	面積×持分(㎡)	宅地等の価額	小規模面積(㎡)	小規模価額	割合	減額金額
事 業 用	特定事業用宅地等						80%	(A)
	特定事業用宅地等						80%	(A)
	特定事業用宅地等						80%	(A)
	特定事業用宅地等						80%	(A)
			小 計					

◎特例対象の宅地が2種類以上ある場合の適用対象面積

- (A)=特定事業用宅地・
特定同族会社事業等宅地
- (B)=特定居住用宅地
- (C)=貸付事業用宅地

- ・(A)(B)を併用して適用する場合
 - ・特定事業用宅地(A)の適用可能面積(400㎡まで)
 - ・特定居住用宅地(B)の適用可能面積(330㎡まで)
- ※(A)(B)は完全に併用して適用可能

㎡

240.00 ㎡

㎡

(A) (B)を併用して適用する場合 ▼

※特例対象の宅地が2種類以上あり、貸付事業用宅地がある場合は調整計算を適用することとなります。

●事業（農業）用資産

(単位：千円)

細 目	利 用 区 分		評価方法	課税金額
純 資 産 価 額	個人事業		B／Sの資産－負債	
(注) 個別入力の場合は下欄に入力				
機 械 器 具 等 償 却 資 産		5,000	取得価格×残価率	5,000
商 品 ・ 製 品 ・ 半 製 品 等				
売 掛 金				
保 証 金 等				
普 通 乗 用 車				
そ の 他 の 資 産				
そ の 他 の 資 産 2				
そ の 他 の 資 産 3				
※耐用年数の例：普通乗用車＝6年、軽自動車＝4年				
合 計				5,000

● 有価証券

有価証券合計						112,600
(単位：円)						(単位：千円)
上場株式	銘柄等	評価方式	所在場所等	株数	1株あたり価額	金額
	A社			20,000	185	3,700
	B社			40,000	1,610	64,400
	C社			50,000	590	29,500
小計						97,600

● 有価証券

					有価証券合計	112,600
					(単位：円)	(単位：千円)
自社株	銘 柄 等	評価方式	所在場所等	株 数	1株あたり価額	金 額
小 計						

その他の株式・ 出資等	銘 柄 等	評価方式	所在場所等	株 数	1株あたり価額	金 額
	D 社社債			1,000	5,000	5,000
	E 社出資金				10,000,000	10,000
小 計						15,000

●現金・預貯金

(単位：千円)

細 目	利用区分	銀行名・その他名称等	所在地等	残 高	評価額	
現金 預貯金	現金			3, 000	3, 000	
	普通預金	M銀行		6, 000	6, 000	
	利 子	概算経過利子相当額（源泉税控除後）				
					合 計	9, 000

● その他の資産

その他の資産合計	10, 500
----------	---------

(単位：千円)

生命保険金	保険会社の名称	保険会社の所在地	受取年月日	受取金額	非課税限度額	課税金額
一時金	A B C 生命保険			9, 500	受取保険金額を法定相続人の数で 下記計算式で控除できます。 ・ 計算式は 500万円×法定相続人数＝非課税限度額 非課税限度額× $\frac{\text{各人の受取保険金額}}{\text{受取保険金総額}}$	
	いろは生命			3, 500		
小 計 (a)				13, 000		
	保険会社等の名称	名 称 等	残存期間	評価額	有期定期金の評価額＝ (1) 解約返戻金の金額 (2) 定期金に代えて一時金の給付を 受けることができる場合には、その一時 金の金額 (3) 給付を受けるべき金額の年平均額 × (残存期間に応ずる予定利率の複利 年金現価率) ※上記のうちいずれか多い金額	
有期定期金	◎◎保険		15	6, 000		
その他						
小 計 (b)				6, 000	控除額の合計	課税金額の合計
小計 (a) + (b)				19, 000	15, 000	4, 000

退 職 金	会 社 名	会 社 所 在 地	受取年月日	受取退職金額	非課税限度額	金 額
	A B C 物産			20, 000	500万円×法定相続人数＝非課税限度額 非課税限度額× $\frac{\text{各人の受取退職金額}}{\text{受取退職金総額}}$ 控除額の合計	課税金額の合計
小 計				20, 000	15, 000	5, 000

● その他の資産

その他の資産合計	10,500
----------	--------

(単位：千円)

その他	利用区分、銘柄等	所在地等	数量・倍数	単価・評価額		金額
	家財等			1,500		1,500
小 計						1,500

●債務及びその他費用

(単位：千円)

種 類	細 目	債 権 者		発生年月日	弁済期限	金 額
		氏名又は名称	住所又は所在地			
未払金	医療費					400
				合 計		400

● 財産目録

様

種 類	細 目	利用区分	銘柄、所在地等	面積・数量等	価額(千円)
土地等	宅地	自用地	大阪市都島区○△	240.00㎡	52,800
	宅地	自用地	大阪市旭区□◎	100.00㎡	20,000
	宅地	貸家建付地	大阪市東淀川区◎□	180.00㎡	20,335
	畑	自用地	大阪府〇〇市△△ 5 6 8	1,120.00㎡	4,653
	畑	自用地	大阪府〇〇市◎◎ 5 4 - 6	680.50㎡	48,400
			(小規模宅地等評価減の合計)		-42,240
			(土地等合計)		103,947
定期借地権等	一般定期借地権	(借地権の評価額)	大阪市東淀川区◎◎ 3 - 1 - 1 2		235
	一般定期借地権	(借地権の評価額)	大阪市都島区 1 - 2 - 4		431
			(定期借地権等合計)		666
家屋	自用家屋		大阪市都島区○△	382.50㎡	25,000
			持分(1.000)		
	貸家		大阪市東淀川区◎□	110.00㎡	8,750
			持分(1.000)		
			(家屋等合計)		33,750
事業用資産	機械器具等償却資産				5,000
			(事業用資産合計)		5,000
有価証券等	上場株式		A 社	20,000株	3,700
	上場株式		B 社	40,000株	64,400
	上場株式		C 社	50,000株	29,500
	その他の株式・出資等		D 社社債	1,000	5,000
	その他の株式・出資等		E 社出資金		10,000
			(有価証券等合計)		112,600

● 財産目録

様

種 類	細 目	利用区分	銘柄、所在地等	面積・数量等	価額(千円)
現金	現金				3,000
預貯金	普通預金		M銀行		6,000
			(現預貯金 合計)		9,000
生命保険金等	一時金		A B C生命保険		9,500
	一時金		いろは生命		3,500
	有期定期金		◎◎保険		6,000
			(生命保険金等 控除額の合計)		-15,000
			(生命保険金等 合計)		4,000
退職金	退職金		A B C物産		20,000
			(退職金 控除額の合計)		-15,000
			(退職金 合計)		5,000
その他の資産	家財等			0	1,500
			(その他資産 合計)		1,500
			(資産合計)		275,463
債務費用	未払金	医療費			-400
			(債務合計)		-400
			(純資産価額)		275,063

様 資産分割試案

(単位:千円)

		法定相続割合→	50.00%	25.00%	25.00%					
		仮按分割割合→	50.00%	25.00%	25.00%					
資産の内訳	課税資産額	合計\続柄等	配偶者	実子1	実子2					
土 地 等	104,613	104,613		49,952	49,952					
(敷地利用権)			4,710							
家 屋	33,750	33,750		5,279	5,279					
(配偶者居住権)			23,193							
土地家屋等合計	138,363	138,363	27,903	55,230	55,230					
事業用資産合計	5,000	5,000	2,500	1,250	1,250					
上 場 株 式	97,600	97,600	80,000	7,600	10,000					
自 社 株										
その他の株式・出資	15,000	15,000	7,500	3,750	3,750					
有価証券等合計	112,600	112,600	87,500	11,350	13,750					
現 預 貯 金	9,000	9,000	9,000							
生 命 保 険 金 等	4,000	4,000	2,000	1,000	1,000					
退 職 金	5,000	5,000	2,500	1,250	1,250					
そ の 他	1,500	1,500	750	375	375					
その他資産等合計	19,500	19,500	14,250	2,625	2,625					
資 産 合 計	275,463	275,463	132,153	70,455	72,855					
相続時精算課税適用財産										
債 務 等	400	400	400							
純 資 産 価 額		275,063	131,753	70,455	72,855					
贈 与 加 算										
課 税 価 格		275,063	131,753	70,455	72,855					
按 分 割 合			47.90%	25.61%	26.49%					

この試算は2025年4月時点での税制に基づいて概算しています。
端数計算の都合上、合計が一致しない場合があります。

様 相続税分割試算

(単位:千円)

法定相続人	3 名	配偶者	実子1	実子2					
基礎控除額	48,000								
課税遺産総額	227,063	2 割加算 = 1							
法定相続割合	100.00%	50.00%	25.00%	25.00%					
法定取得金額		113,531	56,765	56,765					
相続税総額	48,471	28,412	10,030	10,030					
按 分 割 合	100.00%	47.90%	25.61%	26.49%					
算 出 税 額	48,471	23,217	12,416	12,838					
2 割 加 算									
税 額 控 除	贈与税控除								
	配偶者軽減	23,217	23,217						
	未成年控除								
	障害者控除								
	相次相続控除								
	外国税額控除								
	計	23,217	23,217						
差引税額	25,254		12,416	12,838					
相続時精算課税控除									
小 計	25,254		12,416	12,838					
納税猶予税額									
申告納税額	25,254		12,416	12,838					

この試算は2025年4月時点での税制に基づいて概算しています。
端数計算の都合上、合計が一致しない場合があります。

●相次相続シミュレーション

様

配偶者取得資産の評価上昇と相続税（概算モデル）

(単位:千円)

資産の内訳	配偶者相続	配偶者資産	調整額	合 計	値上率	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後
土 地 等		22,568		22,568	0.5	22,681	22,794	22,908	23,023	23,138	23,254	23,370	23,487	23,604	23,722
家 屋															
土地家屋等合計		22,568		22,568		22,681	22,794	22,908	23,023	23,138	23,254	23,370	23,487	23,604	23,722
事業用資産合計	2,500			2,500		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
上 場 株 式	80,000	20,000		100,000	1	101,000	102,010	103,030	104,060	105,101	106,152	107,214	108,286	109,369	110,462
自 社 株															
その他の株式・出資	7,500			7,500		7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
有価証券等合計	87,500	20,000		107,500		108,500	109,510	110,530	111,560	112,601	113,652	114,714	115,786	116,869	117,962
現 預 貯 金	9,000	12,000		21,000	1	21,210	21,422	21,636	21,853	22,071	22,292	22,515	22,740	22,967	23,197
生 命 保 険 金 等	2,000			2,000		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
退 職 金	2,500			2,500		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
そ の 他	750			750		750	750	750	750	750	750	750	750	750	750
その他資産等合計	14,250	12,000		26,250		26,460	26,672	26,886	27,103	27,321	27,542	27,765	27,990	28,217	28,447
資 産 合 計	104,250	54,568		158,818		160,141	161,476	162,825	164,186	165,560	166,947	168,348	169,762	171,190	172,631
債 務 合 計	400			400	-20	320	240	160	80						
資 産 総 額	103,850	54,568		158,418		159,821	161,236	162,665	164,106	165,560	166,947	168,348	169,762	171,190	172,631
一 次 相 続 税 額	25,254				相続税	21,346	21,771	22,199	22,631	23,068	23,484	23,904	24,329	24,757	25,189

この試算は2025年4月時点での税制に基づいて概算しています。

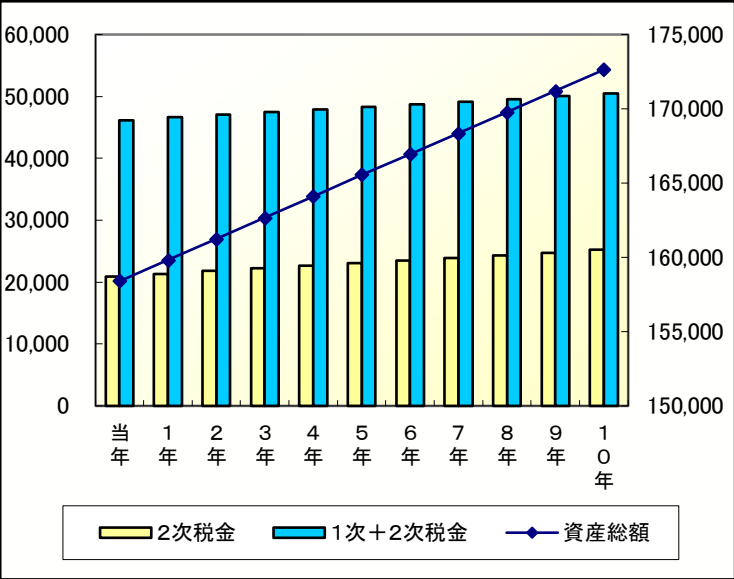
● 2 次相続比較表

様

1 次相続税金	25, 254
---------	---------

(単位: 千円)

2 次相続税金	資産総額	2 次相続税	1 次 2 次税金
当年度	158, 418	20, 925	46, 179
1 年後	159, 821	21, 346	46, 600
2 年後	161, 236	21, 771	47, 025
3 年後	162, 665	22, 199	47, 453
4 年後	164, 106	22, 631	47, 885
5 年後	165, 560	23, 068	48, 322
6 年後	166, 947	23, 484	48, 738
7 年後	168, 348	23, 904	49, 158
8 年後	169, 762	24, 329	49, 583
9 年後	171, 190	24, 757	50, 011
1 0 年後	172, 631	25, 189	50, 443



この試算は2025年4月時点での税制に基づいて概算しています。

簡易相続税額試算

様

◆ 相続財産の総額	800,000	千円 (b)	控除額	(a) = 法定相続人 4 人
上記のうち死亡退職金	50,000	千円	20,000	千円 (c) = (a) * 5,000 千円
〃 生命保険金等	70,000	千円	20,000	千円 (d) = (a) * 5,000 千円
上記のうち小規模宅地等の評価減を				
80% 適用する土地	322,300	千円 (e)	257,840	千円 (f) = (e) * 0.8
50% 適用する土地		千円 (g)		千円 (h) = (g) * 0.5
合 計	502,160	千円 (i)		(i) = (b) - (c) - (d) - (f) - (h)

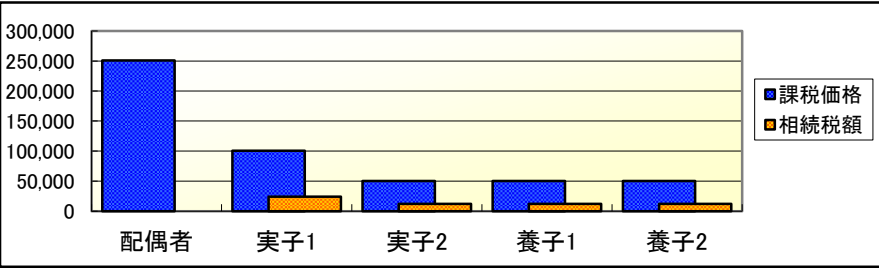
◆ 相続人	配偶者	実子1	実子2	養子1	養子2			
法定相続割合 (%)	50.00%	16.67%	16.67%	16.67%				
実際の按分割合 (%)	50.00%	20.00%	10.00%	10.00%	10.00%			
2割加算の有無 (1=あり)								
各人の課税価格	251,080	100,432	50,216	50,216	50,216			

◆ 課税価格の合計額	502,160	千円 (j)
基礎控除	54,000	千円 (k) = 30,000 千円 + 6,000 千円 × (a)
課税遺産総額	448,160	千円 (j) - (k)
相続税の総額	120,057	千円

(単位: 千円)

◆ 相続人	配偶者	実子1	実子2	養子1	養子2			
算出税額	60,029	24,011	12,006	12,006	12,006			
2割加算								
配偶者軽減	60,029							
税額控除								
相続時精算課税控除								
相続税額		24,011	12,006	12,006	12,006			

合 計 60,029千円



※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。

※ 端数計算の都合上、合計が一致しない場合があります。

※ 相続税上昇シミュレーション ※

氏 名： 池田一郎 様

▼ 財産の集計 ▼ (単位:千円) 配 偶 者： あ り 子 供 の 人 数： 2 人 (単位:千円)

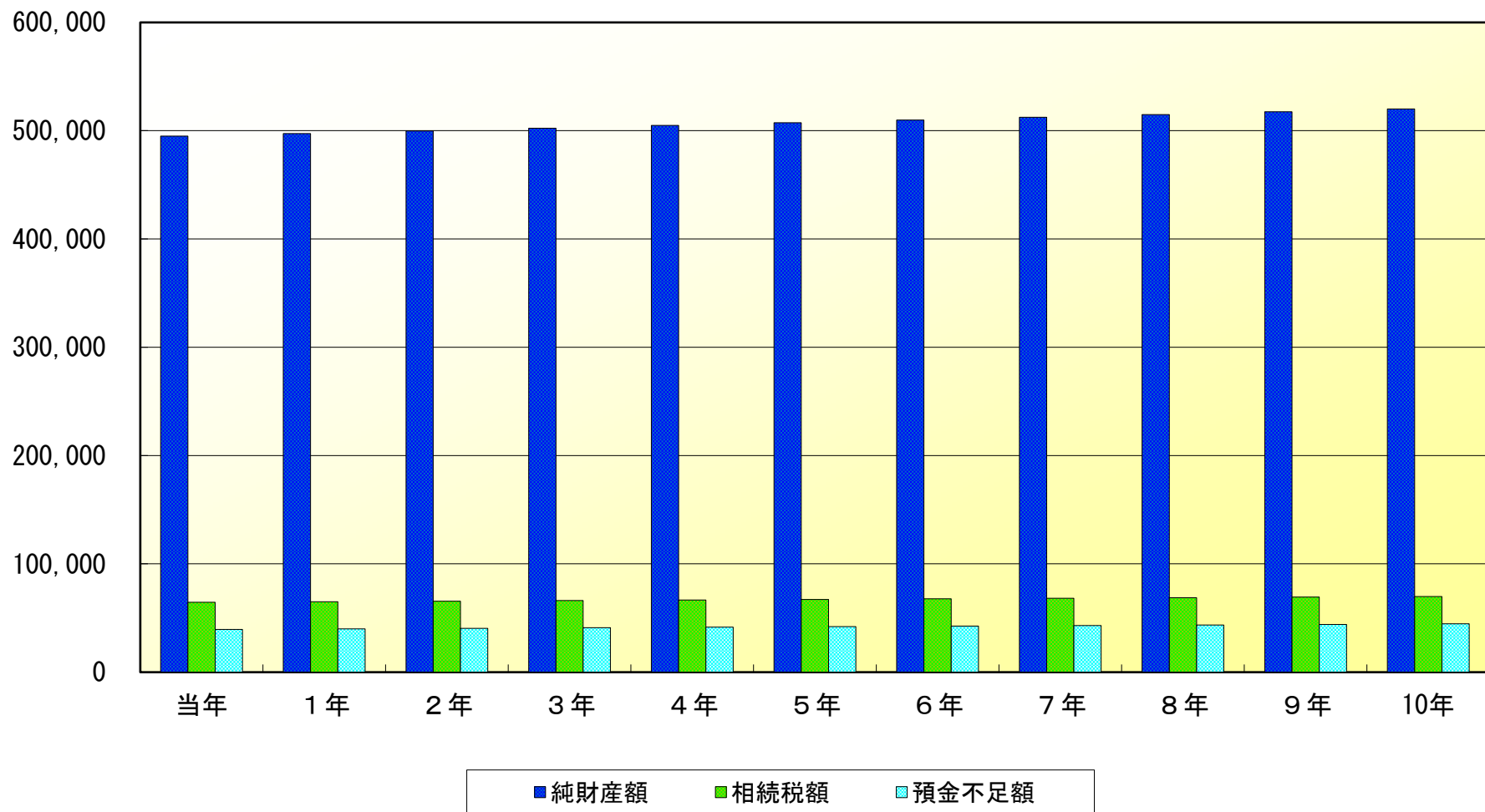
区 分 等	当 年 評 価 額	値 上 率	当 年	1 年 後	2 年 後	3 年 後	4 年 後	5 年 後	6 年 後	7 年 後	8 年 後	9 年 後	1 0 年 後
土 地	宅地	188,238	0.3	188,238	188,802	189,368	189,936	190,505	191,076	191,649	192,223	192,799	193,377
	宅地	143,234	0.3	143,234	143,663	144,093	144,525	144,958	145,392	145,828	146,265	146,703	147,143
建 物	居住用資産	9,423		9,423	9,423	9,423	9,423	9,423	9,423	9,423	9,423	9,423	9,423
有 価 証 券	A社株式	60,000	1.0	60,000	60,600	61,206	61,818	62,436	63,060	63,690	64,326	64,969	65,618
	投資信託	30,000	0.1	30,000	30,030	30,060	30,090	30,120	30,150	30,180	30,210	30,240	30,270
	投資信託	50,000	1.0	50,000	50,500	51,005	51,515	52,030	52,550	53,075	53,605	54,141	54,682
預 貯 金 等	B銀行定期預金	25,000	0.1	25,000	25,025	25,050	25,075	25,100	25,125	25,150	25,175	25,200	25,225
家 財 そ の 他 財 産	家財一式	1,000		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合 計		506,895		506,895	509,043	511,205	513,382	515,572	517,776	519,995	522,227	524,475	526,738
債 務	借入金	12,000	-2.5	12,000	11,700	11,400	11,100	10,800	10,500	10,200	9,900	9,600	9,300
	差引純財産価額	494,895		494,895	497,343	499,805	502,282	504,772	507,276	509,795	512,327	514,875	517,438

基礎控除額	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000
課税遺産総額	446,893	449,341	451,804	454,281	456,772	459,276	461,793	464,325	466,873	469,437	472,016	474,607	477,207
相続税の総額	128,929	129,970	131,017	132,069	133,128	134,192	135,262	136,338	137,421	138,510	139,607	140,711	141,824
配偶者軽減額	64,465	64,985	65,508	66,035	66,564	67,096	67,631	68,169	68,710	69,255	69,803	70,355	70,911
差引相続税額	64,465	64,985	65,508	66,035	66,564	67,096	67,631	68,169	68,710	69,255	69,803	70,355	70,911
財産比率 (%)	13.0	13.1	13.1	13.1	13.1	13.2	13.2	13.3	13.3	13.3	13.3	13.4	13.4
預金不足額	39,465	39,960	40,458	40,960	41,464	41,971	42,481	42,994	43,510	44,030	44,553	45,080	45,611

※このシミュレーションは配偶者税額軽減を100%適用しています。 ※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。

【相続税上昇シミュレーション】
◆ 財産評価と相続税の上昇の関係をご覧ください ◆

千円



※ 相続税分割試算 ※

池田		様相続分割 第	1	案	法定相続割合 (分子) → (分母) →		配偶者欄			(単位:円)		
		按分割割合を自動計算=1	1				1	1	1			
		利用区分等	所在地等	面積等	評価額等	合計 \ 氏名	配偶者	子供 A	子供 B			
土地等		宅地	大阪市〇〇区□□		75,000,000	75,000,000	50,000,000	12,500,000	12,500,000			
自宅	自宅敷地所有権				32,000,000	32,000,000		32,000,000				
	配偶者敷地利用権				48,000,000	48,000,000	48,000,000					
		土地等合計			155,000,000	155,000,000	98,000,000	44,500,000	12,500,000			
家屋構築物												
自宅	自宅所有権				20,000,000	20,000,000		20,000,000				
	配偶者居住権				15,000,000	15,000,000	15,000,000					
		家屋・構築物合計			35,000,000	35,000,000	15,000,000	20,000,000				
有価証券	同族株式(出資)合計											
	株式 A 社				55,000,000	55,000,000	25,000,000	18,000,000	12,000,000			
		その他の有価証券合計			55,000,000	55,000,000	25,000,000	18,000,000	12,000,000			
		有価証券合計			55,000,000	55,000,000	25,000,000	18,000,000	12,000,000			
現金・預貯金等												
		現金・預貯金合計										
家財												
		家庭用財産合計										
その他												
		その他財産合計										
		合計			245,000,000	245,000,000	138,000,000	82,500,000	24,500,000			
		不動産等の価額			190,000,000	190,000,000	113,000,000	64,500,000	12,500,000			
債務等												
		債務・葬式費用合計										
贈与												
		贈与加算額合計										
		課税価格			245,000,000	245,000,000	138,000,000	82,500,000	24,500,000			
		按分割合				1	0.563265306	0.336734694	0.1			

※ 相続税分割試算 税額計算表 ※

池田様

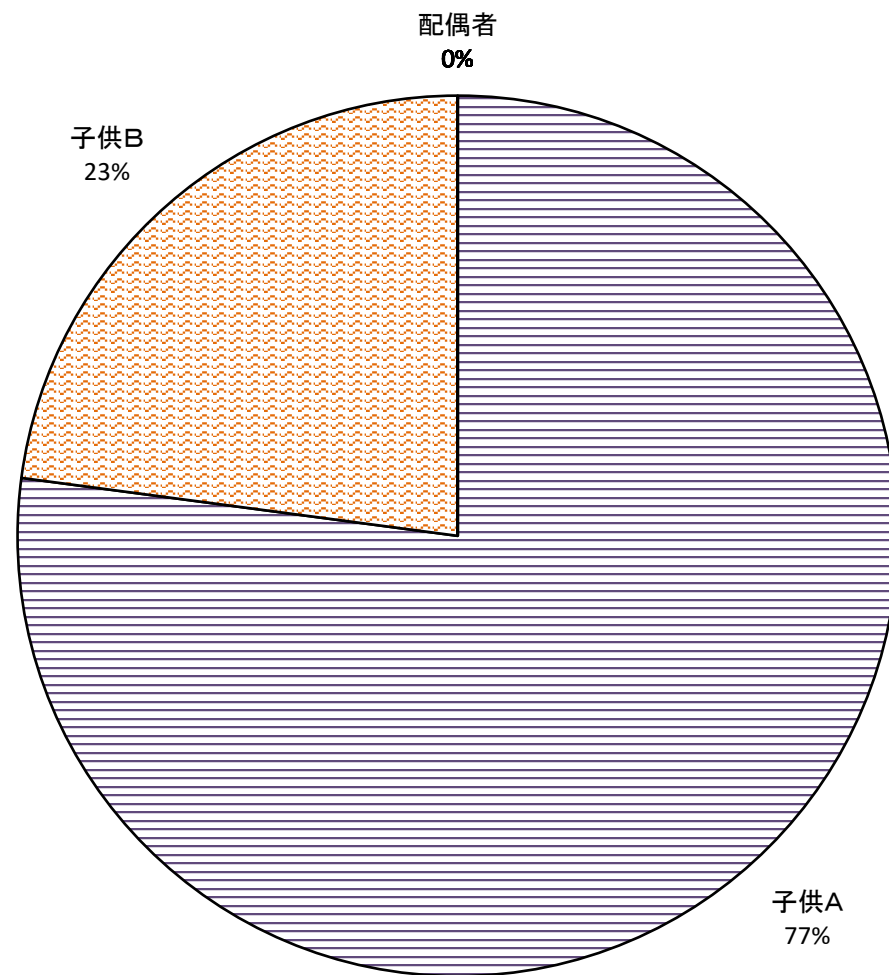
(法定相続人 3 名)

(単位:円)

	合 計	配偶者	子供 A	子供 B			
課 税 価 格	245,000,000	138,000,000	82,500,000	24,500,000			
基礎控除額	48,000,000						
課税遺産総額	197,000,000						
法定相続割合	1	1/2	1/4	1/4			
法定取得金額	197,000,000	98,500,000	49,250,000	49,250,000			
相続税の総額	38,250,000	22,550,000	7,850,000	7,850,000			
按分割合(自動)	1	0.563265306	0.336734694	0.1			
按分割合(手動)							
算 出 税 額	38,249,999	21,544,897	12,880,102	3,825,000			
(※該当する場合は 1 を入力) →							
2 割 加 算		-----					
贈与税額控除							
配偶者軽減	21,544,897	21,544,897	-----	-----	-----	-----	-----
未成年者控除							
障害者控除							
相次相続控除							
外国税額控除							
控 除 合 計	21,544,897	21,544,897					
差引納付額	16,705,100		12,880,100	3,825,000			
納税猶予税額							
納 付 税 額	16,705,100		12,880,100	3,825,000			
現金納付税額							
延 納 税 額	16,705,100		12,880,100	3,825,000			

※2025年4月時点での税制に基づいて
試算しています。

【相続税負担割合一覧】
◆ 各人の負担額割合を比較して下さい ◆



※相次相続シミュレーション※

◆配偶者取得財産の評価上昇と相続税◆

利用区分等		配偶者相続	配偶者資産	調整額	合計	値上率(%)	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後
土地等	宅地	50,000,000	20,000,000		70,000,000	-2.00	68,600,000	67,228,000	65,883,440	64,565,771	63,274,456	62,008,967	60,768,788	59,553,412	58,362,344	57,195,097
家屋構築物	自宅敷地所有権															
	土地等合計	50,000,000	20,000,000		70,000,000		68,600,000	67,228,000	65,883,440	64,565,771	63,274,456	62,008,967	60,768,788	59,553,412	58,362,344	57,195,097
有価証券	家屋・構築物合計															
	同族株式(出資)合計															
	株式A社	25,000,000			25,000,000	1.00	25,250,000	25,502,500	25,757,525	26,015,100	26,275,251	26,538,004	26,803,384	27,071,418	27,342,132	27,615,553
現金・預貯金等																
家財その他	その他の有価証券合計	25,000,000			25,000,000		25,250,000	25,502,500	25,757,525	26,015,100	26,275,251	26,538,004	26,803,384	27,071,418	27,342,132	27,615,553
	有価証券合計	25,000,000			25,000,000		25,250,000	25,502,500	25,757,525	26,015,100	26,275,251	26,538,004	26,803,384	27,071,418	27,342,132	27,615,553
債務等	現金・預貯金合計															
その他	家庭用財産合計															
債務等	その他財産合計															
	合計	75,000,000	20,000,000		95,000,000		93,850,000	92,730,500	91,640,965	90,580,871	89,549,707	88,546,971	87,572,172	86,624,830	85,704,476	84,810,650
	不動産等の価額	50,000,000	20,000,000		70,000,000		68,600,000	67,228,000	65,883,440	64,565,771	63,274,456	62,008,967	60,768,788	59,553,412	58,362,344	57,195,097
債務等	債務・葬式費用合計															
	差引純資産価額または合計額	75,000,000	20,000,000		95,000,000		93,850,000	92,730,500	91,640,965	90,580,871	89,549,707	88,546,971	87,572,172	86,624,830	85,704,476	84,810,650
	当初相続税	16,705,100			6,950,000	相続税	6,777,500	6,609,500	6,446,000	6,287,000	6,132,200	5,981,900	5,835,800	5,693,600	5,555,600	5,421,500

様 (単位:円)

■ 2次相続比較表 ■

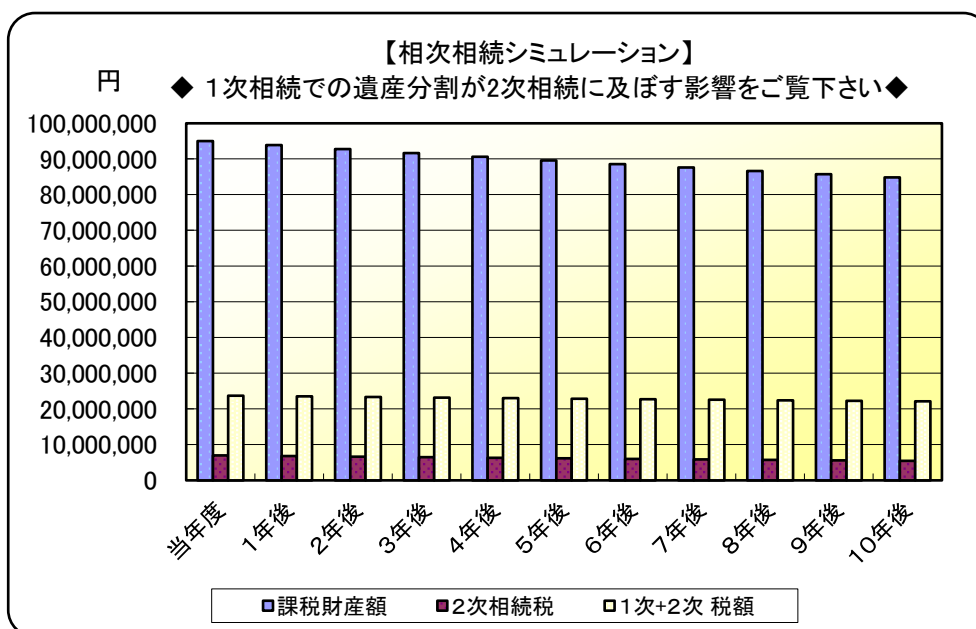
様

1次相続 税額	16,705,100
---------	------------

(単位:円)

2次相続 税額	課税財産額	2次相続税	1次+2次 税額
当年度	95,000,000	6,950,000	23,655,100
1年後	93,850,000	6,777,500	23,482,600
2年後	92,730,500	6,609,500	23,314,600
3年後	91,640,965	6,446,000	23,151,100
4年後	90,580,871	6,287,000	22,992,100
5年後	89,549,707	6,132,200	22,837,300
6年後	88,546,971	5,981,900	22,687,000
7年後	87,572,172	5,835,800	22,540,900
8年後	86,624,830	5,693,600	22,398,700
9年後	85,704,476	5,555,600	22,260,700
10年後	84,810,650	5,421,500	22,126,600

※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。



(金額単位:円)

【各相続人の取得分】

(単位:円)

(取得面積㎡を入力して下さい)

[illegible]

(取得面積㎡を入力して下さい)

[illegible]

(金額単位:円)

(単位:円)

[illegible][illegible]

銀行名・その他名称等	種類	評価額
A 銀行	普通預金	20,000,000
	合 計	20,000,000

池田和子	池田一郎	池田次郎				合 計
10,000,000	5,000,000	5,000,000				20,000,000
10,000,000	5,000,000	5,000,000				20,000,000

(金額単位:円)

合 計	1,100,000
-----	-----------

【各相続人の取得分】

(単位:円)

1, 100, 000						1, 100, 000
-------------	--	--	--	--	--	-------------

合 計	1,500,000
-----	-----------

1,500,000						1,500,000
-----------	--	--	--	--	--	-----------

※ 相続税分割試算 ※

S 按分割合を自動計算する = 1

様

		(配 偶 者)			(単位:円)		
法定相続割合 (分子)→		1	1	1			
(分母)→		2	4	4			
財産種別	相続合計	池田和子	池田一郎	池田次郎			
土地等	173,989,464	87,112,504	86,876,960				
家屋・構築物	65,000,000	25,000,000	40,000,000				
株式・有価証券	31,950,000		9,250,000	22,700,000			
現金預金	20,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000			
家財・その他の財産	1,100,000	1,100,000					
財 産 合 計	292,039,464	123,212,504	141,126,960	27,700,000			
債務・葬儀費用等	1,500,000	1,500,000					
贈与加算額							
差引純財産価額	290,538,000	121,712,000	141,126,000	27,700,000			
按 分 割 合	1	0.418919384	0.485740247	0.095340369			

法定相続人	3 名	池田和子	池田一郎	池田次郎			
基礎控除額	48,000,000						
課税遺産総額	242,538,000	2 割加算 = 1					
法定相続割合	1	0.5	0.25	0.25			
法定取得金額	242,537,000	121,269,000	60,634,000	60,634,000			
相続税総額	53,888,000	31,507,600	11,190,200	11,190,200			
按 分 (自 動)	1	0.418919384	0.485740247	0.095340369			
按 分 (手 動)	1	0.41	0.49	0.1			
算 出 税 額	53,888,000	22,094,080	26,405,120	5,388,800			
2 割 加 算							
贈与税控除							
配偶者軽減	22,094,080	22,094,080					
未成年控除							
障害者控除							
相次相続控除							
外国税額控除							
合 計	22,094,080	22,094,080					
差引納付額	31,793,900		26,405,100	5,388,800			
納税猶予税額							
納 付 税 額	31,793,900		26,405,100	5,388,800			
現金納付税額							
延 納 税 額	31,793,900		26,405,100	5,388,800			

※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。

遺 産 分 割 協 議 書

被相続人 池田太郎 の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人が次の通り遺産を分割し、取得することに決定した。

相続人 池田和子 が取得する財産

大阪市東淀川区〇〇 3－1 5－3	宅地	276.22㎡の内	276.22㎡
大阪市旭区◎◎ 4－2	宅地	252.20㎡の内	126.10㎡
大阪市東淀川区〇〇 3－1 5－3 (家屋番号)		125.50㎡の内	125.50㎡
A銀行	普通預金		10,000,000円
家財一式			1,100,000円
----- (以 下 余 白) -----			

遺 産 分 割 協 議 書

被相続人 池田太郎 の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人が次の通り遺産を分割し、取得することに決定した。

相続人 池田一郎 が取得する財産

大阪市都島区△△ 1－1 2－9	宅地	422.23㎡の内	422.23㎡
大阪市旭区◎◎ 4－2	宅地	252.20㎡の内	126.10㎡
大阪市都島区△△ 1－1 2－9 (家屋番号)		258.70㎡の内	258.70㎡
A社			50,000株
A銀行		普通預金	5,000,000円
----- (以 下 余 白) -----			

相続人 池田一郎 が取得する財産

大阪市都島区△△ 1－1 2－9	宅地	422.23㎡の内	422.23㎡
大阪市旭区◎◎ 4－2	宅地	252.20㎡の内	126.10㎡
大阪市都島区△△ 1－1 2－9 (家屋番号)		258.70㎡の内	258.70㎡
A社			50,000株
A銀行		普通預金	5,000,000円
-----	(以 下 余 白)	-----	

相続人 池田次郎 が取得する財産

A社		100,000株
B社		40,000株
A銀行	普通預金	5,000,000円
-----	(以下余白)	-----

相続人 池田和子 は 被相続人 池田太郎 の次の債務及び葬式費用を負担する

葬儀費用 ----- (以 下 余 白) ----- 1,500,000円

前記の通り相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するために本書を作成し、次に各自署名押印する。

令和 年 月 日

相続人

相続人

相続人

相続人

相続人

相続人

※ 贈与税額試算 ※

様

1. 贈与税の計算

(単位:円)

(ア).18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合(特例贈与)

受贈者氏名	池田一郎	池田次郎	池田三郎	合 計
贈 与 額	30,000,000	20,000,000	10,000,000	60,000,000
基 礎 控 除	1,100,000	1,100,000	1,100,000	3,300,000
課 税 価 格	28,900,000	18,900,000	8,900,000	56,700,000
贈 与 税 額	10,355,000	5,855,000	1,770,000	17,980,000
(%)	34.5	29.3	17.7	30.0

(イ).上記(ア)以外の場合(一般贈与)

受贈者氏名	池田良子	池田和子	池田恵子	合 計
贈 与 額	30,000,000	20,000,000	10,000,000	60,000,000
基 礎 控 除	1,100,000	1,100,000	1,100,000	3,300,000
課 税 価 格	28,900,000	18,900,000	8,900,000	56,700,000
贈 与 税 額	11,950,000	6,950,000	2,310,000	21,210,000
(%)	39.8	34.8	23.1	35.4

2. 配偶者控除を適用した場合の贈与税の計算

受贈者氏名	池田明子
配偶者控除対象の贈与額	50,000,000
配偶者控除額	20,000,000
差 引	30,000,000
上記以外の贈与額	
贈与額合計	30,000,000
基礎控除額	1,100,000
課 税 価 格	28,900,000
贈 与 税 額	11,950,000

- ※贈与税の配偶者控除の主な要件
1. 財産の贈与の時に婚姻期間が20年以上であること
 2. 贈与財産が国内の居住用不動産、または居住用不動産のための金銭であること
 3. 翌年の3月15日までに居住の用に供すること
 4. その後も引き続き居住の用に供する見込みであること
 5. 過去に同一の配偶者からの贈与でこの規定の適用を受けていないこと

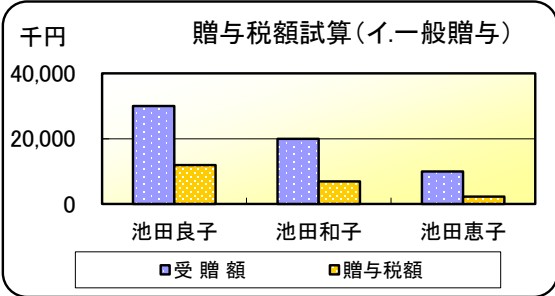
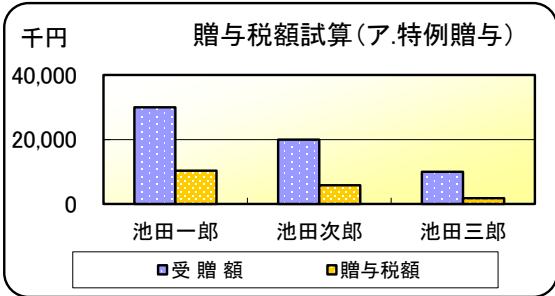
※控除額 最高2,000万円
(贈与された居住用不動産等の価格が限度)

3. 住宅取得資金の贈与の特例を適用した場合の贈与税の計算

受贈者氏名	池田五郎
住宅取得等資金の贈与額	35,000,000
家屋の種類・消費税率	省エネ等
非 課 税 額	10,000,000
差 引	25,000,000
上記以外の贈与額	
課税贈与額合計	25,000,000
基礎控除額	1,100,000
課 税 価 格	23,900,000
贈 与 税 額	8,105,000

- ※住宅取得資金の贈与の特例
- 令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に直系尊属から贈与により住宅取得等資金を取得し、住宅家屋の新築等に係る契約を締結した場合、次の金額まで非課税。
- ・省エネ、耐震、バリアフリーの住宅用家屋・・・1000万円
 - ・上記以外の住宅用家屋・・・・・・・・500万円

受贈者の年齢要件 18歳以上
床面積要件 50㎡以上240㎡以下 (※)
(東日本大震災の被災者は上限なし)
既存住宅については昭和57年1月1日以降に建築された住宅又は耐震基準に適合していることが証明された住宅。
贈与を受けた者のその年の合計所得金額が2,000万円以下であることが必要 (※1,000万円以下の場合は40㎡以上)。



※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。

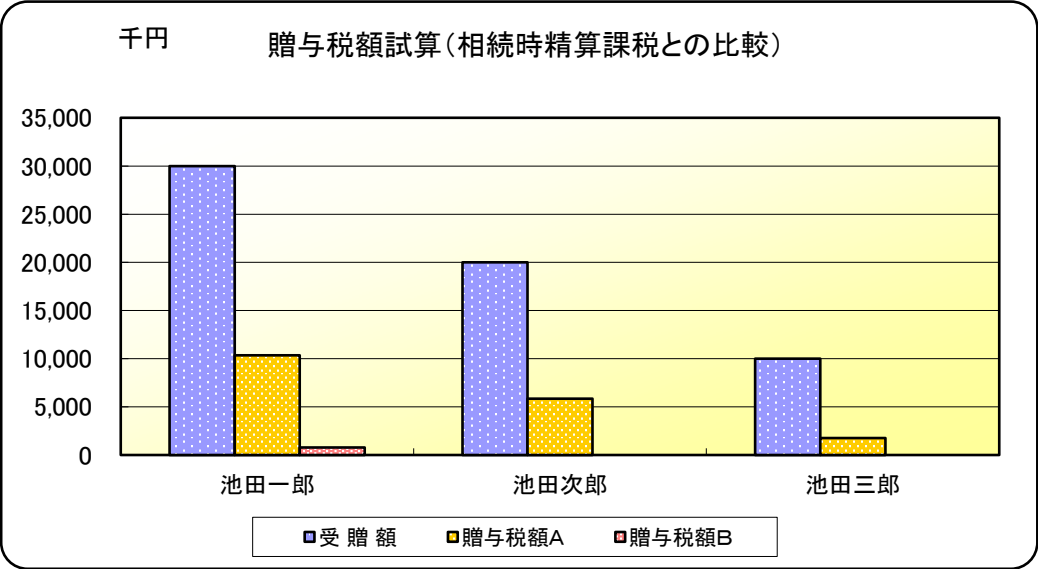
《特例贈与と相続時精算課税との比較》

(ア).18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合(特例贈与) (単位:円)

受贈者氏名	池田一郎	池田次郎	池田三郎	合 計
贈 与 額	30,000,000	20,000,000	10,000,000	60,000,000
基 礎 控 除	1,100,000	1,100,000	1,100,000	3,300,000
課 税 価 格	28,900,000	18,900,000	8,900,000	56,700,000
贈 与 税 額 (A)	10,355,000	5,855,000	1,770,000	17,980,000
(%)	34.5	29.3	17.7	30.0
※相続時精算課税制度(2500万円までの特別控除)適用の場合				
贈 与 額	30,000,000	20,000,000	10,000,000	60,000,000
基礎控除+特別控除	26,100,000	20,000,000	10,000,000	56,100,000
課 税 価 格	3,900,000			3,900,000
贈 与 税 額 (B)	780,000			780,000
(%)	2.6			1.3
税額の差異 (A-B)	9,575,000	5,855,000	1,770,000	17,200,000

※相続時精算課税制度の適用対象者(法21(9))
贈与者＝贈与をした年の1月1日において60歳以上の者(父母、祖父母)
(住宅取得等資金の特例の場合は60歳未満でも可)
受贈者＝贈与を受けた年の1月1日において18歳以上、かつ、
贈与者の直系卑属(子や孫)である推定相続人または孫
(事業承継税制の適用を受ける場合は贈与者の子や孫でなくても可)
※相続時精算課税に係る贈与税額(法21(12)(13))
＝ (贈与額－(基礎控除額(110万円)＋特別控除額(2,500万円まで))×税率20%

※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。



※ 連年贈与シミュレーション ※

様

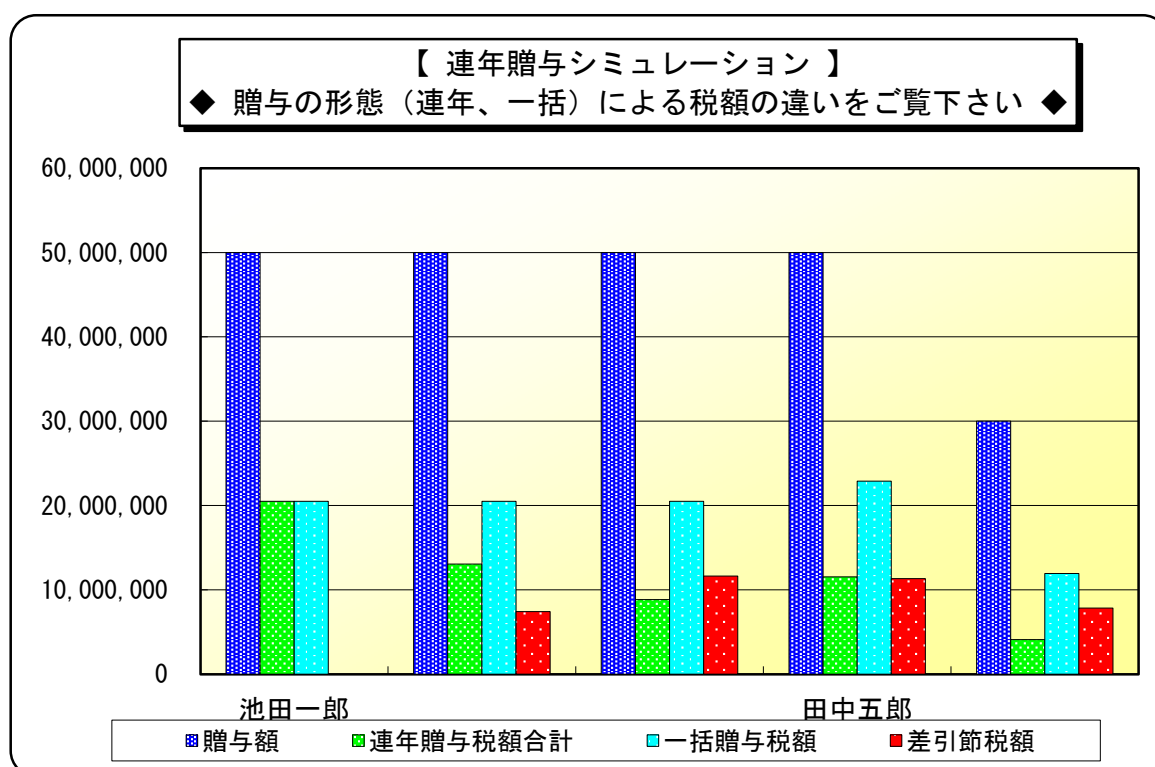
(単位:千円)

項目 (氏名など)	池田一郎			田中五郎	
贈与する金額	50,000	50,000	50,000	50,000	30,000
贈与する年数(A)	1	3	5	5	5
贈与税率の種類	直系尊属	直系尊属	直系尊属	一般	一般
1年当たりの 贈与額	50,000	16,666	10,000	10,000	6,000
基礎控除額	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
課税贈与額	48,900	15,566	8,900	8,900	4,900
1年当たりの 贈与税額(B)	20,495	4,354	1,770	2,310	820
贈与税の合計(C) (A) × (B)	20,495	13,062	8,850	11,550	4,100
一括贈与した 場合の贈与税(D)	20,495	20,495	20,495	22,895	11,950
税額の差異 (D) - (C)		7,433	11,645	11,345	7,850

※贈与税率の種類 一般：一般の場合の贈与税率

直系尊属：18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税率

※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。



※ 贈与税の相続時精算課税試算 ※

《一般の贈与》

様

	試算 1	試算 2			
贈与する財産の金額 (Ⅰ)	60,000	30,000	千円	配偶者あり=1	1
複数年贈与する場合の年数	5	5	年	子供の人数	3人
相続が発生した時の財産の総額 (Ⅱ)					
	120,000	150,000	千円		

【一般の贈与の試算】

● 暦年課税の場合

試算 1

試算 2

(単位：千円)

◎ 贈与税の計算					
贈与した金額	(a)	60,000	30,000	(Ⅰ)の金額	
基礎控除額の合計	(b)	16,500	16,500	110万円×子供の人数×年数	
課税贈与額の合計	(c)	43,500	13,500	(a)－(b)	
贈与税額の合計	①	5,025	1,350	各年の課税贈与額×税率×子供の人数	
◎ 相続税の計算					
相続財産の総額	(d)	120,000	150,000	(Ⅱ)の金額	
暦年課税分の贈与財産	(e)	57,000	27,000	(a)のうち相続前最大7年分(加算する場合) ※注	
基礎控除額	(f)	54,000	54,000	3千万円＋(600万円×相続人数)	
課税遺産額	(g)	123,000	123,000	試算1: (d)＋(e)－(f) 試算2: (d)＋(e)－(f)	
相続税の総額	(h)	19,175	19,175	各相続人の税額合計 (法定相続分×税率)	
配偶者軽減額	(i)	6,500	8,125		
暦年課税分の贈与税額控除	(j)	5,025	1,350	①のうち相続前贈与分(最大7年分)	
相続税額	②	7,650	9,700	試算1: (h)－(i)－(j) 試算2: (h)－(i)－(j)	
負担税額		12,675	11,050	①＋②の金額	

※注：相続開始前3年以内の取得財産以外の財産については、その財産の価額から1人当たり100万円を控除

● 相続時精算課税制度を選択した場合

◎ 贈与税の計算					
贈与した金額	(A)	60,000	30,000	(Ⅰ)の金額	
基礎控除額の合計	(B)	16,500	16,500	110万円×子供の人数×年数	
特別控除額の合計	(C)	43,500	13,500	1人につき上限2500万円まで	
課税贈与額の合計	(D)			(A)－(B)－(C)	
贈与税額の合計	③			(D)×税率	
◎ 相続税の計算					
相続財産の総額	(E)	163,500	163,500	(Ⅰ)－(B)＋(Ⅱ)の金額	
基礎控除額	(F)	54,000	54,000	3千万円＋(600万円×相続人数)	
課税遺産額	(G)	109,500	109,500	(E)－(F)	
相続税の総額	(H)	16,138	16,138	各相続人の税額合計 (法定相続分×税率)	
配偶者軽減額	(I)	5,379	6,724		
贈与税額控除	(J)			③の金額	
相続税額	④	10,758	9,414	(H)－(I)－(J) (マイナスの場合は還付)	
負担税額		10,758	9,414	③＋④の金額	

【相続時精算課税制度】

- ◎ 適用対象者 贈与者：贈与をした年の1月1日において60歳以上の者（父母や祖父母）。
受贈者：贈与を受けた年の1月1日において18歳以上で、かつ、贈与者の直系卑属（子や孫）である推定相続人または孫。（事業承継税制の適用を受ける場合は贈与者の子や孫でなくても可）
受贈者である子又は孫が、贈与者である父母又は祖父母ごとに選択可能。
住宅取得等資金の贈与の場合は贈与者の年齢制限なし。
- ◎ 適用対象財産 贈与財産の種類、金額、回数に制限なし。
- ◎ 税額の計算
- ・ 贈与時 基礎控除額(A)：110万円 特別控除額(B)：累積で2500万円まで
(A)＋(B)を超える部分に対しては一律20%の税率で贈与税を課税。
 - ・ 相続時 贈与財産を贈与時の時価で相続財産に合算し相続税を計算。
既に支払った贈与税は相続税から控除。（控除しきれない部分は還付）

※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。

※ 贈与税の相続時精算課税試算 ※

《住宅取得資金の贈与》

様

	試算 1	試算 2			
贈与する財産の金額 (Ⅰ)	50,000	80,000	千円	配偶者あり=1	1
相続が発生した時の財産の総額 (Ⅱ)				子供の人数	3人
	150,000	120,000	千円		

【住宅取得資金の贈与の試算】

※住宅の種類 → 省エネ等 ▼

●暦年課税の場合 試算 1 試算 2 (単位：千円)

◎贈与税の計算					
贈与した金額	(a)	50,000	80,000	(Ⅰ)の金額	
基礎控除＋非課税分	(b)	11,100	11,100	基礎控除額＋非課税分上限1,000万円	
課税贈与額	(c)	38,900	68,900	(a)－(b)	
贈与税額	①	15,300	31,495	(c)×税率	
◎相続税の計算					
相続財産の総額	(d)	150,000	120,000	(Ⅱ)の金額	
基礎控除額	(e)	54,000	54,000	3千万円＋(600万円×相続人数)	
課税遺産額	(f)	136,000	136,000	試算1：(d)＋(a)－(e) 注：(a)は非課税分を除く	
相続税の総額	(g)	22,100	22,100	試算2：(d)＋(a)－(e) 注：(a)は非課税分を除く	
配偶者軽減額	(h)	8,724	6,979	各相続人の税額合計 (法定相続分×税率)	
暦年課税分の税額控除	(i)	15,300	31,495	①の金額	
相続税額	②			試算1：(g)－(h)－(i) 試算2：(g)－(h)－(i)	
負担税額		15,300	31,495	①＋②の金額	

●相続時精算課税制度を選択した場合

◎贈与税の計算					
贈与した金額	(A)	50,000	80,000	(Ⅰ)の金額	
基礎控除＋非課税分	(B)	11,100	11,100	基礎控除額＋非課税分上限1,000万円	
特別控除額	(C)	25,000	25,000	上限2,500万円まで	
課税贈与額	(D)	13,900	43,900	(A)－(B)－(C)	
贈与税額	③	2,780	8,780	(D)×税率	
◎相続税の計算					
相続財産の総額	(E)	190,000	190,000	((Ⅰ)－1,000万円)＋(Ⅱ)の金額	
基礎控除額	(F)	54,000	54,000	3千万円＋(600万円×相続人数)	
課税遺産額	(G)	136,000	136,000	(E)－(F)	
相続税の総額	(H)	22,100	22,100	各相続人の税額合計 (法定相続分×税率)	
配偶者軽減額	(I)	8,724	6,979		
贈与税額控除	(J)	2,780	8,780	③の金額	
相続税額	④	10,596	6,341	(H)－(I)－(J) (マイナスの場合は還付)	
負担税額		13,376	15,121	③＋④の金額	

【相続時精算課税制度】(住宅取得資金特例)

- ◎非課税枠 2500万円
- ◎主な適用要件 贈与者：父母、祖父母など(年齢制限なし)
受贈者：贈与を受けた年の1月1日において18歳以上で、かつ、贈与者の直系卑属(子や孫など)である
推定相続人または孫
- ◎住宅等の条件 ・床面積40㎡以上の新築 ・昭和57年1月1日以後に建築された既存住宅
・一定の耐震基準を満たす既存住宅 ・100万円以上の一定の増改築
- ◎適用期間 令和8年12月31日まで

※直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けて、住宅家屋の新築等に係る契約を締結した場合、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの契約については以下の限度額まで非課税となります。

- 一般住宅 500万円 ・省エネ・耐震性家屋 1000万円
- (受贈者はその年の1月1日において18歳以上で合計所得金額が2000万円以下の者)
- ・相続が発生した場合この非課税分は、相続税の課税価格に算入されません

※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。

※ 教育資金の一括贈与試算 ※

様

1. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の特例による試算 (単位:千円)

受贈者 氏名	池田一郎	池田次郎	池田和子	合 計
教育資金口座への拠出額(贈与額) ①	15,000	15,000	15,000	45,000
口座からの払出額				
学校等への支払額 ②	12,000	11,000	9,000	32,000
学校等以外への支払額 ③	3,000	3,000	4,000	10,000
計 (教育資金の支払額) ②+③ ④	15,000	14,000	13,000	42,000
その他(教育資金以外の支払額) ⑤		1,000	2,000	3,000
払出額 合計 ④+⑤ ⑥	15,000	15,000	15,000	45,000
教育資金管理契約終了時の口座残高 ⑦				
贈与税 課税対象額 ⑤+⑦ ⑧		1,000	2,000	3,000
基礎控除額 ⑨		1,100	1,100	2,200
課税価格 ⑧-⑨ ⑩			900	900
贈与税額 ⑩×税率(一般税率) ⑪			90	90
※通常の贈与(暦年課税)による場合				
贈与額 (①の金額) ⑫	15,000	15,000	15,000	45,000
基礎控除額 ⑬	1,100	1,100	1,100	3,300
課税価格 ⑫-⑬ ⑭	13,900	13,900	13,900	41,700
贈与税額 ⑭×税率(特例税率) ⑮	3,660	3,660	3,660	10,980
税額の差異 ⑮-⑪ ⑯	3,660	3,660	3,570	10,890

2. 教育資金を一括贈与することによる相続税への影響

財産の総額 (A)	224,523	千円
配偶者 (B)	あり	
子の人数 (C)	3	人
○相続税額の試算		
		一括贈与を適用しない場合
		一括贈与を適用した場合
財産の総額 (D)	224,523	224,523
教育資金の一括贈与額 (①の合計) (E)		45,000
差引 相続財産の総額 (D)-(E) (F)	224,523	179,523
課税価格		
配偶者 (G)	112,261	89,761
子 (1人あたり) (H)	37,420	29,920
合計 (G)+(H)×(C) (I)	224,521	179,521
基礎控除額 (J)	54,000	54,000
課税遺産総額 (I)-(J) (K)	170,521	125,521
相続税の総額(各相続人の税額合計) (L)	29,867	19,742
配偶者軽減額 (M)	14,933	9,871
相続税額 (L)-(M) (N)	14,934	9,871

※教育資金管理契約終了日より後に相続が発生したものとして試算

【教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置】	【制度概要】
受贈者の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し金融機関等に信託等をした場合に、その信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1500万円までの金額(学校等以外の者に支払われる金銭については500万円まで)を限度として贈与税が非課税になる制度	
※受贈者は30歳未満で前年の合計所得金額が1000万円以下の者 ※令和8年3月31日までに金銭等を拠出すること	
※教育資金・・・1)学校等に支払われる入学金その他の金銭、2)学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの	
※受贈者は教育資金として支出したことを証する書類(領収書等)を金融機関に提出すること	
※この特例により贈与した財産は、贈与者の死亡日において受贈者が次のいずれかに該当する場合、管理残額については相続財産に加算されない(※管理残額・・・非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額)	
(ただし教育資金管理契約終了日までの間に贈与者が死亡した場合、贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えたときは加算する)	
①23歳未満 ②学校等に在学して ③教育訓練給付金の支給対象の教育訓練を受講している	
※受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の管理残額に相続税が課される場合は2割加算が適用される	
※受贈者が30歳に達した際に教育資金口座に残高がある場合はその残額について一般税率による贈与税を課税する(令和1年7月1日以後、受贈者が30歳に達した場合において上記②、③のいずれかに該当するときは教育資金管理契約は終了しない。また30歳に達した翌日以後その年において上記②、③のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年の12月31日または受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約は終了する)	

※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。

配偶者居住権の試算

所有者	建物	被相続人氏名	持分割合	(1)	(2)		
		池田 一郎	1				
		配偶者氏名	持分割合				
	土地	被相続人氏名	持分割合				
		池田 一郎	1				
			1				
所在地番、概要等							
大阪府〇〇市△△2-12-4							
1F居住用(100㎡)、2F賃貸用(100㎡2室、1室賃貸)							
建物評価額2,000万円 土地評価額6,000万円							
配偶者年齢 80歳10ヶ月 存続期間終身							
居住建物の内容	建物の構造		木造又は合成樹脂造	耐用年数	33 年	(3)	
	建築後の経過年数		(6月以上の端数は1年、6月未満の端数は切り捨て)			10 年	(4)
	建物の利用状況等	建物のうち賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の合計			150.00 ㎡	(5)	
		建物の床面積の合計			200.00 ㎡	(6)	
配偶者居住権の存続年数 (6月以上の端数は1年、6月未満の端数は切り捨て)					12 年	(7)	
複利現価率(法定利率 3%)					0.701	(8)	
評価の基礎となる価額	建物	賃貸の用に供されておらず、かつ、共有でないものとした場合の相続税評価額			20,000,000 円	(9)	
		共有でないものとした場合の相続税評価額			18,500,000 円	(10)	
		(10) (1) $18,500,000 \text{ 円} \times \frac{1}{1}$			18,500,000 円	(11)	
	土地	建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、土地が共有でないものとした場合の相続税評価額			60,000,000 円	(12)	
		共有でないものとした場合の相続税評価額			58,200,000 円	(13)	
		(13) (2) $58,200,000 \text{ 円} \times \frac{1}{1}$			58,200,000 円	(14)	
○ 配偶者居住権の価額							
(9) (5) (1) $20,000,000 \text{ 円} \times \frac{150.00 \text{ ㎡}}{200.00 \text{ ㎡}} \times \frac{1}{1}$ 15,000,000 円 (15)							
(15) (15) (3) (4) (7) (8) $15,000,000 \text{ 円} - 15,000,000 \text{ 円} \times \frac{33 - 10 - 12}{33 - 10} \times 0.701$ 9,971,087 円 (16)							
(3) (4)							
○ 居住建物の価額							
(11) (16) $18,500,000 \text{ 円} - 9,971,087 \text{ 円}$ 8,528,913 円 (17)							
○ 配偶者居住権に基づく敷地利用権の価額							
(12) (5) (1)と(2)のいずれか低い持分割合 $60,000,000 \text{ 円} \times \frac{150.00 \text{ ㎡}}{200.00 \text{ ㎡}} \times \frac{1}{1}$ 45,000,000 円 (18)							
(18) (18) (8) $45,000,000 \text{ 円} - 45,000,000 \text{ 円} \times 0.701$ 13,455,000 円 (19)							
○ 居住建物の敷地の用に供される土地の価額							
(14) (19) $58,200,000 \text{ 円} - 13,455,000 \text{ 円}$ 44,745,000 円 (20)							

※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。

※ 自社株の相続税納税猶予税額の試算 ※

<一般措置用>

(対象株数:総株式数の最大3分の2、納税猶予割合:80%)

様

1. 正味の遺産額に基づく相続税の計算

配偶者欄

(単位:円)

※経営承継人をチェックしてください→		☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	合 計 \氏名	配偶者	相続人 1	相続人 2	相続人 3	相続人 4	相続人 5	相続人 6	相続人 7
取得財産の価額	(1) 960,000,000	200,000,000	300,000,000	100,000,000	100,000,000	80,000,000	80,000,000	50,000,000	50,000,000
相続時精算課税適用財産の価額	(2)								
債務、葬式費用の金額	(3) 60,000,000		60,000,000						
純資産価額	(4) 900,000,000	200,000,000	240,000,000	100,000,000	100,000,000	80,000,000	80,000,000	50,000,000	50,000,000
相続前 7 年以内の贈与価額	(5)								
課税価格	(6) 900,000,000	200,000,000	240,000,000	100,000,000	100,000,000	80,000,000	80,000,000	50,000,000	50,000,000
基礎控除額	(7) 78,000,000								
課税遺産総額	(8) 822,000,000								
法定相続割合	(9) 1	1/2	1/14	1/14	1/14	1/14	1/14	1/14	1/14
法定取得金額	(10) 821,998,000	411,000,000	58,714,000	58,714,000	58,714,000	58,714,000	58,714,000	58,714,000	58,714,000
相続税の総額	(11) 237,799,400	163,500,000	10,614,200	10,614,200	10,614,200	10,614,200	10,614,200	10,614,200	10,614,200
あん分割合	(12) 1	0.22222222	0.26666667	0.11111111	0.11111111	0.08888889	0.08888889	0.05555556	0.05555556
算出税額	(13) 237,799,396	52,844,311	63,413,173	26,422,155	26,422,155	21,137,724	21,137,724	13,211,077	13,211,077
(※ 2 割加算に該当する場合はチェックしてください) →		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2 割加算	(14)	-----							
暦年課税分の贈与税額控除額	(15) 19,700,000		19,700,000						
配偶者税額軽減額	(16) 52,844,311	52,844,311	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
その他税額控除	(17)								
税額控除 計	(18) 72,544,311	52,844,311	19,700,000						
差引税額	(19) 165,255,085		43,713,173	26,422,155	26,422,155	21,137,724	21,137,724	13,211,077	13,211,077
相続時精算課税分の贈与税額控除額	(20)								
差引 計	(21) 165,254,700		43,713,100	26,422,100	26,422,100	21,137,700	21,137,700	13,211,000	13,211,000
納税猶予税額	(22) 43,713,100		43,713,100						
差引納付税額	(23) 121,541,600			26,422,100	26,422,100	21,137,700	21,137,700	13,211,000	13,211,000

※ 自社株の相続税納税猶予税額の試算 ※

<一般措置用>

(対象株数:総株式数の最大3分の2、納税猶予割合:80%)

様

2. 特例の適用を受ける株式の価額の総額		(単位:株,円)
相続開始時における発行済株式数	①	200,000
上記の3分の2の株式数 (端数切り上げ)	②	133,334
経営承継人が相続開始前から保有する株式数	③	10,000
(②-③)の数 (赤字の場合は0)	④	123,334
被相続人から相続、遺贈により取得した株式数	⑤	150,000
納税猶予の特例の適用を受ける株式の限度数 (④と⑤の少ない方)	⑥	123,334
⑤のうち特例の適用を受ける株式数 (⑥の株数が限度)	⑦	123,334
1株当たりの価額	⑧	2,185
特例の適用を受ける株式の価額の総額 (⑦×⑧)	⑨	269,484,790

3. 特定価額に基づく課税遺産総額、相続税の総額等		(単位:円)
特例の適用を受ける株式の価額の総額 (2.⑨の金額)	(A)	269,484,790
経営承継人に係る債務、葬式費用の金額 (経営承継人の1.(3)の金額)	(B)	60,000,000
経営承継人が取得した財産の価額 (経営承継人の1.(1)+(2)の金額)	(C)	300,000,000
控除未済債務額 (A+B-C) (赤字の場合は0)	(D)	29,484,790
特定価額 (A-D) (千円未満切捨て) (赤字の場合は0)	(E)	240,000,000
特定価額の20%相当額 (E×20%) (千円未満切捨て)	(F)	48,000,000
経営承継人以外の相続人の課税価額の合計額 (経営承継人以外の1.(6)の計)	(G)	660,000,000
基礎控除額 (1.(7)の金額)	(H)	78,000,000
(E)の金額に基づく課税遺産総額 (E+G-H)	(I)	822,000,000
(F)の金額に基づく課税遺産総額 (F+G-H)	(J)	630,000,000
(E)の金額に基づく相続税の総額 (I×各人の法定相続割合×税率)	(K)	237,799,400
(F)の金額に基づく相続税の総額 (J×各人の法定相続割合×税率)	(L)	164,500,000

4. 株式等納税猶予税額の計算		(単位:円)
経営承継人の(1.(18)+(20)-(15))の金額	(a)	
(E)の金額に基づく経営承継人の算出税額 (K×E÷(E+G))	(b)	63,413,173
2割加算が行われる場合の加算金額 (b×20%)	(c)	
(b+c-経営承継人の(1.(15)))の金額 (赤字の場合は0)	(d)	43,713,173
(F)の金額に基づく経営承継人の算出税額 (L×F÷(F+G))	(e)	11,152,542
2割加算が行われる場合の加算金額 (e×20%)	(f)	
(e+f-経営承継人の(1.(15)))の金額 (赤字の場合は0)	(g)	
経営承継人の(1.(13)+(14)-(15))の金額 (赤字の場合は0)	(h)	43,713,173
(a+d-g-h)の金額 (赤字の場合は0)	(i)	
株式等納税猶予税額 (d-g-i) (赤字の場合は0)		43,713,100

(経営承継人の1.(22)欄へ)

※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。

【非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例】

後継者である相続人等が、円滑化法の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者(被相続人)から相続等により取得し、その会社を運営していく場合にはその後継者が納付すべき相続税のうち、その会社の発行済議決権株式等総数の3分の2に達するまでの部分について、課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

※相続開始後

相続開始後8ヶ月以内に経営承継円滑化法に基づき、会社の要件、後継者の要件、先代経営者の要件を満たしていることについての、都道府県知事による「円滑化法の認定」を受けることが必要

◎特例を受けるための要件

- 1 会社の要件 次の会社のいずれにも該当しないこと
①上場会社 ②中小企業者に該当しない会社 ③風俗営業会社
④資産管理会社
- 2 後継者である相続人等の主な要件
①相続開始から5ヶ月後において会社の代表者であること
②相続開始の時ににおいて、後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権を保有することとなること
③相続開始の直前において会社の役員であること(被相続人が70歳未満で死亡した場合及び後継者が特例承継計画に記載されている者である場合を除く)
- 3 先代経営者である被相続人の主な要件
①会社の代表者であったこと
②相続開始直前において、被相続人及び被相続人と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
- 4 担保の提供
納税猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要がある。(特例の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、当該担保の提供があったものとみなす)

※納税猶予期間中

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税猶予が継続される。(ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなどした場合は、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要がある。)
引き続きこの特例を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を相続税の申告期限後5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに所轄税務署へ提出する必要がある

※後継者の死亡等

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部について納付が免除される

※ 自社株の相続税納税猶予税額の試算 ※

<特例措置用>

(対象株数:全株式、納税猶予割合:100%)

様

1. 正味の遺産額に基づく相続税の計算

配偶者欄

(単位:円)

※特例経営承継人をチェックしてください(最大3名まで)→		☐	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐
	合 計 \氏名	配偶者	相続人 1	相続人 2	相続人 3	相続人 4	相続人 5	相続人 6	相続人 7
取得財産の価額	(1) 960,000,000	200,000,000	300,000,000	100,000,000	100,000,000	80,000,000	80,000,000	50,000,000	50,000,000
相続時精算課税適用財産の価額	(2)								
債務、葬式費用の金額	(3) 60,000,000		60,000,000						
純資産価額	(4) 900,000,000	200,000,000	240,000,000	100,000,000	100,000,000	80,000,000	80,000,000	50,000,000	50,000,000
相続前 7 年以内の贈与価額	(5)								
課税価格	(6) 900,000,000	200,000,000	240,000,000	100,000,000	100,000,000	80,000,000	80,000,000	50,000,000	50,000,000
基礎控除額	(7) 78,000,000								
課税遺産総額	(8) 822,000,000								
法定相続割合	(9) 1	1/2	1/14	1/14	1/14	1/14	1/14	1/14	1/14
法定取得金額	(10) 821,998,000	411,000,000	58,714,000	58,714,000	58,714,000	58,714,000	58,714,000	58,714,000	58,714,000
相続税の総額	(11) 237,799,400	163,500,000	10,614,200	10,614,200	10,614,200	10,614,200	10,614,200	10,614,200	10,614,200
あん分割合	(12) 1	0.22222222	0.26666667	0.11111111	0.11111111	0.08888889	0.08888889	0.05555556	0.05555556
算出税額	(13) 237,799,396	52,844,311	63,413,173	26,422,155	26,422,155	21,137,724	21,137,724	13,211,077	13,211,077
(※ 2 割加算に該当する場合はチェックしてください) →		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2 割加算	(14)	-----							
暦年課税分の贈与税額控除額	(15) 19,700,000		19,700,000						
配偶者税額軽減額	(16) 52,844,311	52,844,311	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
その他税額控除	(17)								
税額控除 計	(18) 72,544,311	52,844,311	19,700,000						
差引税額	(19) 165,255,085		43,713,173	26,422,155	26,422,155	21,137,724	21,137,724	13,211,077	13,211,077
相続時精算課税分の贈与税額控除額	(20)								
差引 計	(21) 165,254,700		43,713,100	26,422,100	26,422,100	21,137,700	21,137,700	13,211,000	13,211,000
納税猶予税額	(22) 67,222,500		38,448,700		14,296,300	14,477,500			
差引納付税額	(23) 98,032,200		5,264,400	26,422,100	12,125,800	6,660,200	21,137,700	13,211,000	13,211,000

※ 自社株の相続税納税猶予税額の試算 ※

< 特例措置用 >

(対象株数: 全株式、納税猶予割合: 100%)

様

2. 特例の適用を受ける株式の価額の総額 (単位: 株, 円)		相続人 1	相続人 3	相続人 4
相続開始時における発行済株式数	①	200,000	200,000	200,000
被相続人から相続、遺贈により取得した株式数	②	120,000	30,000	30,000
②のうち特例の適用を受ける株式数 (②の株数が限度)	③	120,000	30,000	30,000
1株当たりの価額	④	1,853	1,853	1,853
特例の適用を受ける株式の価額の総額 (③×④)	⑤	222,360,000	55,590,000	55,590,000

3. 特定価額に基づく課税遺産総額、相続税の総額等 (単位: 円)		相続人 1	相続人 3	相続人 4
特例の適用を受ける株式の価額の総額 (2. ⑤の金額)	(A)	222,360,000	55,590,000	55,590,000
特例経営承継人に係る債務、葬式費用の金額 (特例経営承継人の 1. (3) の金額)	(B)	60,000,000		
特例経営承継人が取得した財産の価額 (特例経営承継人の 1. (1)+(2) の金額)	(C)	300,000,000	100,000,000	80,000,000
控除未済債務額 (A+B-C) (赤字の場合は0)	(D)			
特定価額 (A-D) (千円未満切捨て) (赤字の場合は0)	(E)	222,360,000	55,590,000	55,590,000
特例経営承継人以外の相続人の課税価額の合計額 (特例経営承継人以外の 1. (6) の計)	(F)	660,000,000	800,000,000	820,000,000
基礎控除額 (1. (7) の金額)	(G)	78,000,000	78,000,000	78,000,000
特定価額に基づく課税遺産総額 (E+F-G)	(H)	804,360,000	777,590,000	797,590,000
特定価額に基づく相続税の総額 (H×各人の法定相続割合×税率)	(I)	230,743,400	220,035,700	228,034,500

4. 特例株式等納税猶予税額の計算 (単位: 円)		相続人 1	相続人 3	相続人 4
特例経営承継人の (1. (18)+(20)-(15)) の金額	(a)			
特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額 (I×E÷(E+F))	(b)	58,148,717	14,296,315	14,477,595
2割加算が行われる場合の加算金額 (b×20%)	(c)			
(b+c-特例経営承継人の (1. (15)) の金額 (赤字の場合は0)	(d)	38,448,717	14,296,315	14,477,595
特例経営承継人の (1. (13)+(14)-(15)) の金額 (赤字の場合は0)	(e)	43,713,173	26,422,155	21,137,724
(a+d-e) の金額 (赤字の場合は0)	(f)			
特例株式等納税猶予税額 (d-f) (赤字の場合は0)		38,448,700	14,296,300	14,477,500

→ (経営承継人の 1. (22) 欄へ)

※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。

※ 相続税納税猶予税額の試算（個人版） ※

＜個人事業用資産の納税猶予＞

様

1. 正味の遺産額に基づく相続税の計算

配偶者欄

(単位:円)

※特例事業相続人をチェックしてください(最大3名まで)→		☐	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☐
	合 計 \氏名	配偶者	相続人 1	相続人 2	相続人 3	相続人 4	相続人 5	相続人 6	相続人 7
取得財産の価額	(1) 960,000,000	200,000,000	300,000,000	100,000,000	100,000,000	80,000,000	80,000,000	50,000,000	50,000,000
相続時精算課税適用財産の価額	(2) 30,000,000		30,000,000						
債務、葬式費用の金額	(3) 75,000,000		60,000,000	10,000,000		5,000,000			
純資産価額	(4) 915,000,000	200,000,000	270,000,000	90,000,000	100,000,000	75,000,000	80,000,000	50,000,000	50,000,000
相続前 7 年以内の贈与価額	(5)								
課税価格	(6) 915,000,000	200,000,000	270,000,000	90,000,000	100,000,000	75,000,000	80,000,000	50,000,000	50,000,000
基礎控除額	(7) 78,000,000								
課税遺産総額	(8) 837,000,000								
法定相続割合	(9) 1	1/2	1/14	1/14	1/14	1/14	1/14	1/14	1/14
法定取得金額	(10) 836,995,000	418,500,000	59,785,000	59,785,000	59,785,000	59,785,000	59,785,000	59,785,000	59,785,000
相続税の総額	(11) 243,798,500	167,250,000	10,935,500	10,935,500	10,935,500	10,935,500	10,935,500	10,935,500	10,935,500
あん分割合	(12) 1	0.218579235	0.295081967	0.098360656	0.109289617	0.081967213	0.087431694	0.054644809	0.054644809
算出税額	(13) 243,798,495	53,289,289	71,940,540	23,980,180	26,644,644	19,983,483	21,315,715	13,322,322	13,322,322
(※ 2 割加算に該当する場合はチェックしてください) →		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2 割加算	(14)	-----							
暦年課税分の贈与税額控除額	(15)								
配偶者税額軽減額	(16) 53,289,289	53,289,289	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
その他税額控除	(17)								
税額控除 計	(18) 53,289,289	53,289,289							
差引税額	(19) 190,509,206		71,940,540	23,980,180	26,644,644	19,983,483	21,315,715	13,322,322	13,322,322
相続時精算課税分の贈与税額控除額	(20)								
差引 計	(21) 190,508,900		71,940,500	23,980,100	26,644,600	19,983,400	21,315,700	13,322,300	13,322,300
納税猶予税額	(22) 65,252,700		35,024,000	18,442,400		11,786,300			
差引納付税額	(23) 125,256,200		36,916,500	5,537,700	26,644,600	8,197,100	21,315,700	13,322,300	13,322,300

※ 相続税納税猶予税額の試算（個人版） ※

<個人事業用資産の納税猶予>

様

2. 特定事業用資産の価額	(単位:円)	相続人 1	相続人 2	相続人 4
納税猶予の適用を受ける特定事業用資産の価額		200,000,000	80,000,000	50,000,000

3. 特定価額に基づく課税遺産総額、相続税の総額等	(単位:円)	相続人 1	相続人 2	相続人 4
特例事業相続人等の特定事業用資産の価額 (2. の金額) (A)		200,000,000	80,000,000	50,000,000
特例事業相続人等に係る債務、葬式費用の金額 (その者の 1. (3) の金額) (B)		60,000,000	10,000,000	5,000,000
上記のうち特定事業用資産に係る事業に関するもの以外の債務の金額 (C)		3,000,000		
事業関連債務の金額 (B - C) (D)		57,000,000	10,000,000	5,000,000
特例事業相続人等が取得した財産の価額 (その者の 1. (1)+(2) の金額) (E)		330,000,000	100,000,000	80,000,000
(C) - {(E) - (A)} (赤字の場合は0) (F)				
特定債務額 (D + F) (G)		57,000,000	10,000,000	5,000,000
特定価額 (A - G) (千円未満切捨て) (赤字の場合は0) (H)		143,000,000	70,000,000	45,000,000
特例事業相続人等以外の相続人の課税価額の合計額 (その特例事業相続人等以外の 1. (6) の計) (I)		645,000,000	825,000,000	840,000,000
基礎控除額 (1. (7) の金額) (J)		78,000,000	78,000,000	78,000,000
特定価額に基づく課税遺産総額 (H + I - J) (K)		710,000,000	817,000,000	807,000,000
特定価額に基づく相続税の総額 (K × 各人の法定相続割合 × 税率) (L)		192,999,400	235,799,700	231,798,200

4. 事業用資産納税猶予税額の計算	(単位:円)	相続人 1	相続人 2	相続人 4
特例事業相続人等の (1. (18)+(20)-(15)) の金額 (a)				
特定価額に基づく特例事業相続人等の算出税額 (L × H ÷ (H + I)) (b)		35,024,002	18,442,434	11,786,349
2 割加算が行われる場合の加算金額 (b × 20%) (c)				
(b + c - 特例事業相続人等の (1. (15)) の金額 (赤字の場合は0) (d)		35,024,002	18,442,434	11,786,349
特例事業相続人等の (1. (13)+(14)-(15)) の金額 (赤字の場合は0) (e)		71,940,540	23,980,180	19,983,483
(a + d - e) の金額 (赤字の場合は0) (f)				
事業用資産納税猶予税額 (d - f) (赤字の場合は0)		35,024,000	18,442,400	11,786,300

→ (事業相続人の 1. (22) 欄へ)

※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。

※ 相続税の延納税額計算 ※

	年(西暦)	月	日
申告日	2024	8	1
支払開始日	2025	9	10

		様
利子税特例 基準割合	0.9	%

【延納申請税額】 (単位:円) 【不動産等の割合】

1	納税すべき相続税額	54,300,000	区 分	課税相続財産	割 合
2	1のうち物納申請税額				3位未満切上
3	1のうち農地等の 納税猶予をする税額		立木の価額 7	千円	10 (7/9)
4	差 引 (1-2-3)	54,300,000	不動産等の価額 (7を含む) 8	688,432 千円	11 (8/9) 0.772
5	4のうち 現金で納付する税額		課税相続財産の価額		
6	延納申請税額 (4-5)	54,300,000	9	892,347 千円	

【延納申請税額の内訳】

不動産等の割合 (11の割合)	(4×11)と6とのどちらか 少ない方の金額	延納申請年数	利子税率(%)
12 75%以上	不動産等に係る 延納税額 41,919,600	最高 20年以内 20 年	0.4
13	動産等に係る 延納税額 12,380,400	最高 10年以内 10 年	0.6
14 50%以上 75%未満	不動産等に係る 延納税額	最高 15年以内 年	
15	動産等に係る 延納税額	最高 10年以内 年	
16 50%未満	立木に係る 延納税額	最高 5年以内 年	
17	他の財産に係る 延納税額	最高 5年以内 年	

◎相続税の延納の条件

1. 納付税額が10万円を超える場合
2. 金銭による一括納付が困難な場合
3. 担保を提供すること。
※延納税額が100万円以下で、
かつ延納期間が3年以下の場合は
担保は不要
4. 相続税の納付期限までに所定の
延納申請書を提出すること

必要担保金額 55,025 千円

● 相 続 税 の 延 納 明 細 表 ●

●延納相続税額の分納税額				●利子税 (単位:円)						
期 間	A. 不動産等 に係る税額	B. 動産等 に係る税額	(a) 分納税額計	A. に対する利子税		B. に対する利子税		(b) 利子税計	(a) + (b) 合 計	延 納 期 限
				(%)	0.4	(%)	0.6			
				月数		月数				
第 1 回	2,114,600	1,238,400	3,353,000	13	181,600	13	80,470	262,070	3,615,070	2025年 9月 10日
第 2 回	2,095,000	1,238,000	3,333,000	12	159,200	12	66,840	226,040	3,559,040	2026年 9月 10日
第 3 回	2,095,000	1,238,000	3,333,000	12	150,800	12	59,400	210,200	3,543,200	2027年 9月 10日
第 4 回	2,095,000	1,238,000	3,333,000	12	142,400	12	51,960	194,360	3,527,360	2028年 9月 10日
第 5 回	2,095,000	1,238,000	3,333,000	12	134,000	12	44,520	178,520	3,511,520	2029年 9月 10日
第 6 回	2,095,000	1,238,000	3,333,000	12	125,600	12	37,140	162,740	3,495,740	2030年 9月 10日
第 7 回	2,095,000	1,238,000	3,333,000	12	117,300	12	29,700	147,000	3,480,000	2031年 9月 10日
第 8 回	2,095,000	1,238,000	3,333,000	12	108,900	12	22,260	131,160	3,464,160	2032年 9月 10日
第 9 回	2,095,000	1,238,000	3,333,000	12	100,500	12	14,820	115,320	3,448,320	2033年 9月 10日
第 10 回	2,095,000	1,238,000	3,333,000	12	92,100	12	7,380	99,480	3,432,480	2034年 9月 10日
第 11 回	2,095,000		2,095,000	12	83,800			83,800	2,178,800	2035年 9月 10日
第 12 回	2,095,000		2,095,000	12	75,400			75,400	2,170,400	2036年 9月 10日
第 13 回	2,095,000		2,095,000	12	67,000			67,000	2,162,000	2037年 9月 10日
第 14 回	2,095,000		2,095,000	12	58,600			58,600	2,153,600	2038年 9月 10日
第 15 回	2,095,000		2,095,000	12	50,200			50,200	2,145,200	2039年 9月 10日
第 16 回	2,095,000		2,095,000	12	41,800			41,800	2,136,800	2040年 9月 10日
第 17 回	2,095,000		2,095,000	12	33,500			33,500	2,128,500	2041年 9月 10日
第 18 回	2,095,000		2,095,000	12	25,100			25,100	2,120,100	2042年 9月 10日
第 19 回	2,095,000		2,095,000	12	16,700			16,700	2,111,700	2043年 9月 10日
第 20 回	2,095,000		2,095,000	12	8,300			8,300	2,103,300	2044年 9月 10日
計	41,919,600	12,380,400	54,300,000		1,772,800		414,490	2,187,290	56,487,290	
◎分納税額の算出 延納税額÷延納する期間（年数） （千円未満の端数はその全額を1回目にまとめて加算） ◎利子税の算出 1回目納付分＝ 延納税額×利子税率×（納期限翌日から分納期限までの月数÷12） 2回目以降＝（延納税額－前回までの分納税額合計）×利子税率 ×（前回分納期限の翌日から今回分納期限までの月数÷12）										

※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。

※ 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(1) ※

[令和6年分以降]

様

地区区分→		普通住宅地区 ▼	地積(㎡)	482.5	(単位:円)	
自用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	1. 一路線に面する宅地					
	正面路線価		奥行距離(m)	奥行価格補正率	(1㎡当たりの価額)	
	178,000		24.125	0.97	172,660	
	2. 二路線に面する宅地					
	(A)	側方・裏面路線価	奥行距離(m)	奥行価格補正率	影響加算率	(1㎡当たりの価額)
	172,660	165,000	24.125	0.97	0.02	175,861
			調整率(分子)			
			(分母)			
	3. 三路線に面する宅地					
	(B)	側方・裏面路線価	奥行距離(m)	奥行価格補正率	側方加算(角地) ▼	(1㎡当たりの価額)
	175,861	154,000	25	0.97	0.03	180,342
			調整率(分子)			
			(分母)			
	4. 四路線に面する宅地					
	(C)	側方・裏面路線価	奥行距離(m)	奥行価格補正率	●選択 ▼	(1㎡当たりの価額)
			調整率(分子)			
			(分母)			
5-1. 間口が狭小な宅地等						
(A～Dのうち該当するもの)		間口距離(m)	間口狭小補正率	奥行長大補正率	(1㎡当たりの価額)	
5-2. 不整形地						
(A～Dのうち該当するもの)		想定整形地の地積(㎡)	不整形地補正率	(1㎡当たりの価額)		
180,342		635	0.94	169,521		
※不整形地補正率の計算(小数点以下2位未満切捨て)						
間口距離(m)		20	①	0.94	(①、②の低い率)	
奥行距離(m)		24.125	②	1.00	0.94	
6. 地積規模の大きな宅地						
(AからFまでのうち該当するもの)		規模格差補正率	地域	(1㎡当たりの価額)		
×			●選択 ▼			
※規模格差補正率の計算(小数点以下2位未満切捨て)						
7. 無道路地						
(FまたはGのうち該当するもの)		0.4の範囲内で相当とする割合			(1㎡当たりの価額)	
×		(1 -)				
※0.4の範囲内で相当とする割合の計算						
通路部分の地積(㎡)		割合	(0.4を限度)			
8-1. がけ地等を有する宅地						
(AからHまでのうち該当するもの)		がけ地地積(㎡)	方位	がけ地補正率	(1㎡当たりの価額)	
			●選択 ▼			
8-2. 土砂災害特別警戒区域内にある宅地						
(AからHまでのうち該当するもの)		特別警戒区域地積(㎡)	特別警戒区域補正率※	(1㎡当たりの価額)		
※特別警戒区域補正率の補正率 × がけ地補正率 (下限0.5)(小数点以下2位未満切捨て)						
9. 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地						
(AからJまでのうち該当するもの)		(控除割合)			(1㎡当たりの価額)	
×		(1 -)				
10. 私 道						
(AからKまでのうち該当するもの)		私道の場合=1			(1㎡当たりの価額)	
×		0.3				
※. 市街地農地等						
(宅地とした場合の価額)		1㎡当たりの造成費	市街地周辺農地	の場合=1 (1㎡当たりの価額)		
1平方メートル当たりの価額		地 積	総 額			
円		㎡	円		M	
169,521		482.5	81,793,882			

※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。

※ 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(2) ※
[令和6年分以降]

様

セットバック を必要とする 宅地の評価額	(自用地の評価額)	(該当地積)	(自用地の評価額)	N	
	円	m ²	円		
都市計画道路予定地の 区域内にある 宅地の評価額	(自用地の評価額)	容積率	予定地部分の地積	O	
	円	%	m ² (補正率)		
大規模工場用地等	(正面路線価)	(地 積)		P	
	円	m ²			
ゴルフ場用地等	(宅地とした場合の価額)	(地 積)	(1 m ² 当たり造成費)	Q	
	円	m ²	円		
区分所有財産に係る 敷地利用権の評価額	(自用地の評価額)	(敷地利用権(敷地権)の割合)	(自用地の評価額)	R	
	円	(分子) (分母)	円		
居住用の区分所有 財産の場合	(自用地の評価額)	(区分所有補正率)	(自用地の評価額)	S	
	円		円		
総 額 計 算 に よ る 価 額	貸宅地	(自用地の評価額)		T	
	貸家建付地	(自用地の評価額 またはV)	借地権割合 Vの場合=1 借家権割合 賃貸割合		U
		円			
	の目的となっ ている土地	(自用地の評価額)			V
	借地権	(自用地の評価額)			W
		円	割合→		
	貸家建付借地権	(W, ADのうち該当記号)	(W=1, AD=2)→ 借家権割合 賃貸割合		X
		円			
	転貸借地権	(W, ADのうち該当記号)	(W=1, AD=2)→ 借地権割合		Y
		円			
	転借権	(W, X, ADのうち該当記号)	(W=1, X=2, AD=3)→ 借地権割合		Z
		円			
借家人の 有する権利	(W, Z, ADのうち該当記号)	(W=1, Z=2, AD=3)→ 借家権割合 賃借割合		AA	
	円				
の 権利が競合する 場合の土地	(自用地の評価額)			AB	
	円	割合→			
他の権利と競合 する場合の土地	(T, Vのうち該当記号)	(T=1, V=2)→ 割合→		AC	
	円				
備考	(W, ABのうち該当記号)	(W=1, AB=2)→ 割合→		AD	
	円				

※ 有価証券評価明細書 ※

様

(単位:円)

NO.	コード	銘柄 会社名	簿価			時価		評価損益		
			株数	単価	金額	単価	金額	単価差額	評価益	評価損
1	2502	A株式会社	50,000	1,307	65,350,000	1,354	67,700,000	47	2,350,000	
2	5016	Nホールディングス	30,000	588	17,640,000	611	18,330,000	23	690,000	
3	5713	S金属工業	20,000	724	14,480,000	805	16,100,000	81	1,620,000	
4	7011	M重工業	80,000	615	49,230,000	667	53,360,000	52	4,160,000	
5	8830	S不動産	5,000	4,300	21,500,000	5,130	25,650,000	830	4,150,000	
6	9503	K電力	20,000	3,120	62,400,000	3,420	68,400,000	300	6,000,000	
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
合 計			205,000		230,600,000		249,540,000		18,970,000	

※ 営業権の評価明細書 ※

様

1. 平均利益金額の計算

(単位: 円)

事業年度	所得金額	非経常的な 損益の額	支払利子等の額	損金算入した 役員給与	利益金額
直前々々期	100,000,000				(イ) 100,000,000
直前々期	110,000,000				(ロ) 110,000,000
直前期	120,000,000				(ハ) 120,000,000
3 年 間 の 平 均 (イ+ロ+ハ)÷3		⑥ 110,000,000	平 均 利 益 金 額 (ハ)と⑥のいずれか低い方		⑦ 110,000,000

2. 標準企業者報酬額の計算

平 均 利 益 金 額	⑦ 110,000,000	平均利益金額(⑦)	標準企業者報酬の額
平均利益金額の区分に応ずる 標準企業者報酬額 ※右表を参照	⑧ 42,000,000	1 億円以下 1 億円超 3 億円以下 3 億円超 5 億円以下 5 億円超	⑦×0.3+1,000万円 ⑦×0.2+2,000万円 ⑦×0.1+5,000万円 ⑦×0.05+7,500万円

3. 総資産価額の計算

科 目	相続税評価額	科 目	相続税評価額
土地	73,290,000	売掛金	35,000,000
建物・構築物	19,320,000	預り金	12,000,000
機械器具	3,500,000	その他	5,000,000
車両運搬具	1,500,000		
什器備品	200,000		
棚卸資産	8,000,000		
		合 計 (総資産価額)	⑨ 157,810,000

4. 営業権の価額

超 過 利 益 金 額 (⑦) × 0.5 - (⑧) - ((⑨) × 0.05)	⑩ 5,109,500
営 業 権 の 価 額 超過利益金額(⑩) × 営業権の持続年数(10年)に応ずる基準年利率による複利年金現価率 (※基準年利率 1.00 % ※複利年金現価率 9.471)	⑪ 48,392,074

※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。

※ 譲渡所得税・住民税の計算 ※

様

<金額入力>

(単位:円)

		譲渡価額	概算取得費	取得費(実額)	譲渡費用
長期	一般分	85,340,000		23,420,000	
	優良住宅地(特定分)				
	居住用(10年超)(軽課分)				
	居住用(5年超10年以下)				
短期	一般分	55,340,000		45,343,000	
	軽減分				

<税額計算>

◎住民税は概算です

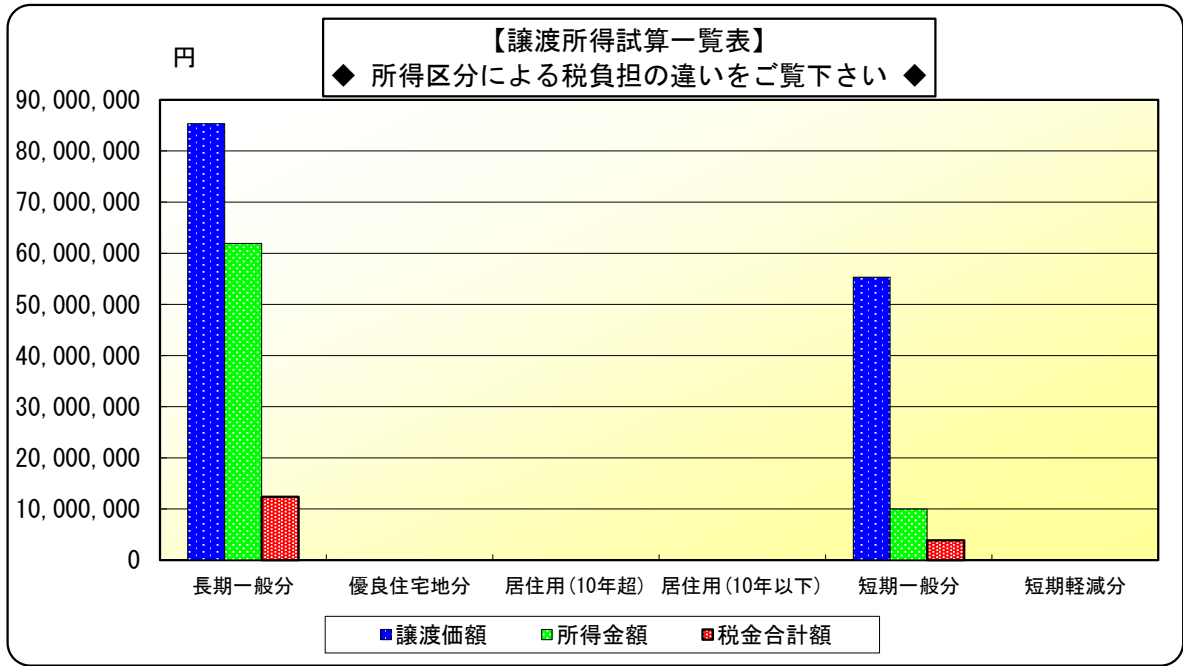
(単位:円)

		所得金額	所得 税	住 民 税	合 計	(%)
総合課税所得分		18,732,300	3,991,170	1,679,900	5,671,070	30.3
長期譲渡	一般分	61,920,000	9,288,000	3,096,000	12,384,000	20.0
	優良住宅地(特定分)					
	居住用(10年超)(軽課分)					
	居住用(5年超10年以下)					
	小 計	61,920,000	9,288,000	3,096,000	12,384,000	20.0
短期	一般分	9,997,000	2,999,100	899,730	3,898,830	39.0
	軽減分					
	小 計	9,997,000	2,999,100	899,730	3,898,830	39.0
所得控除額		1,983,200				
	所得税 小 計		16,278,270			
	復興特別所得税		341,843			
合 計		88,666,100	16,620,100	5,675,600	22,295,700	25.1

※注： 概算取得費＝譲渡価額×5％として計算しています。
居住用長期譲渡の場合は特別控除額3,000万円を考慮しています。

※所得税、住民税の合計は100円未満を切り捨てた金額です。 ※住民税(総合課税分)は森林環境税を含んだ金額です。

※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。



※ 不動産売却手取額試算(概算) ※

様

◎住民税は概算です

【譲渡の種類】

長期 一般分

(単位:千円)

売却金額	76,300
------	--------

取得原価	68,340
概算取得費=1	
概算取得費	
譲渡費用(概算)	2,429
譲渡費用(実額)	

特別控除額	
差引課税所得	5,531

総合課税所得	22,300
所得控除額	1,670

【差引手取額試算】

1. 分離課税分 (単位:千円)

譲渡収入	76,300
譲渡費用	2,429
所得税	847
住民税	276
差引	72,748

2. 総合課税分

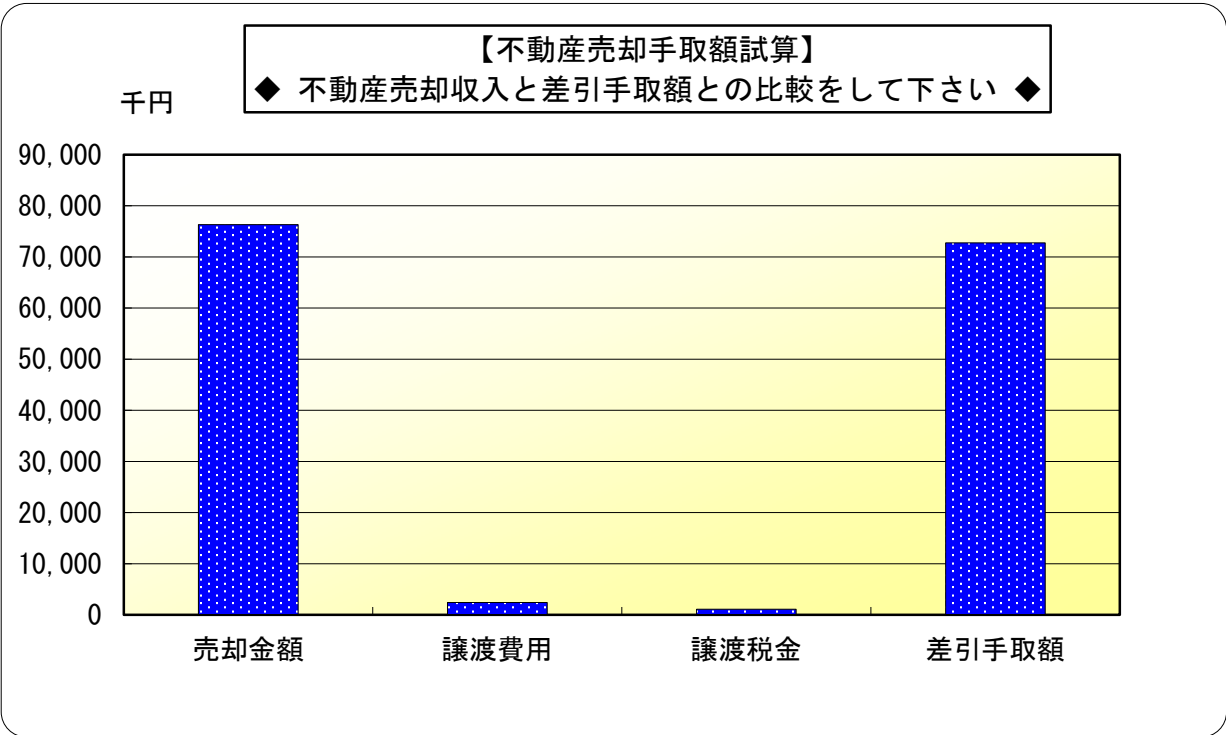
所得金額	22,300
所得税	5,570
住民税	2,068
差引	14,662

手取額合計	87,410
-------	--------

※注： 概算取得費の場合は譲渡価額×5%として計算しています。
居住用長期譲渡の場合は特別控除額3,000万円を考慮しています。

※所得税は復興特別所得税を含んだ金額です。 ※住民税(総合課税分)は森林環境税を含んだ金額です。

※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。



※ 居住用資産の買換え特例 ※

(単位:円)

譲渡資産売却価額	99,824,000
譲渡資産取得費	53,320,000
(概算取得費による場合)	
譲渡費用	2,320,000
買換資産取得価額	77,232,900

§ 今回買換えた資産を
5 年後に売却する場合

買換資産売却金額	84,239,000
譲渡費用	2,500,000

※2025年4月時点での税制に基づいて試算しています。

様

- 【買換え特例の適用要件】
- (1) 譲渡資産の所有期間10年超
 - (2) 譲渡者の居住期間10年以上
 - (3) 譲渡資産の譲渡対価が1億円以下
 - (4) 買換え資産の要件
建物床面積50㎡以上、土地面積500㎡以下
 - (5) 譲渡資産の譲渡がR7.12.31までに行われること
 - (6) 買換資産が中古建築物の場合は築後25年以内
または一定の耐震基準に適合すること
(不適合物件でも取得期限までに改修等により
適可)
 - (7) 買換資産が次のいずれかの場合は一定の省エネ
基準を満たすこと
 - ① 令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅
 - ② 建築確認を受けない住宅で登記簿上の建築
日付が令和6年7月1日以降のもの

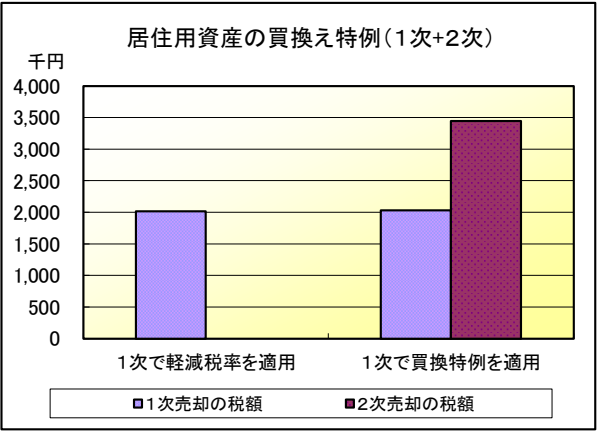
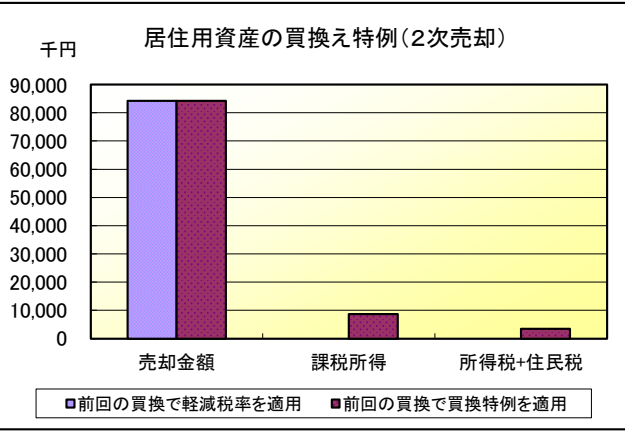
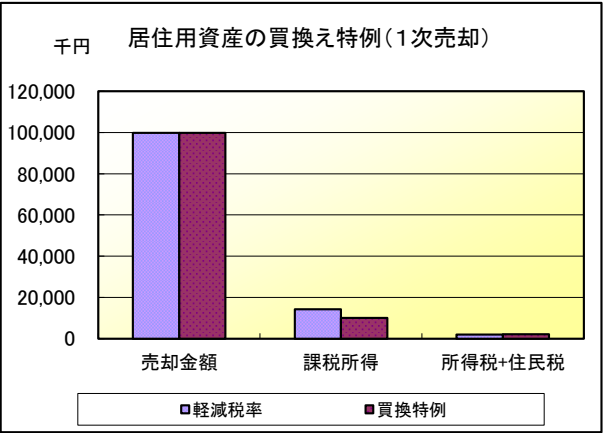
※居住用資産の譲渡税額 (単位:円)

(1次売却・買換)	軽減税率	買換特例	
譲渡資産売却金額	99,824,000	99,824,000	
取得費・譲渡経費	55,640,000	55,640,000	
特別控除	30,000,000	-----	買換価額
課税譲渡所得	14,184,000	9,999,000	77,232,900
所得税	1,448,100	1,531,300	
住民税	567,300	499,800	
税額合計	2,015,400	2,031,100	

§ 買換え資産を5 年後に
売却する場合(2次売却)

今回の買換に於いて 軽減税率を適用	買換特例を適用
譲渡資産売却金額	84,239,000
取得費・譲渡経費	79,732,900
特別控除	30,000,000
課税譲渡所得(短期譲渡)	8,690,000
所得税	2,661,700
住民税	782,000
税額合計	3,443,700

※所得税は復興特別所得税を含めた金額です。



※ 建設投資採算シミュレーション ※

様

《基礎データ入力》

(単位:千円)

(1) 土地	価額
新規購入費	200,000
自己所有分	150,000

(2) 建設費	価額	耐用年数	償却方法
建物	80,000	47	
附属設備	20,000	15	
その他	10,000	10	1 (定率 = 1, 定額 = 2)

(3) 投資額			
自己資金	60,000		
	借入①	借入②	借入③
借入金	120,000	80,000	50,000
利率 (%)	3.000	3.125	3.500
返済年数	25	25	25
返済方法 (元利=1, 元金=2)	1	1	1
据置年数			
※利子補給がある場合			
期間 (年)			
率 (%)			
建設期間中利息			

(4) 賃貸料	月額賃料	賃料上昇率 (%/2年)	共益費収入	戸数(台数)	空室率 (%/年)
住宅	120	1.00	20	24	15.00
店舗	300	2.00	35	4	
事務所					
駐車場	25	1.00		5	20.00

(5) 敷金等	礼金	敷金	更新料 (金額/2年)
住宅		240	
店舗		600	
事務所		480	
駐車場			
敷金運用利回り (%/2年)			

(6) 経費等 (年額)	完成前	完成後	経費上昇率 (%/2年)
地代	1,823	1,823	0.50
保険料	760	760	
管理費	700	700	0.50
修繕費	450	450	
人件費	3,500	3,500	1.00
その他経費	1,000	1,000	

(7) 公租公課	税率 (%)		評価割合 (%)		
固定資産税	1.40	3年ごとの上昇率 (%)	土地	建物	住宅特例
都市計画税	0.30	(土地分のみ)	70.00	70.00	適用する

(8) 法人税等税率 % ※土地 固定資産税・都市計画税 = 土地価格 × 評価割合 × 住宅特例(※) × 税率
(住宅特例 固定資産税 1/6 都市計画税 1/3)
※建物 固定資産税・都市計画税 = 建物価格 × 評価割合 × 税率

備考

※ 建設投資採算試算：収支予想 ※

単位：千円

【収 入】	完成前	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
賃貸料（住宅）	-----	29,376	29,376	29,669	29,669	29,965	29,965	30,264	30,264	30,566	30,566
〃（店舗）	-----	14,400	14,400	14,688	14,688	14,981	14,981	15,280	15,280	15,585	15,585
〃（事務所）	-----										
〃（駐車場）	-----	1,200	1,200	1,212	1,212	1,224	1,224	1,236	1,236	1,248	1,248
共益費収入	-----	6,576	6,576	6,657	6,657	6,740	6,740	6,823	6,823	6,908	6,908
礼金収入・更新料	-----										
敷金運用益	-----										
利子補給	-----										
自己資金	60,000	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
借入金収入	250,000	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
収入計	310,000	51,552	51,552	52,226	52,226	52,910	52,910	53,603	53,603	54,307	54,307
【支 出】											
支払利息		7,753	7,540	7,321	7,093	6,860	6,619	6,369	6,112	5,846	5,573
固定資産税等	4,165	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768
保険料	760	760	760	760	760	760	760	760	760	760	760
修繕費	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
地代	1,823	1,823	1,823	1,832	1,832	1,841	1,841	1,850	1,850	1,859	1,859
管理費	700	700	700	703	703	706	706	709	709	712	712
人件費	3,500	3,500	3,500	3,535	3,535	3,570	3,570	3,605	3,605	3,641	3,641
その他経費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
法人税等											
借入金元本返済		6,692	6,805	6,922	7,043	7,168	7,297	7,431	7,569	7,712	7,858
土地購入費・建設費	300,000	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
支出計	312,398	24,446	24,346	24,291	24,184	24,123	24,011	23,942	23,823	23,748	23,621
【資金収支】											
前期繰越額		-2,398	24,708	51,914	79,849	107,891	136,678	165,577	195,238	225,018	255,577
当期収支額	-2,398	27,106	27,206	27,935	28,042	28,787	28,899	29,661	29,780	30,559	30,686
翌期繰越額	-2,398	24,708	51,914	79,849	107,891	136,678	165,577	195,238	225,018	255,577	286,263
【借入金残高】											
		243,305	236,399	229,274	221,921	214,335	206,507	198,431	190,096	181,497	172,625

※ 建設投資採算試算：収支予想 ※

単位：千円

【収 入】	1 1 年度	1 2 年度	1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度	1 9 年度	2 0 年度
賃貸料（住宅）	30,871	30,871	31,179	31,179	31,490	31,490	31,804	31,804	32,122	32,122
“（店舗）	15,896	15,896	16,213	16,213	16,537	16,537	16,867	16,867	17,204	17,204
“（事務所）										
“（駐車場）	1,260	1,260	1,272	1,272	1,284	1,284	1,296	1,296	1,308	1,308
共益費収入	6,994	6,994	7,082	7,082	7,170	7,170	7,260	7,260	7,351	7,351
礼金収入・更新料										
敷金運用益										
利子補給										
自己資金	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
借入金収入	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
収入計	55,021	55,021	55,746	55,746	56,481	56,481	57,227	57,227	57,985	57,985
【支 出】										
支払利息	5,290	4,999	4,697	4,387	4,067	3,736	3,395	3,042	2,680	2,304
固定資産税等	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768
保険料	760	760	760	760	760	760	760	760	760	760
修繕費	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
地代	1,868	1,868	1,877	1,877	1,886	1,886	1,895	1,895	1,904	1,904
管理費	715	715	718	718	721	721	724	724	727	727
人件費	3,677	3,677	3,713	3,713	3,750	3,750	3,787	3,787	3,824	3,824
その他経費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
法人税等										
借入金元本返済	8,011	8,168	8,330	8,498	8,672	8,851	9,036	9,227	9,424	9,629
土地購入費・建設費	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
支出計	23,539	23,405	23,313	23,171	23,074	22,922	22,815	22,653	22,537	22,366
【資金収支】										
前期繰越額	286,263	317,745	349,361	381,794	414,369	447,776	481,335	515,747	550,321	585,769
当期収支額	31,482	31,616	32,433	32,575	33,407	33,559	34,412	34,574	35,448	35,619
翌期繰越額	317,745	349,361	381,794	414,369	447,776	481,335	515,747	550,321	585,769	621,388
【借入金残高】										
	163,469	154,022	144,274	134,215	123,837	113,127	102,076	90,672	78,906	66,765

※ 建設投資採算試算：収支予想 ※

単位：千円

【収 入】	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
賃貸料（住宅）	32,443	32,443	32,767	32,767	33,094	33,094	33,424	33,424	33,758	33,758
“（店舗）	17,548	17,548	17,898	17,898	18,255	18,255	18,620	18,620	18,992	18,992
“（事務所）										
“（駐車場）	1,321	1,321	1,334	1,334	1,347	1,347	1,360	1,360	1,373	1,373
共益費収入	7,444	7,444	7,538	7,538	7,633	7,633	7,730	7,730	7,828	7,828
礼金収入・更新料										
敷金運用益										
利子補給										
自己資金	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
借入金収入	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
収入計	58,756	58,756	59,537	59,537	60,329	60,329	61,134	61,134	61,951	61,951
【支 出】										
支払利息	1,917	1,518	1,106	681	242					
固定資産税等	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768
保険料	760	760	760	760	760	760	760	760	760	760
修繕費	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
地代	1,913	1,913	1,922	1,922	1,931	1,931	1,940	1,940	1,949	1,949
管理費	730	730	733	733	736	736	739	739	742	742
人件費	3,862	3,862	3,900	3,900	3,939	3,939	3,978	3,978	4,017	4,017
その他経費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
法人税等										
借入金元本返済	9,840	10,059	10,284	10,517	10,757	3,273	3,273	3,273	3,273	3,273
土地購入費・建設費	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
支出計	22,240	22,060	21,923	21,731	21,583	13,857	13,908	13,908	13,959	13,959
【資金収支】										
前期繰越額	621,388	657,904	694,600	732,214	770,020	808,766	855,238	902,464	949,690	997,682
当期収支額	36,516	36,696	37,614	37,806	38,746	46,472	47,226	47,226	47,992	47,992
翌期繰越額	657,904	694,600	732,214	770,020	808,766	855,238	902,464	949,690	997,682	1,045,674
【借入金残高】										
	54,237	41,308	27,969	14,204						

※ 建設投資採算試算：損益予想 ※

単位：千円

【収 益】	完成前	初年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
賃貸料（住宅）	-----	29,376	29,376	29,669	29,669	29,965	29,965	30,264	30,264	30,566	30,566
〃（店舗）	-----	14,400	14,400	14,688	14,688	14,981	14,981	15,280	15,280	15,585	15,585
〃（事務所）	-----										
〃（駐車場）	-----	1,200	1,200	1,212	1,212	1,224	1,224	1,236	1,236	1,248	1,248
共益費収入	-----	6,576	6,576	6,657	6,657	6,740	6,740	6,823	6,823	6,908	6,908
礼金収入・更新料	-----										
敷金運用益	-----										
利子補給	-----										
収益計	-----	51,552	51,552	52,226	52,226	52,910	52,910	53,603	53,603	54,307	54,307
【費 用】											
支払利息		7,753	7,540	7,321	7,093	6,860	6,619	6,369	6,112	5,846	5,573
固定資産税等	4,165	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768
保険料	760	760	760	760	760	760	760	760	760	760	760
修繕費	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
地代	1,823	1,823	1,823	1,832	1,832	1,841	1,841	1,850	1,850	1,859	1,859
管理費	700	700	700	703	703	706	706	709	709	712	712
人件費	3,500	3,500	3,500	3,535	3,535	3,570	3,570	3,605	3,605	3,641	3,641
その他経費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
減価償却費（建物）	-----	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
〃（附属設備）	-----	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340
〃（その他）	-----	2,000	1,600	1,280	1,024	819	655	655	655	655	655
費用計	12,398	22,854	22,241	21,749	21,265	20,874	20,469	20,266	20,009	19,791	19,518
【損 益】											
税引前利益	-12,398	28,698	29,311	30,477	30,961	32,036	32,441	33,337	33,594	34,516	34,789
前期繰越損失		-12,398									
課税対象利益	-12,398	16,300	29,311	30,477	30,961	32,036	32,441	33,337	33,594	34,516	34,789
税金充当額											
未処分利益	-12,398	16,300	45,611	76,088	107,049	139,085	171,526	204,863	238,457	272,973	307,762

※ 建設投資採算試算：損益予想 ※

単位:千円

【収 益】	1 1 年度	1 2 年度	1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度	1 9 年度	2 0 年度
賃貸料（住宅）	30,871	30,871	31,179	31,179	31,490	31,490	31,804	31,804	32,122	32,122
〃（店舗）	15,896	15,896	16,213	16,213	16,537	16,537	16,867	16,867	17,204	17,204
〃（事務所）										
〃（駐車場）	1,260	1,260	1,272	1,272	1,284	1,284	1,296	1,296	1,308	1,308
共益費収入	6,994	6,994	7,082	7,082	7,170	7,170	7,260	7,260	7,351	7,351
礼金収入・更新料										
敷金運用益										
利子補給										
収益計	55,021	55,021	55,746	55,746	56,481	56,481	57,227	57,227	57,985	57,985
【費 用】										
支払利息	5,290	4,999	4,697	4,387	4,067	3,736	3,395	3,042	2,680	2,304
固定資産税等	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768
保険料	760	760	760	760	760	760	760	760	760	760
修繕費	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
地代	1,868	1,868	1,877	1,877	1,886	1,886	1,895	1,895	1,904	1,904
管理費	715	715	718	718	721	721	724	724	727	727
人件費	3,677	3,677	3,713	3,713	3,750	3,750	3,787	3,787	3,824	3,824
その他経費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
減価償却費(建物)	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
〃（附属設備）	1,340	1,340	1,340	1,340	1,239					
〃（その他）										
費用計	18,628	18,337	18,083	17,773	17,401	15,831	15,539	15,186	14,873	14,497
【損 益】										
税引前利益	36,393	36,684	37,663	37,973	39,080	40,650	41,688	42,041	43,112	43,488
前期繰越損失										
課税対象利益	36,393	36,684	37,663	37,973	39,080	40,650	41,688	42,041	43,112	43,488
税金充当額										
未処分利益	344,155	380,839	418,502	456,475	495,555	536,205	577,893	619,934	663,046	706,534

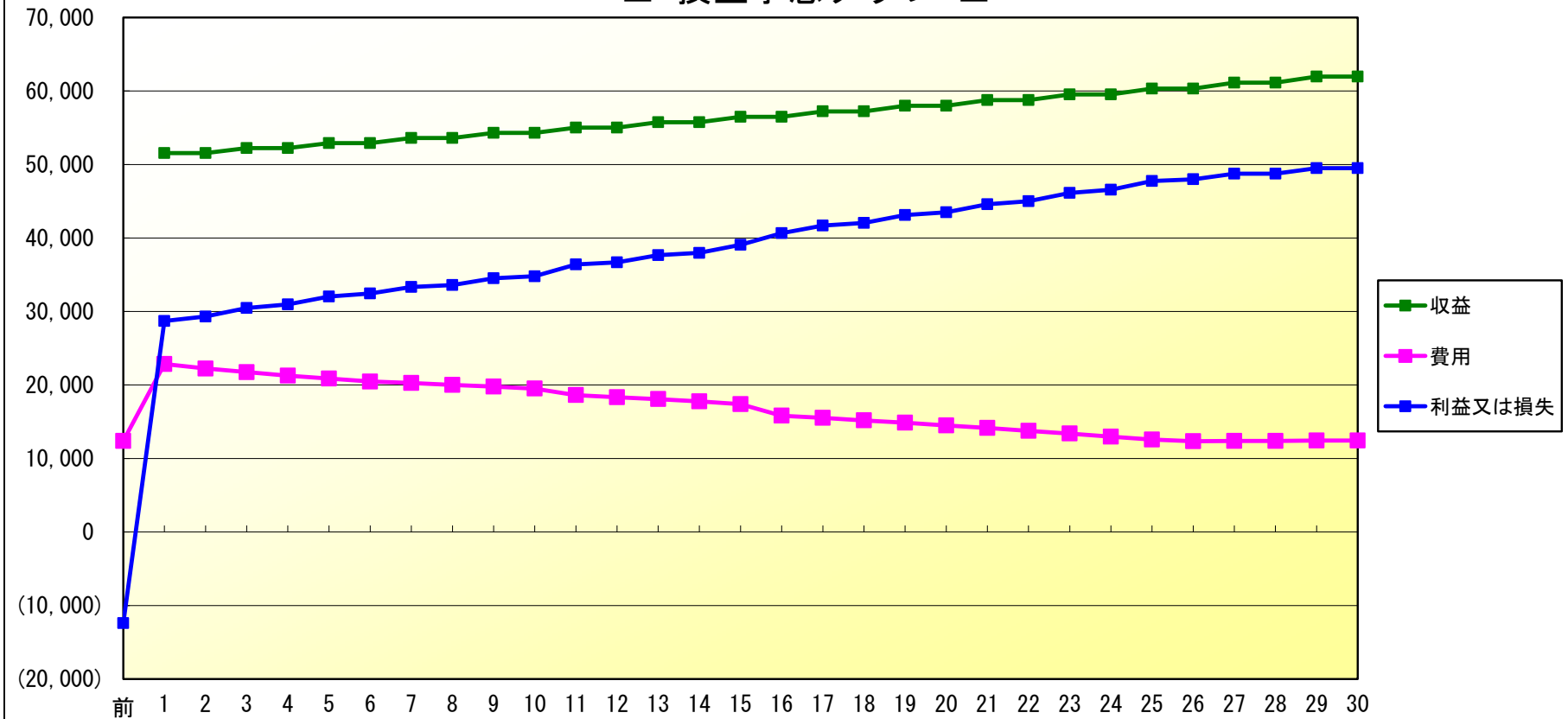
※ 建設投資採算試算：損益予想 ※

単位：千円

【収 益】	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
賃貸料（住宅）	32,443	32,443	32,767	32,767	33,094	33,094	33,424	33,424	33,758	33,758
〃（店舗）	17,548	17,548	17,898	17,898	18,255	18,255	18,620	18,620	18,992	18,992
〃（事務所）										
〃（駐車場）	1,321	1,321	1,334	1,334	1,347	1,347	1,360	1,360	1,373	1,373
共益費収入	7,444	7,444	7,538	7,538	7,633	7,633	7,730	7,730	7,828	7,828
礼金収入・更新料										
敷金運用益										
利子補給										
収益計	58,756	58,756	59,537	59,537	60,329	60,329	61,134	61,134	61,951	61,951
【費 用】										
支払利息	1,917	1,518	1,106	681	242					
固定資産税等	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768
保険料	760	760	760	760	760	760	760	760	760	760
修繕費	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
地代	1,913	1,913	1,922	1,922	1,931	1,931	1,940	1,940	1,949	1,949
管理費	730	730	733	733	736	736	739	739	742	742
人件費	3,862	3,862	3,900	3,900	3,939	3,939	3,978	3,978	4,017	4,017
その他経費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
減価償却費（建物）	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
〃（附属設備）										
〃（その他）										
費用計	14,160	13,761	13,399	12,974	12,586	12,344	12,395	12,395	12,446	12,446
【損 益】										
税引前利益	44,596	44,995	46,138	46,563	47,743	47,985	48,739	48,739	49,505	49,505
前期繰越損失										
課税対象利益	44,596	44,995	46,138	46,563	47,743	47,985	48,739	48,739	49,505	49,505
税金充当額										
未処分利益	751,130	796,125	842,263	888,826	936,569	984,554	1,033,293	1,082,032	1,131,537	1,181,042

単位：千円

■ 損益予想グラフ ■



自社株評価システム 2025 年版 帳票サンプル

CCS サポート株式会社

自社株評価システム 帳票サンプル

（一般の評価会社）

本サンプルは開発用に作成されたもので、
実際の事例を元にしたものではありません。

■第1表：株主及び会社規模の判定

◎会社名等

整理番号	01234233		
電話番号	06-6666-7777		
会社名	株式会社CCS出版	業種	卸売 ▼
代表者氏名	池田一郎		
課税時期	R7. 2. 10		
直前期（自）	R5. 4. 1		
（至）	R6. 3. 31		
本店の所在地	大阪市淀川区〇〇2-9-15 〇〇ビル4F		
事業内容	取扱品目、製造卸売等区分	業種目番号	構成比(%)
	産業機械器具卸売業	75	100

●1. 株主及び評価方式の判定

<判定要素（課税時期現在の株式所有状況）>

氏名又は名称	続柄	会社における役職名	株式数(株)	株式の種類	議決権数(個)	議決権割合(%)	入力
池田一郎	納税義務者	代表取締役	200		200	50	☐
池田和子	妻		100		100	25	☐
池田義男	弟	取締役	50		50	12	☐
鈴木恵子	姉		50		50	12	☐
							☐
							☐
							☐
							☐
							☐
							☐
自己株式							
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数					☐ 入力	400	100 (5)
筆頭株主グループの議決権の合計数					☐ 入力	400	100 (6)
評価会社の発行済株式又は議決権の総数			400			400	100
					☐ 入力	☐ 入力	

判定	同族株主等（原則的評価方式等）
----	-----------------

§判定基準

筆頭株主グループの議決権割合(6の割合)	50%超	30%以上 50%以下	30%未満	株主の区分
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(5の割合)	50%超	30%以上	15%以上	同族株主等
	50%未満	30%未満	15%未満	同族株主等以外の株主

●2. 少数株式所有者の評価方式の判定

<判定要素>

氏名	
役員	▼
納税義務者が中心的な同族株主	▼
納税義務者以外に中心的な同族株主	▼
(氏名)	
判定	

＜判定要素＞

判 定	中会社 (Lの割合 0.75)
-----	-----------------

直前期末以前1年間における従業員数に應ずる区分 (※70人未満の会社の場合、下表により判定)	70人以上の会社は大会社
---	--------------

● 4. 増(減)資の状況その他の評価上の参考事項

[illegible]

■第2表：特定の評価会社の判定

●1. 比準要素数1の会社

直前期末における 判定要素 (1)	第4表の(B1)	第4表の(C1)	第4表の(D1)	§ 判定基準 (1) 欄のいずれか2の 判定要素が0であり、 かつ、(2) 欄のいずれか 2以上の判定要素が0	
	円 0.60	円 348	円 158		
直前々期末における 判定要素 (2)	第4表の(B2)	第4表の(C2)	第4表の(D2)	判 定	非該当
	円 0.50	円 308	円 149		

●2. 株式等保有特定会社

総資産価額 (第5表の(1))	株式等の価額の 合計額 (第5表の(4))	株式等保有割合 (2) ÷ (1)	判 定	§ 判定基準 株式等保有割合が50%以上
(1) 千円 805,422	(2) 千円 96,982	(3) % 12	非該当	

●3. 土地保有特定会社

総資産価額 (第5表の(1))	土地等の価額の 合計額 (第5表の(4))	土地保有割合 (5) ÷ (4)	会社の規模の判定	§ 判定基準	
(4) 千円 805,422	(5) 千円 22,389	(6) % 2	中会社		
			判 定	非該当	

§ 判定基準	
大 会 社	70%以上
中 会 社	90%以上
小 会 社	
・卸売業	
20億以上	70%以上
7000万以上	90%以上
・小売・サービス	
15億以上	70%以上
4000万以上	90%以上
・上記以外	
15億以上	70%以上
5000万以上	90%以上

●4. 開業後3年未満の会社等

(1) 開業後3年未満の会社

判 定 要 素	開業年月日	判 定	非該当	§ 判定基準 課税時期において 開業後3年未満
	H10.4.1			

(2) 比準要素数0の会社

直前期末における 判定要素	第4表の(B1)	第4表の(C1)	第4表の(D1)	§ 判定基準 判定要素がいずれも0	
	円 0.60	円 348	円 158		
			判 定	非該当	

●5. 開業前又は休業中の会社

開業前の会社	非該当 ▼	休業中の会社	非該当 ▼
--------	-------	--------	-------

●6. 清算中の会社

清算中の会社	非該当 ▼
--------	-------

●7. 特定の評価会社の判定結果

一般の評価会社

■第3表：一般の評価会社の株式等の価額の計算

●1. 原則的評価方式による価額

＜1株当たりの価額の計算の基となる金額＞

類似業種比準価額	1株当たりの純資産価額	1株当たりの純資産価額の80%相当額
(1) 円 562,400	(2) 円 870,525	(3) 円

＜1株当たりの価額の計算＞

区 分	1株当たりの価額の算定方法	1株当たりの価額
大会社の株式の価額	(1)の金額と(2)の金額のいずれか低い方の金額 (2)の記載がないときは(1)の金額	(4) 円
中会社の株式の価額	〔(1)と(2)のいずれか低い方の金額×Lの割合〕＋ 〔(2)の金額(3)の金額があるときは(3)の金額)×(1-Lの割合)〕	(5) 円 639,431
小会社の株式の価額	(2)の金額(3)の金額があるときは(3)の金額)と 「(1)の金額×0.50)＋(2)(又は(3)の金額×0.50)」の低い方	(6) 円

＜株式の価額の修正＞

課税時期において配当期待権の発生している場合	修正後の株式の価額
株式の価額 1株当たりの配当金額 ((4),(5)又は(6)の金額)－ 円	(7) 円
課税時期において株式の割当てを受ける権利等の発生している場合	修正後の株式の価額
株式の価額 割当株式1株当たりの 1株当たりの 1株当たりの割当株式 ((4),(5),(6)又は(7)の金額) 払込金額 割当株式数 数又は交付株式数 － 円 × 株)÷(1株＋ 株)	(8) 円

●2. 配当還元方式による価額

＜1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等＞

直前期末の 資本金等の額	直前期末の 発行済株式数	直前期末の 自己株式数	1株50円とした 場合の発行済株式数	1株当たりの資本金 等の額
(9) 千円	(10) 株	(11) 株	(12) 株	(13) 円

＜直前期末以前2年間の配当金額＞

事業年度	年配当金額	非経常的な配当金額	経常的な年配当金額	年平均配当金額
	(14)	(15)	(16)	(17)
直前期	千円	千円	千円	千円
直前々期	千円	千円	千円	

＜1株(50円)当たりの年配当金額・配当還元価額＞

1株(50円)当たりの 年配当金額	年平均配当金額 ÷ (12)の株式数 (この金額が2円50銭未満の 場合は2円50銭)	(18) 円
配当還元価額	(18)の金額÷10% × (13)の金額÷50円 (原則的評価方式による価額を超える場合は 原則的評価方式により計算した価額)	(20) 円

●3. 株式に関する権利の価額

配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき所得税相当額	(21) 円
株式の割当てを 受ける権利	(8)(配当還元方式の場合は (20)の金額) 割当株式1株当たりの払込金額	(22) 円
株主となる権利		(23) 円
株式無償交付期待権		(24) 円

●4. 株式及び株式に関する権利の価額

株式の評価額	円 639,431	株式に関する 権利の価額	配当期待権 株式の割当てを受ける権利 株主となる権利 株式無償交付期待権	円
--------	-----------	-----------------	---	---

■第4表：類似業種比準価額等の計算

●1. 1株当たりの資本金等の額等の計算

直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額 (1)÷(2)-(3))
(1) 千円 20,000	(2) 株 400	(3) 株	(4) 円 50,000
			1株当たりの資本金等の額を 50円とした場合の発行済株式数 (5) 株 400,000

●2. 比準要素等の金額の計算

<1株(50円)当たりの年配当金額>

(千円)

直前期末以前2(3)カ年間の年平均配当金額					比準要素数1又は0の 会社の判定要素の金額
事業年度	(6) 年配当金額	(7) 非経常的な 配当金額	(8) 差引経常的な配当金額	年平均配当金額	(B1) 円
直前期	300		(イ) 300	(9) ((イ)+(ロ))÷2	(B2) 円 (10)/(5) 0.50
直前々期	200		(ロ) 200	(10) ((ロ)+(ハ))÷2	1株(50円)当たりの 年配当金額
直前々期の 前期	200		(ハ) 200		(B) 円 0.60

<1株(50円)当たりの年利益金額>

(千円)

直前期末以前2(3)カ年間の利益金額							比準要素数1又は0の 会社の判定要素の金額
事業年度	(11) 法人税の課 税所得金額	(12) 非経常的な 利益金額	(13) 益金不算入 額	(14) 左の所得税 額	(15) 繰越欠損金 の控除額	(16) 差引利益 金額	(C1) 円
直前期	142,342		7,982	2,060		(ニ) 148,264	(C2) 円 308
直前々期	123,532		9,565	2,472		(ホ) 130,625	1株(50円)当たりの 年利益金額
直前々期の 前期	111,242		7,129	1,870		(ヘ) 116,501	(C) 円 348

<1株(50円)当たりの純資産価額>

(千円)

直前期末(直前々期末)の純資産価額				比準要素数1又は0の 会社の判定要素の金額
事業年度	(17) 資本金等の額	(18) 利益積立金額	(19) 純資産価額	(D1) 円
直前期	20,000	43,374	(ト) 63,374	(ト)/(5) 158
直前々期	20,000	39,853	(チ) 59,853	(D2) 円 (チ)/(5) 149
				1株(50円)当たりの 純資産価額
				(D) 円 158

● 3. 類似業種比準価額の計算
 < 1株(50円)当たりの比準価額 >

類似業種と業種目番号			比準割合の計算			
産業機械器具卸売業			No.	75		
類似業種の株価			区 分	1株当たり 年配当金額	1株当たり 年利益金額	1株当たり 純資産価額
(月)	(円)					
課税時期の 属する月	2	433	評価会社 (円)	円 0.60	円 348	円 158
課税時期の 属する月の前月	1	433	類似業種 (円)	11.10	51	480
課税時期の 属する月の前々月	12	437	要 素 別 比準割合	0.05	6.82	0.32
前年平均株価		438	比 準 割 合	(21)		
課税時期の属する月以前 2年間の平均株価		411		2.39		
A (最も低いもの)		(20) 411	1株(50円)当たりの 比準価額		(22)	円 589.30

類似業種と業種目番号			比準割合の計算			
機械器具卸売業			No.	74		
類似業種の株価			区 分	1株当たり 年配当金額	1株当たり 年利益金額	1株当たり 純資産価額
(月)	(円)					
課税時期の 属する月	2	505	評価会社 (円)	円 0.60	円 348	円 158
課税時期の 属する月の前月	1	504	類似業種 (円)	14.30	66	563
課税時期の 属する月の前々月	12	507	要 素 別 比準割合	0.04	5.27	0.28
前年平均株価		542	比 準 割 合	(24)		
課税時期の属する月以前 2年間の平均株価		519		1.86		
A (最も低いもの)		(23) 504	1株(50円)当たりの 比準価額		(25)	円 562.40

< 1株当たりの比準価額 >

比準価額 ((22) と (25) のいずれか低い方) × (4) の金額 ÷ 50円	(26) 円 562,400
---	-------------------

< 比準価額の修正 >

直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合				修正比準価額
比準価額	1株当たりの配当金額			(27) 円
((26)の金額	－	円		
直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合				
比準価額	割当株式 1株当たりの 払込金額	1株当たりの 割当株式数	1株当たりの割当 株式数又は交付株式数	
((26)または(27)の金額)	＋	円 ×	株) ÷ (1株＋	株)
				修正比準価額
				(28) 円

● 1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）

● 2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算

● 3. 1株当たりの純資産価額の計算

☐ 法人税額等相当額を控除しない

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号

01234233

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

会 社 名	(電話 06-6666-7777) 株式会社CCS出版		本 店 の 所 在 地	大阪市淀川区〇〇2-9-15 〇〇ビル4F		
代 表 者 氏 名	池田一郎		事 業 内 容	取扱品目及び製造、卸売、 小売等の区分	業 種 目 号 業 番	取引金額 の構成比
課 税 時 期	令和 7 年 2 月 10 日			産業機械器具卸売業	75	100 %
直 前 期	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日					
1. 株主及び評価方式の判定				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合 (⑤の割合)を基として、区分します。		
判 定 要 素 (課 税 時 期 現 在 の 株 式 等 の 所 有 状 況)	氏名又は名称	続柄	会社におけ る役職名	① 株 式 数 (株式の種類)	② 議 決 権 数	③ 議決権割合 (②/①)
	池田一郎	納 税 義務者	代表取締役	株 200	個 200	50 %
	池田和子	妻		100	100	25
	池田義男	弟	取締役	50	50	12
	鈴木恵子	姉		50	50	12
2. 少数株式所有者の評価方式の判定				判 定 内 容		
項 目				判 定 内 容		
氏 名						
Ⓐ 役 員				である (原則的評 価方式等) ・でない (次のⒷへ)		
Ⓑ 納税義務者が 中心的な同族株主				である (原則的評 価方式等) ・でない (次のⒸへ)		
Ⓒ 納税義務者以 外に中心的な同族 株主 (又は株主)				がいる (配当還元方式) ・ がない (原則的評 価方式等) (氏名)		
判 定				原則的評価方式 ・ 配当還元方式		
納税義務者の属する同族関係者グル ープの議決権の合計数				② 400 ③ (②/①) 100		
筆頭株主グループの議決権の合計数				③ 400 ④ (③/①) 100		
評価会社の発行済株式又は議決権 の総数				① 400 ④ 400 100		

(令和六年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

3. 会社の規模（Lの割合）の判定									
判定要素	項目	金額		項目	人数				
	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	千円 493,533		直前期末以前1年間 における従業員数	[従業員数の内訳] [継続勤務] [継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数] (14人) + (140時間) 1,800時間				
	直前期末以前1年間の取引金額	千円 698,233							
判定基準	① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				70人以上の会社は、大会社（㊸及び㊹は不要） 70人未満の会社は、㊸及び㊹により判定				
	㊸ 直前期末の総資産価額（帳簿価額）及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				㊹ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合（中会社）の区分	
	総資産価額（帳簿価額）			従業員数	取引金額				
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		
	20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社	
	4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超	7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満	0.90	中 会 社
	2億円以上 4億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3億5,000万円以上 7億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	0.75	
	7,000万円以上 2億円未満	4,000万円以上 2億5,000万円未満	5,000万円以上 2億5,000万円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3億5,000万円未満	6,000万円以上 2億5,000万円未満	8,000万円以上 2億円未満	0.60	
	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	
	・「会社規模のLの割合（中会社）の区分」欄は、㊸欄の区分（「総資産価額（帳簿価額）」と「従業員数」とのいずれか下位の区分）と㊹欄（取引金額）の区分とのいずれか上位の区分により判定します。								
判定	大会社	中 会 社		小 会 社					
		L の 割 合							
		0.90	0.75						
4. 増（減）資の状況その他評価上の参考事項									

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名 株式会社CCS出版

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1. 比準要素数1の会社		判 定 要 素						判 定 基 準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である(該当) でない(非該当)					
		(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素									
		第4表の ㉔の金額	第4表の ㉕の金額	第4表の ㉖の金額	第4表の ㉗の金額	第4表の ㉘の金額	第4表の ㉙の金額							
		円 銭	円	円	円 銭	円	円							
		0	60	348	158	0	50	308	149	判 定	該 当	非該当		
2. 株式等保有特定会社		判 定 要 素						判 定 基 準	③の割合が50%以上である ③の割合が50%未満である					
		総 資 産 価 額 (第5表の①の金額)		株式等の価額の合計額 (第5表の㉔の金額)		株式等保有割合 (㉚/㉑)								
		①	千円	②	千円	③	%							
		805,422	96,982	12										
		該 当	非該当											
3. 土地保有特定会社		判 定 要 素						判 定 基 準	会 社 の 規 模 の 判 定 (該当する文字を○で囲んで表示します。)					
		総 資 産 価 額 (第5表の①の金額)		土地等の価額の合計額 (第5表の㉕の金額)		土地保有割合 (㉞/㉜)								
		④	千円	⑤	千円	⑥	%							
		805,422	22,389	2										
		判 定 基 準	会 社 の 規 模	大 会 社	中 会 社	小 会 社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)								
		⑥の割合		70%以上	70%未満	90%以上	90%未満				70%以上	70%未満	90%以上	90%未満
		判 定	該 当	非該当	該 当	非該当	該 当				非該当	該 当	非該当	
4・開業後3年未満の会社等	(1)開業後3年未満の会社	判 定 要 素		判 定 基 準		課 税 時 期 に お い て 開 業 後 3 年 未 満 で あ る		課 税 時 期 に お い て 開 業 後 3 年 未 満 で な い						
		開業年月日	平成10年 4月 1日	判 定		該 当		非 該 当						
	(2)比準要素数0の会社	判 定 要 素	直 前 期 末 を 基 と し た 判 定 要 素			判 定 基 準	直前期末を基とした判定要素がいずれも0である(該当) でない(非該当)							
			第 4 表 の ㉔の金額	第 4 表 の ㉕の金額	第 4 表 の ㉖の金額									
			円 銭	円	円									
		0	60	348	158	判 定	該 当	非 該 当						
5. 開業前又は休業中の会社		開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社		判 定						
		該 当	非該当	該 当	非該当									
7. 特定の評価会社の判定結果		1. 比準要素数1の会社 2. 株式等保有特定会社												
		3. 土地保有特定会社 4. 開業後3年未満の会社等												
		5. 開業前又は休業中の会社 6. 清算中の会社												
		〔 該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。 〕												

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名 株式会社CCS出版

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1・原則的評価方式による価額	1株当たりの 価額の計算の 基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の㉔、㉗又は㉘の金額)		1株当たりの純資産価額 (第5表の㉑の金額)		1株当たりの純資産価額の80% 相当額(第5表の㉒の記載があ る場合のその金額)		
			①	円	②	円	③	円	
			562,400		870,525				
	1株当 たりの 価額 の計 算	区 分	1株当たりの価額の算定方法					1株当たりの価額	
		大会社の 株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額(②の記載がないときは①の金額) イ ①の金額 ロ ②の金額					④	
		中会社の 株式の価額	$(\frac{\text{①の②のいずれか低い方の金額}}{\text{①の②のいずれか低い方の金額}} \times \frac{\text{Lの割合}}{0.75}) + (\frac{\text{②の金額(③の金額があるときは③の金額)}}{\text{②の金額(③の金額があるときは③の金額)}} \times (1 - \frac{\text{Lの割合}}{0.75}))$					⑤	
		小会社の 株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ②の金額(③の金額があるときは③の金額) ロ $(\text{①の金額} \times 0.50) + (\text{イの金額} \times 0.50)$					⑥	
	株式の 価額の 修正	課税時期において配当期待 権の発生している場合		株式の価額 ④、⑤又は⑥ の金額		1株当たりの 配当金額 円 銭		修正後の株式の価額	
								⑦	
	課税時期において株式の割 当てを受ける権利、株主と なる権利又は株式無償交付 期待権の発生している場合		株式の価額 ④、⑤又は⑥ $(\text{⑦があるときは⑦}) +$ の金額		割当株式1株当 たりの払込金額 円 ×		1株当たりの 割当株式数 株) ÷ (1株 +		修正後の株式の価額
								⑧	
								円	

2・配 当 還 元 方 式 に よ る 価 額	1株当たりの 資本金等の額、 発行済株式数等		直前期末の 資本金等の額		直前期末の 発行済株式数		直前期末の 自己株式数		1株当たりの資本金等の 額を50円とした場合の 発行済株式数 (⑨÷50円)		1株当たりの 資本金等の額 (⑨÷(⑩-⑪))	
			⑨	千円	⑩	株	⑪	株	⑫	株	⑬	円
	直間 前の 配 当 金 前 額 2 年	事業年度	⑭ 年配当金額		⑮ 左のうち非経常的な 配当金額		⑯ 差引経常的な年配当金額 (⑭-⑮)		年平均配当金額			
		直前期	千円		千円		⑰		千円			
		直前々期	千円		千円		⑱		千円			
	1株(50円)当たり の年配当金額		年平均配当金額 (⑰の金額) ÷ ⑫の株式数		=		円 銭		$\left(\begin{array}{l} \text{この金額が2円50銭} \\ \text{未満の場合は2円50銭} \\ \text{とします。} \end{array} \right)$			
	配当還元価額		$\frac{\text{⑱の金額}}{10\%} \times \frac{\text{⑬の金額}}{50\text{円}} =$		円		⑲		⑳ 円		$\left(\begin{array}{l} \text{⑲の金額が、原則的評価} \\ \text{方式により計算した価額を} \\ \text{超える場合には、原則的} \\ \text{評価方式により計算した価} \\ \text{額とします。} \end{array} \right)$	
	3・株式 に 関 する 権 利 の 価 額	配 当 期 待 権		1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき 所得税相当額 (円 銭)-(円 銭)		㉑		円 銭		4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1. 及び2. に共通)		
		株式の割当てを受ける権利 (割当株式1株当たりの価額)		⑧(配当還元方式の 割当株式1株当たりの 払込金額		㉒		円		株式の評価額		円
		株 主 と な る 権 利 (割当株式1株当たりの価額)		⑧(配当還元方式の場合は㉑)の金額 (課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき 金額があるときは、その金額を控除した金額)		㉓		円		株式に関する 権利の評価額		円
株式無償交付期待権 (交付される株式1株当たりの価額)		⑧(配当還元方式の場合は㉑)の金額		㉔		円						

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1. 1株当たりの資本金		直前期末の 資本金等の額		直前期末の 発行済株式数		直前期末の 自己株式数		1株当たりの資本金等 の額(①÷(②-③))		1株当たりの資本金等の額を50 円とした場合の発行済株式数 (①÷50円)					
の額等の計算		① 千円 20,000		② 株 400		③ 株		④ 円 50,000		⑤ 株 400,000					
2. 比率要素等の金額の計算	1株(50円)当たりの年配当金額	直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額							比率要素数1の会社・比率要素数0 の会社の判定要素の金額						
		事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち 非経常的な 配当金額	⑧ 差引経常的な年 配当金額(⑥-⑦)	年平均配当金額		⑨ ⑤	㉑ 円 0	銭 60					
		直前期	千円 300	千円	① 千円 300	⑨(⑦+㉑)÷2 250		⑩ ⑤	㉒ 円 0	銭 50					
		直前々期	千円 200	千円	㉑ 千円 200	⑩(㉑+㉒)÷2 200		1株(50円)当たりの年配当金額 (㉑の金額)							
		直前々期の前期	千円 200	千円	㉒ 千円 200			㉑ 円 0	銭 60						
	1株(50円)当たりの年利益金額	直前期末以前2(3)年間の利益金額							比率要素数1の会社・比率要素数0 の会社の判定要素の金額						
		事業年度	⑪法人税の課 税所得金額	⑫左のうち 非経常的な 利益金額	⑬受取配当等 の利益金 不算入額	⑭左の所得税 額	⑮損金算入し た繰越欠損 金の控除額	⑯差引利益金額 (⑪-⑫+⑬- ⑭+⑮)	⑰ ⑤又は(⑰+⑱)÷ ⑤	㉓ 円 348					
		直前期	千円 142,342	千円	千円 7,982	千円 2,060	千円	㉑ 千円 148,264	⑲ ⑤又は(⑲+㉒)÷ ⑤	㉔ 円 308					
		直前々期	千円 123,532	千円	千円 9,565	千円 2,472	千円	㉒ 千円 130,625	1株(50円)当たりの年利益金額 (⑰又は(⑰+⑲)÷ ⑤の金額)						
		直前々期の前期	千円 111,242	千円	千円 7,129	千円 1,870	千円	㉒ 千円 116,501	㉑ 円 348						
1純株資産50円価当額	直前期末(直前々期末)の純資産価額							比率要素数1の会社・比率要素数0 の会社の判定要素の金額							
	事業年度	⑰資本金等の額		⑱利益積立金額		⑲純資産価額 (⑰+⑱)		⑳ ⑤	㉕ 円 158						
	直前期	千円 20,000		千円 43,374		㉑ 千円 63,374		㉒ ⑤	㉖ 円 149						
	直前々期	千円 20,000		千円 39,853		㉒ 千円 59,853		1株(50円)当たりの純資産価額 (㉒の金額)							
	㉑ 円 158							㉓ 円 158							
3. 類似業種の比率価額の計算	1株(50円)当たりの株価	類似業種と業種目番号 (No. 75)		比率	区分	1株(50円)当たり の年配当金額	1株(50円)当たり の年利益金額	1株(50円)当たり の純資産価額	1株(50円)当たりの 比率価額						
		課税時期の属する月	2月			㉓ 円 433	評会価社 ㉔ 円 0	銭 60	㉕ 円 348	㉖ 円 158	※ ②③×②④×0.7				
		課税時期の属する月の前月	1月			㉔ 円 433	類似業種 B	円 11	銭 10	C 円 51	D 円 480	※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。			
		課税時期の属する月の前々月	12月			㉕ 円 437		要素別 比率割合	㉖ 円 0.05	㉗ 円 C	㉘ 円 6.82			㉙ 円 D	㉚ 円 0.32
		前年平均株価	㉖ 円 438			比率 割合			② B + ③ C + ④ D 3		= ㉛ 2.39			㉜ 円 589	銭 30
	課税時期の属する月 以前2年間の平均株価	㉗ 円 411	② B + ③ C + ④ D 3		= ㉛ 2.39		㉜ 円 589	銭 30							
	1株(50円)当たりの株価	類似業種と業種目番号 (No. 74)		比率	区分	1株(50円)当たり の年配当金額	1株(50円)当たり の年利益金額	1株(50円)当たり の純資産価額	1株(50円)当たりの 比率価額						
		課税時期の属する月	2月			㉓ 円 505	評会価社 ㉔ 円 0	銭 60	㉕ 円 348	㉖ 円 158	※ ②③×②④×0.7				
		課税時期の属する月の前月	1月			㉔ 円 504	類似業種 B	円 14	銭 30	C 円 66	D 円 563	※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。			
		課税時期の属する月の前々月	12月			㉕ 円 507		要素別 比率割合	㉖ 円 0.04	㉗ 円 C	㉘ 円 5.27			㉙ 円 D	㉚ 円 0.28
前年平均株価		㉖ 円 542	比率 割合			② B + ③ C + ④ D 3			= ㉛ 1.86		㉜ 円 562			銭 40	
課税時期の属する月 以前2年間の平均株価	㉗ 円 519	② B + ③ C + ④ D 3		= ㉛ 1.86		㉜ 円 562	銭 40								
1株当たりの比率価額		比率価額 (㉛と㉜とのいずれか低い方の金額)				× ④の金額 50円		㉝ 円 562,400							
比率価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合		比率価額 (㉛の金額)		1株当たりの 配当金額 - 円 銭		修正比率価額 ㉞ 円								
	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合		比率価額 (㉛の金額)		割当株式1株当たり の払込金額 円 銭× 1株当たりの割 当株式数 (株)÷(1株+ 株)		修正比率価額 ㉞ 円								

1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）							
資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	相続税評価額	帳 簿 価 額	備考	科 目	相続税評価額	帳 簿 価 額	備考
	千円	千円			千円	千円	
現金預金	69,736	69,112		支払手形	50,991	50,991	
受取手形	100,679	104,762		買掛金	86,852	86,852	
売掛金	175,285	179,468		短期借入金	90,182	90,182	
製品	103,441	103,441		未払金	6,731	6,731	
仕掛品	15,921	15,921		未払費用	8,962	8,962	
原材料	21,963	21,963		預り金	7,363	7,363	
未収入金	6,022	6,022		長期借入金	75,320	75,320	
短期貸付金	3,840	3,840		未納法人税	26,995	26,995	
借地権	53,312			未納府民税	1,473	1,473	
建物	50,468	72,968		未納市民税	3,810	3,810	
機械装置	51,507	51,507		未納事業税	12,970	12,970	
車両運搬具	2,187	2,187		未納消費税	5,779	5,779	
器具備品	4,705	4,705		未納固定資産税	18,621	18,621	
土地	22,389	19,420		役員賞与	15,000	15,000	
電話加入権	185	404		退職金	16,230	16,230	
関係会社株式	14,982	10,000					
投資有価証券	82,000	32,000					
長期貸付金	26,800	26,800					
合 計	① 805,422	② 724,520		合 計	③ 427,279	④ 427,279	
株式等の価額の合計額	㊦ 96,982	㊧ 42,000					
土地等の価額の合計額	㊨ 22,389						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	㊩	㊪					
2. 評価差額に対する法人税額等相当額				3. 1株当たりの純資産価額の計算			
相続税評価額による純資産価額 (①－③)	⑤ 378,143	千円		課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額)	⑨ 348,210	千円	
帳簿価額による純資産価額 (②＋(㊩－㊪)－④), マイナスの場合は0)	⑥ 297,241	千円		課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1の①)－自己株式数	⑩ 400	株	
評価差額に相当する金額 (⑤－⑥, マイナスの場合は0)	⑦ 80,902	千円		課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額)	⑪ 870,525	円	
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)	⑧ 29,933	千円		同族株主等の議決権割合(第1表の1の⑤) の割合)が50%以下の場合 (⑪×80%)	⑫	円	

自社株評価システム 帳票サンプル (特定の評価会社)

本サンプルは開発用に作成されたもので、
実際の事例を元にしたものではありません。

■第1表：株主及び会社規模の判定

◎会社名等

整理番号	01234233		
電話番号	06-6666-7777		
会社名	株式会社CCSS商事	業種	卸売 ▼
代表者氏名	池田一郎		
課税時期	R7.2.10		
直前期（自）	R5.4.1		
（至）	R6.3.31		
本店の所在地	大阪市東淀川区〇〇2-1-12 〇〇ビル4F		
事業内容	取扱品目、製造卸売等区分	業種目番号	構成比(%)
	産業機械器具卸売業	75	100

●1. 株主及び評価方式の判定

<判定要素（課税時期現在の株式所有状況）>

氏名又は名称	続柄	会社における役職名	株式数 (株)	株式の種類	議決権数 (個)	議決権割合 (%)	入力
池田一郎	納税義務者	代表取締役	200		200	50	☐
池田和子	妻		100		100	25	☐
池田義男	弟	取締役	50		50	12	☐
鈴木恵子	姉		50		50	12	☐
							☐
							☐
							☐
							☐
							☐
							☐
							☐
自己株式							☐
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数					☐ 入力	400	100 (5)
筆頭株主グループの議決権の合計数					☐ 入力	400	100 (6)
評価会社の発行済株式又は議決権の総数			400		400	100	
			☐ 入力		☐ 入力		

判定	同族株主等（原則的評価方式等）
----	-----------------

§判定基準

筆頭株主グループの議決権割合(6の割合)	50%超	30%以上 50%以下	30%未満	株主の区分
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(5の割合)	50%超	30%以上	15%以上	同族株主等
	50%未満	30%未満	15%未満	同族株主等以外の株主

●2. 少数株式所有者の評価方式の判定

<判定要素>

氏名			
役員		▼	
納税義務者が中心的な同族株主		▼	
納税義務者以外に中心的な同族株主		▼	
	(氏名)		
判定			

＜判定要素＞

判 定	中会社 (Lの割合 0.75)
-----	-----------------

直前期末以前1年間における従業員数に應ずる区分 (※70人未満の会社の場合、下表により判定)	70人以上の会社は大会社
---	--------------

● 4. 増(減)資の状況その他の評価上の参考事項

[illegible]

■第2表：特定の評価会社の判定

●1. 比準要素数1の会社

直前期末における 判定要素 (1)	第4表の(B1)	第4表の(C1)	第4表の(D1)	§ 判定基準 (1) 欄のいずれか2の 判定要素が0であり、 かつ、(2) 欄のいずれか 2以上の判定要素が0	
	円 0.60	円 348	円 158		
直前々期末における 判定要素 (2)	第4表の(B2)	第4表の(C2)	第4表の(D2)	判 定	非該当
	円 0.50	円 308	円 149		

●2. 株式等保有特定会社

総資産価額 (第5表の(1))	株式等の価額の 合計額 (第5表の(4))	株式等保有割合 (2) ÷ (1)	判 定	§ 判定基準 株式等保有割合が50%以上
(1) 千円 1,605,422	(2) 千円 882,000	(3) % 54	該 当	

●3. 土地保有特定会社

総資産価額 (第5表の(1))	土地等の価額の 合計額 (第5表の(4))	土地保有割合 (5) ÷ (4)	会社の規模の判定	§ 判定基準	
(4) 千円 1,605,422	(5) 千円 22,389	(6) % 1	中会社		
			判 定	非該当	

§ 判定基準	
大 会 社	70%以上
中 会 社	90%以上
小 会 社	
・卸売業	
20億以上	70%以上
7000万以上	90%以上
・小売・サービス	
15億以上	70%以上
4000万以上	90%以上
・上記以外	
15億以上	70%以上
5000万以上	90%以上

●4. 開業後3年未満の会社等

(1) 開業後3年未満の会社

判 定 要 素	開業年月日	判 定	非該当	§ 判定基準 課税時期において 開業後3年未満
	H10.4.1			

(2) 比準要素数0の会社

直前期末における 判定要素	第4表の(B1)	第4表の(C1)	第4表の(D1)	§ 判定基準 判定要素がいずれも0	
	円 0.60	円 348	円 158		
			判 定	非該当	

●5. 開業前又は休業中の会社

開業前の会社	非該当 ▼	休業中の会社	非該当 ▼
--------	-------	--------	-------

●6. 清算中の会社

清算中の会社	非該当 ▼
--------	-------

●7. 特定の評価会社の判定結果

株式等保有特定会社

■第4表：類似業種比準価額等の計算

●1. 1株当たりの資本金等の額等の計算

直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額 (1)÷(2)-(3))
(1) 千円 20,000	(2) 株 400	(3) 株	(4) 円 50,000
			1株当たりの資本金等の額を 50円とした場合の発行済株式数 (5) 株 400,000

●2. 比準要素等の金額の計算

<1株(50円)当たりの年配当金額>

(千円)

直前期末以前2(3)カ年間の年平均配当金額					比準要素数1又は0の 会社の判定要素の金額
事業年度	(6) 年配当金額	(7) 非経常的な 配当金額	(8) 差引経常的な配当金額	年平均配当金額	(B1) 円
直前期	300		(イ) 300	(9) ((イ)+(ロ))÷2	(B2) 円 (10)/(5) 0.50
直前々期	200		(ロ) 200	(10) ((ロ)+(ハ))÷2	1株(50円)当たりの 年配当金額
直前々期の 前期	200		(ハ) 200		(B) 円 0.60

<1株(50円)当たりの年利益金額>

(千円)

直前期末以前2(3)カ年間の利益金額							比準要素数1又は0の 会社の判定要素の金額
事業年度	(11) 法人税の課 税所得金額	(12) 非経常的な 利益金額	(13) 益金不算入 額	(14) 左の所得税 額	(15) 繰越欠損金 の控除額	(16) 差引利益 金額	(C1) 円
直前期	142,342		7,982	2,060		(ニ) 148,264	(C2) 円 308
直前々期	123,532		9,565	2,472		(ホ) 130,625	1株(50円)当たりの 年利益金額
直前々期の 前期	111,242		7,129	1,870		(ヘ) 116,501	(C) 円 348

<1株(50円)当たりの純資産価額>

(千円)

直前期末(直前々期末)の純資産価額				比準要素数1又は0の 会社の判定要素の金額
事業年度	(17) 資本金等の額	(18) 利益積立金額	(19) 純資産価額	(D1) 円
直前期	20,000	43,374	(ト) 63,374	(ト)/(5) 158
直前々期	20,000	39,853	(チ) 59,853	(D2) 円 (チ)/(5) 149
				1株(50円)当たりの 純資産価額
				(D) 円 158

● 3. 類似業種比準価額の計算
 < 1株(50円)当たりの比準価額 >

類似業種と業種目番号			比準割合の計算			
産業機械器具卸売業			No.	75		
類似業種の株価			区 分	1株当たり 年配当金額	1株当たり 年利益金額	1株当たり 純資産価額
(月)	(円)					
課税時期の 属する月	2	534	評価会社 (円)	円 0.60	円 348	円 158
課税時期の 属する月の前月	1	516	類似業種 (円)	8.60	56	464
課税時期の 属する月の前々月	12	482	要 素 別 比準割合	0.06	6.21	0.34
前年平均株価		447	比 準 割 合	(21)		
課税時期の属する月以前 2年間の平均株価		430		2.20		
A (最も低いもの)		(20) 430	1株(50円)当たりの 比準価額		(22)	円 567.60

類似業種と業種目番号			比準割合の計算			
機械器具卸売業			No.	74		
類似業種の株価			区 分	1株当たり 年配当金額	1株当たり 年利益金額	1株当たり 純資産価額
(月)	(円)					
課税時期の 属する月	2	526	評価会社 (円)	円 0.60	円 348	円 158
課税時期の 属する月の前月	1	508	類似業種 (円)	10.80	64	473
課税時期の 属する月の前々月	12	481	要 素 別 比準割合	0.05	5.43	0.33
前年平均株価		458	比 準 割 合	(24)		
課税時期の属する月以前 2年間の平均株価		435		1.93		
A (最も低いもの)		(23) 435	1株(50円)当たりの 比準価額		(25)	円 503.70

< 1株当たりの比準価額 >

比準価額 ((22) と (25) のいずれか低い方) × (4) の金額 ÷ 50円	(26)	円 503,700
---	------	--------------

< 比準価額の修正 >

直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合				修正比準価額
比準価額	1株当たりの配当金額	(27)		円
((26) の金額 -	円			
直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合				
比準価額	割当株式 1株当たりの 払込金額	1株当たりの 割当株式数	1株当たりの割当 株式数又は交付株式数	
((26) または (27) の金額) +	円 ×	株 ÷ (1株 +	株)	
				修正比準価額
				(28) 円

● 1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）

● 2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算

● 3. 1株当たりの純資産価額の計算

自社株評価システム 2025年版 帳票サンプル
開発: CCSサポート株式会社 (<https://www.ccss.co.jp/>)

■第6表：特定の評価会社の株式等の価額の計算

●1. 純資産価額方式等による価額

＜1株当たりの価額の計算の基となる金額＞

類似業種比準価額	1株当たりの純資産価額	1株当たりの純資産価額の80%相当額
(1) 円 503,700	(2) 円 2,870,525	(3) 円

＜1株当たりの価額の計算＞

区 分	1株当たりの価額の算定方法	1株当たりの価額
比準要素数1の会社の株式	(2)の金額（(3)の金額があるときは(3)の金額）と「（(1)の金額×0.25）＋（(2)（又は(3)）の金額×0.75）」の低い方	(4) 円
株式等保有特定会社の株式	（第8表の(27)の金額）	(5) 円 2,659,643
土地保有特定会社の株式	（(2)の金額（(3)の金額があるときは(3)の金額））	(6) 円
開業後3年未満の会社等の株式	（(2)の金額（(3)の金額があるときは(3)の金額））	(7) 円
開業前又は休業中の会社の株式	（(2)の金額）	(8) 円

＜株式の価額の修正＞

課税時期において配当期待権の発生している場合				修正後の株式の価額
株式の価額（(4),(5),(6), (7)または(8)の金額）－	1株当たりの配当金額			(9) 円
課税時期において株式の割当てを受ける権利等の発生している場合				修正後の株式の価額
株式の価額（(4),(5),(6),(7),(8) または(9)の金額）－	割当株式1株当たりの払込金額	1株当たりの割当株式数	1株当たりの割当株式数又は交付株式数	(10) 円
	円 ×	株 ÷	(1株 + 株)	

●2. 配当還元方式による価額

＜1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等＞

直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株50円とした場合の発行済株式数	1株当たりの資本金等の額
(11) 千円	(12) 株	(13) 株	(14) 株	(15) 円

＜直前期末以前2年間の配当金額＞

事業年度	年配当金額	非経常的な配当金額	経常的な年配当金額	年平均配当金額
	(16)	(17)	(18)	(19)
直前期	千円	千円	千円	千円
直前々期	千円	千円	千円	

＜1株(50円)当たりの年配当金額・配当還元価額＞

1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額÷(14)の株式数 （この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭）	(20) 円
配当還元価額	(20)の金額÷10% × (15)の金額÷50円 （純資産価額方式等による価額を超える場合は純資産価額方式等により計算した価額）	(22) 円
	円 － (21)	

●3. 株式に関する権利の価額

配当期待権	1株当たりの予想配当金額	源泉徴収されるべき所得税相当額	(23) 円
	円 －	円	
株式の割当てを受ける権利	(10)（配当還元方式の場合は(22)）の金額	割当株式1株当たりの払込金額	(24) 円
	円	円	
株主となる権利			(25) 円
株式無償交付期待権			(26) 円

●4. 株式及び株式に関する権利の価額

株式の評価額	円 2,659,643	株式に関する権利の価額	配当期待権 株式の割当てを受ける権利 株主となる権利 株式無償交付期待権	円
--------	-------------	-------------	---	---

■第7表：株式等保有特定会社の株式の価額の計算

●1. S1の金額

＜受取配当金等收受割合の計算＞

事業年度	直前期 (1)	直前々期 (2)	合 計 (1)+(2)	受取配当金等收受割合
受取配当金等の額	千円 10,300	千円 12,360	千円 22,660	$(4) \div ((4) + (2))$ ($\wedge$)
営業利益金額	千円 98,310	千円 65,619	千円 163,929	0.121

＜(B)－(b)の金額＞

1株(50円)当たりの 年配当金額 (B)	受取配当金等收受割合 ($\wedge$)	(b)の金額 (3)×($\wedge$)	(B)－(b)の金額 (3)－(4)
(3) 円 0.60		(4) 円	(5) 円 0.60

＜(C)－(c)の金額＞

1株(50円)当たりの 年利益金額 (C)	受取配当金等收受割合 ($\wedge$)	(c)の金額 (6)×($\wedge$)	(C)－(c)の金額 (6)－(7)
(6) 円 348		(7) 円 42	(8) 円 306

＜(D)－(d)の金額＞

1株(50円)当たりの 純資産価額 (D)	直前期末の株式等の 帳簿価額の合計額	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	(イ)の金額 (9)×((10)÷(11))
(9) 円 158	(10) ☐ 入力 千円 832,000	(11) ☐ 入力 千円 1,524,520	(12) 円 86
利益積立金額	1株50円とした場合の 発行済株式数	受取配当金等收受割合 ($\wedge$)	(ロ)の金額 ((13)÷(14))×($\wedge$)
(13) 千円 43,374	(14) 株 400,000	0.121	(15) 円 13
(d)の金額 (12)+(15)	(D)－(d)の金額 (9)－(16)		
(16) 円 99	(17) 円 59		

< 1株（50円）当たりの比準価額 >

類似業種と業種目番号		業種機械器具卸売業		比準割合の計算			
		No.	75				
類似業種の株価			区 分	1株当たり 年配当金額	1株当たり 年利益金額	1株当たり 純資産価額	
(月) (円)							
課税時期の 属する月	2	534	評価会社 (円)	円 0.60	円 306	円 59	
課税時期の 属する月の前月	1	516	類似業種 (円)	8.60	56	464	
課税時期の 属する月の前々月	12	482	要 素 別 比準割合	0.06	5.46	0.12	
前年平均株価		447	比 準 割 合	(19)			
課税時期の属する月以前 2年間の平均株価		430		1.88			
A (最も低いもの)		(18) 430	1株(50円)当たりの 比準価額		(20) 円 485.00		

類似業種と業種目番号		業種機械器具卸売業		比準割合の計算			
		No.	74				
類似業種の株価			区 分	1株当たり 年配当金額	1株当たり 年利益金額	1株当たり 純資産価額	
(月) (円)							
課税時期の 属する月	2	526	評価会社 (円)	円 0.60	円 306	円 59	
課税時期の 属する月の前月	1	508	類似業種 (円)	10.80	64	473	
課税時期の 属する月の前々月	12	481	要 素 別 比準割合	0.05	4.78	0.12	
前年平均株価		458	比 準 割 合	(22)			
課税時期の属する月以前 2年間の平均株価		435		1.65			
A (最も低いもの)		(21) 435	1株(50円)当たりの 比準価額		(23) 円 430.60		

< 1株当たりの比準価額 >

比準価額 ((20)と(23)のいずれか低い方) × 第4表(4)の金額 ÷ 50円	(24) 円 430,600
--	-------------------

< 比準価額の修正 >

直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合				修正比準価額	
比準価額		1株当たりの配当金額		(25)	円
((24)の金額		－			
		円			
直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合					
比準価額		割当株式1株当たりの 払込金額		1株当たりの割当 株式数又は交付株式数	
((24)または(25)の金額)		＋			
		円		×	
				株) ÷ (1株＋	
				株)	
				修正比準価額	
				(26)	円

■第8表：株式等保有特定会社の株式の価額の計算(続)

●1. S1の金額(続)

＜純資産価額(相続税評価額)の修正計算＞

相続税評価額による純資産価額 (第5表の⑤)	課税時期現在の株式等の 価額の合計額 (第5表の④)	差 引 (1)-(2)
(1) 千円 1,178,143	(2) 千円 882,000	(3) 千円 296,143
帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥)	株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の⑦)+(⑧)-(⑨) ☐ 入力	差 引 (4)-(5)
(4) 千円 1,097,241	(5) 千円 832,000	(6) 千円 265,241
評価差額に相当する金額 (3)-(6)	評価差額に対する法人税額等 相当額 (7)×37%	課税時期現在の修正 純資産価額 (3)-(8)
(7) 千円 30,902	(8) 千円 11,433	(9) 千円 284,710
課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩)	課税時期現在の修正後の1株 当たりの純資産価額 (9)÷(10)	
(10) 株 400	(11) 円 711,775	

＜1株当たりのS1の金額の計算の基となる金額＞

修正後の類似業種比準価額 (第7表の(24),(25)又は(26))	修正後の1株当たりの純資産価額 (11)の金額
(12) 円 430,600	(13) 円 711,775

＜1株当たりのS1の金額の計算＞

区 分	1株当たりのS1の金額の算定方法	1株当たりのS1の金額
比準要素数1である 会社のS1の金額	(13)の金額と次の算式で計算した金額のいずれか低い方 〔(12)の金額×0.25〕+〔(13)の金額×0.75〕	(14) 円
大会社のS1の金額	(12)の金額と(13)の金額とのいずれか低い方 (13)の記載がないときは(12)の金額	(15) 円
中会社のS1の金額	〔(12)と(13)の金額のいずれか低い方×Lの割合〕+ 〔(13)の金額×(1-Lの割合)〕	(16) 円 500,893
小会社のS1の金額	(13)の金額と次の算式で計算した金額のいずれか低い方 〔(12)の金額×0.50〕+〔(13)の金額×0.50〕	(17) 円

●2. S2の金額

課税時期現在の株式等 の価額の合計額	株式等の帳簿価額 の合計額	株式等に係る評価 差額に相当する金額	評価差額に対する 法人税額等相当額
(18) 千円 882,000	(19) 千円 832,000	(20) 千円 50,000	(21) 千円 18,500
S2の純資産価額相当額	課税時期現在の発行済 株式数	S2の金額	
(22) 千円 863,500	(23) 株 400	(24) 円 2,158,750	

●3. 株式等保有特定会社の株式の価額

1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪又は⑫)	S1の金額とS2の金額との合計額 (14),(15),(16)又は(17)+(24)	株式等保有特定会社の 株式の価額 (25)と(26)の低い方
(25) 円 2,870,525	(26) 円 2,659,643	(27) 円 2,659,643

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号

01234233

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

会 社 名	(電話 06-6666-7777) 株式会社CCSS商事		本 店 の 所 在 地	大阪市東淀川区〇〇2-1-12 〇〇ビル4F		
代 表 者 氏 名	池田一郎		事 業 内 容	取扱品目及び製造、卸売、 小売等の区分	業 種 目 号	取引金額 の構成比
課 税 時 期	令和 6 年 2 月 10 日			産業機械器具卸売業	75	100 %
直 前 期	自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日					
1. 株主及び評価方式の判定				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合 (⑤の割合)を基として、区分します。		
判 定 要 素 (課 税 時 期 現 在 の 株 式 等 の 所 有 状 況)	氏名又は名称	続柄	会社におけ る役職名	④株式数 (株式の種類)	⑤ 議決権数	⑥議決権割合 (⑤/④) %
	池田一郎	納税 義務者	代表取締役	株 200	個 200	50
	池田和子	妻		100	100	25
	池田義男	弟	取締役	50	50	12
	鈴木恵子	姉		50	50	12
50%超の 場 合				30%以上50% 以下の場合	30%未満の 場 合	株主の区分
50%超				30%以上	15%以上	同族株主等
50%未満				30%未満	15%未満	同族株主等 以外の株主
同 族 株 主 等 (原則的評価方式等)				同族株主等以外の株主 (配 当 還 元 方 式)		
「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合 (⑥の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株 式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。						
2. 少数株式所有者の評価方式の判定						
項 目				判 定 内 容		
氏 名						
Ⓔ 役 員				である (原則的評 価方式等) ・でない (次のⒻ へ)		
Ⓕ 納税義務者が 中心的な同族株主				である (原則的評 価方式等) ・でない (次のⒼ へ)		
Ⓖ 納税義務者以 外に中心的な同族 株主 (又は株主)				がいる (配当還元方式) ・ いない (原則的評 価方式等) (氏名)		
判 定				原則的評価方式 ・ 配当還元方式		
自己株式						
納税義務者の属する同族関係者グル ープの議決権の合計数				②	400	⑤ (②/④) 100
筆頭株主グループの議決権の合計数				③	400	⑥ (③/④) 100
評価会社の発行済株式又は議決権 の総数				①	400	400 100

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

3. 会社の規模（Lの割合）の判定									
判定要素	項目	金額		項目	人数				
	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	千円 493,533		直前期末以前1年間 における従業員数	[従業員数の内訳] [継続勤務] [継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数] (14人) + (140時間) 1,800時間				
	直前期末以前1年間の取引金額	千円 698,233							
判定基準	① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				70人以上の会社は、大会社（㊸及び㊹は不要） 70人未満の会社は、㊸及び㊹により判定				
	㊸ 直前期末の総資産価額（帳簿価額）及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				㊹ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合（中会社）の区分	
	総資産価額（帳簿価額）			従業員数	取引金額				
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		
	20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社	
	4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超	7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満	0.90	中 会 社
	2億円以上 4億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3億5,000万円以上 7億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	0.75	
	7,000万円以上 2億円未満	4,000万円以上 2億5,000万円未満	5,000万円以上 2億5,000万円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3億5,000万円未満	6,000万円以上 2億5,000万円未満	8,000万円以上 2億円未満	0.60	
	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	
	・「会社規模のLの割合（中会社）の区分」欄は、㊸欄の区分（「総資産価額（帳簿価額）」と「従業員数」とのいずれか下位の区分）と㊹欄（取引金額）の区分とのいずれか上位の区分により判定します。								
判定	大会社	中 会 社		小 会 社					
		L の 割 合							
		0.90	0.75						
4. 増（減）資の状況その他評価上の参考事項									

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1. 比準要素数1の会社		判 定 要 素						判 定 基 準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である(該当) でない(非該当)	
		(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素					
		第4表の ㉔の金額	第4表の ㉕の金額	第4表の ㉖の金額	第4表の ㉗の金額	第4表の ㉘の金額	第4表の ㉙の金額	判 定		
		円 銭 0 60	円 348	円 158	円 銭 0 50	円 308	円 149			
2. 株式等保有特定会社		判 定 要 素						判 定 基 準	③の割合が50%以上である ③の割合が50%未満である	
		総 資 産 価 額 (第5表の①の金額)	株式等の価額の合計額 (第5表の㉗の金額)		株式等保有割合 (㉘/㉙)					
		① 千円 1,605,422	② 千円 882,000	③ % 54	判 定	該 当	非該当			
3. 土地保有特定会社		判 定 要 素						判 定 基 準	会 社 の 規 模 の 判 定 (該当する文字を○で囲んで表示します。)	
		総 資 産 価 額 (第5表の①の金額)	土地等の価額の合計額 (第5表の㉗の金額)		土地保有割合 (㉘/㉙)					
		④ 千円 1,605,422	⑤ 千円 22,389	⑥ % 1	判 定	該 当	非該当			
		判 定 基 準	会 社 の 規 模	大 会 社	中 会 社	小 会 社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)				
						・卸売業 20億円以上 7,000万円以上20億円未満		・卸売業 7,000万円以上20億円未満		
						・小売・サービス業 15億円以上 4,000万円以上15億円未満		・小売・サービス業 4,000万円以上15億円未満		
⑥の割合		70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	
判 定		該 当	非該当	該 当	非該当	該 当	非該当	該 当	非該当	
4・開業後3年未満の会社等	(1)開業後3年未満の会社	判 定 要 素		判 定 基 準	課 税 時 期 に お い て		課 税 時 期 に お い て			
		開業年月日	平成10年 4月 1日		開 業 後 3 年 未 満 で あ る	開 業 後 3 年 未 満 で な い				
	(2)比準要素数0の会社	判 定 要 素	直 前 期 末 を 基 と し た 判 定 要 素			判 定 基 準	直前期末を基とした判定要素がいずれも0である(該当) でない(非該当)			
			第4表の ㉔の金額	第4表の ㉕の金額	第4表の ㉖の金額					
		円 銭 0 60	円 348	円 158	判 定	該 当	非該当			
5. 開業前又は休業中の会社		開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社		判 定		
		該 当	非該当	該 当	非該当			該 当	非該当	
7. 特定の評価会社の判定結果		1. 比準要素数1の会社 ② 株式等保有特定会社								
		3. 土地保有特定会社 4. 開業後3年未満の会社等								
		5. 開業前又は休業中の会社 6. 清算中の会社								
		〔 該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。 〕								

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1. 1株当たりの資本金		直前期末の 資本金等の額		直前期末の 発行済株式数		直前期末の 自己株式数		1株当たりの資本金等 の額(①÷(②-③))		1株当たりの資本金等の額を50 円とした場合の発行済株式数 (①÷50円)						
の額等の計算		① 千円 20,000		② 株 400		③ 株		④ 円 50,000		⑤ 株 400,000						
2. 比 準 要 素 等 の 金 額 の 計 算	1株(50円)当たりの年配当金額	直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額						比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額								
	事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち 非経常的な 配当金額	⑧ 差引経常的な 配当金額(⑥-⑦)	年平均配当金額		⑨ 円 0		⑩ 銭 60							
	直前期	千円 300	千円	① 千円 300	⑨(①+②)÷2 千円 250		⑩ 円 0		⑪ 銭 50							
	直前々期	千円 200	千円	② 千円 200	⑩(③+④)÷2 千円 200		1株(50円)当たりの年配当金額 (⑩の金額)									
	直前々期の前期	千円 200	千円	③ 千円 200			⑪ 円 0 ⑫ 銭 60									
	1株(50円)当たりの年利益金額	直前期末以前2(3)年間の利益金額						比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額								
	事業年度	⑬ 法人税の課 税所得金額	⑭ 左のうち 非経常的な 利益金額	⑮ 受取配当等 の益金 不算入額	⑯ 左の所得税 額	⑰ 損金算入し た繰越欠損 金の控除額	⑱ 差引利益金額 (⑬-⑭+⑮- ⑰+⑱)	⑲ 円 348		⑳ 銭 308						
	直前期	千円 142,342	千円	千円 7,982	千円 2,060	千円	⑲ 千円 148,264	㉑ 円 348		㉒ 銭 308						
	直前々期	千円 123,532	千円	千円 9,565	千円 2,472	千円	㉑ 千円 130,625	1株(50円)当たりの年利益金額 (㉑の金額)								
	直前々期の前期	千円 111,242	千円	千円 7,129	千円 1,870	千円	㉑ 千円 116,501	㉒ 円 348								
1株(50円)当たりの純資産価額	直前期末(直前々期末)の純資産価額						比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額									
事業年度	⑳ 資本金等の額	㉑ 利益積立金額		㉒ 純資産価額 (㉑+㉒)		㉓ 円 158		㉔ 銭 149		㉕ 銭 158						
直前期	千円 20,000	千円 43,374		千円 63,374		㉓ 円 158		㉔ 銭 149		㉕ 銭 158						
直前々期	千円 20,000	千円 39,853		千円 59,853		㉓ 円 158		㉔ 銭 149		㉕ 銭 158						
3. 類 似 業 種 比 準 価 額 の 計 算	1株(50円)当たりの年配当金額	類似業種と 業種目番号 (No. 75)		比 準 割 合 の 計 算		区 分		1株(50円)当たり の年配当金額		1株(50円)当たり の年利益金額		1株(50円)当たり の純資産価額		1株(50円)当たり の比準価額		
	課税時期の 属する月	2月	① 円 534	② 円 516		評 価 社		③ 円 0		④ 銭 60		⑤ 円 348		⑥ 銭 158		
	課税時期の 属する月の前々月	12月	③ 円 482	④ 円 447		類 似 業 種		B		C		D		※ ⑦×⑧×0.7		
	課税時期の属する月 以前2年間の平均株価	⑤ 円 430	⑥ 円 430		要 素 別 比 準 割 合		B		0.06		C		D		※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。	
	A(①、②、③、④及び ⑤のうち最も低いもの)	⑦ 円 430	⑧ 円 430		比 準 割 合		B		0.06		C		D		※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。	
	類似業種と 業種目番号 (No. 74)	比 準 割 合 の 計 算		区 分		1株(50円)当たり の年配当金額		1株(50円)当たり の年利益金額		1株(50円)当たり の純資産価額		1株(50円)当たり の比準価額				
	課税時期の 属する月	2月	① 円 526	② 円 508		評 価 社		③ 円 0		④ 銭 60		⑤ 円 348		⑥ 銭 158		
	課税時期の 属する月の前々月	12月	③ 円 481	④ 円 458		類 似 業 種		B		C		D		※ ⑦×⑧×0.7		
	課税時期の属する月 以前2年間の平均株価	⑤ 円 435	⑥ 円 435		要 素 別 比 準 割 合		B		0.05		C		D		※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。	
	A(①、②、③、④及び ⑤のうち最も低いもの)	⑦ 円 435	⑧ 円 435		比 準 割 合		B		0.05		C		D		※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。	
1株当たりの比準価額		比準価額 (②と⑧とのいずれか低い方の金額) × ④の金額 50円										⑨ 円 503,700				
計 算	比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時 期までの間に配当金交付の 効力が発生した場合		比準価額 (⑨の金額)		1株当たりの 配当金額 円 銭		修正比準価額 ⑩ 円								
	比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時 期までの間に株式の割当て 等の効力が発生した場合		比準価額 (⑨の金額)		割当株式1株当た りの払込金額 円 銭 ×		修正比準価額 ⑪ 円								

第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書

会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1. 資産及び負債の金額 (課税時期現在)							
資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	相続税評価額	帳 簿 価 額	備考	科 目	相続税評価額	帳 簿 価 額	備考
	千円	千円			千円	千円	
現金預金	69,736	69,112		支払手形	50,991	50,991	
受取手形	100,679	104,762		買掛金	86,852	86,852	
売掛金	175,285	179,468		短期借入金	90,182	90,182	
製品	103,441	103,441		未払金	6,731	6,731	
仕掛品	15,921	15,921		未払費用	8,962	8,962	
原材料	21,963	21,963		預り金	7,363	7,363	
未収入金	6,022	6,022		長期借入金	75,320	75,320	
短期貸付金	3,840	3,840		未納法人税	26,995	26,995	
借地権	53,312			未納府民税	1,473	1,473	
建物	50,468	72,968		未納市民税	3,810	3,810	
機械装置	51,507	51,507		未納事業税	12,970	12,970	
車両運搬具	2,187	2,187		未納消費税	5,779	5,779	
器具備品	4,705	4,705		未納固定資産税	18,621	18,621	
土地	22,389	19,420		役員賞与	15,000	15,000	
電話加入権	185	404		退職金	16,230	16,230	
関係会社株式	14,982	10,000					
投資有価証券	882,000	832,000					
長期貸付金	26,800	26,800					
合 計	① 1,605,422	② 1,524,520		合 計	③ 427,279	④ 427,279	
株式等の価額の合計額	㊦ 882,000	㊧ 832,000					
土地等の価額の合計額	㊨ 22,389						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	㊩	㊪					
2. 評価差額に対する法人税額等相当額				3. 1株当たりの純資産価額の計算			
相続税評価額による純資産価額 (①-③)	⑤ 1,178,143	千円		課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-⑧)	⑨ 1,148,210	千円	
帳簿価額による純資産価額 (②+(㊩-㊪)-④), マイナスの場合は0)	⑥ 1,097,241	千円		課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1の①)-自己株式数	⑩ 400	株	
評価差額に相当する金額 (⑤-⑥, マイナスの場合は0)	⑦ 80,902	千円		課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)	⑪ 2,870,525	円	
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)	⑧ 29,933	千円		同族株主等の議決権割合(第1表の1の⑤) の割合)が50%以下の場合 (⑪×80%)	⑫	円	

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1・純資産価額方式等による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の②⑥、②⑦又は②⑧の金額)		1株当たりの純資産価額 (第5表の①①の金額)		1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の①②の記載がある場合のその金額)			
			①	円	②	円	③	円		
			503,700		2,870,525					
	1株当たりの価額の計算	株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等				1株当たりの価額			
		比準要素数1の会社の株式	次のうちいずれか低い方の金額 イ ②の金額(③の金額があるときは③の金額) ロ (①の金額 × 0.25) + (イの金額 × 0.75)				④			
		株式等保有特定会社の株式	(第8表の②⑦の金額)				⑤			
		土地保有特定会社の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))				⑥			
開業後3年未満の会社等の株式		(②の金額(③の金額があるときはその金額))				⑦				
株式の価額の修正	開業前又は休業中の会社の株式	(②の金額)				⑧				
	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 1株当たりの配当金額 $\left[\begin{array}{l} \text{④、⑤、⑥、⑦} \\ \text{又は⑧の金額} \end{array} \right] - \text{円 銭}$				修正後の株式の価額 ⑨				
	課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 割当株式1株当たり1株当たりの $\left(\begin{array}{l} \text{④、⑤、⑥、⑦又は⑧} \\ \text{の金額} \end{array} \right) + \text{円} \times \text{株} \div (1\text{株} + \text{株})$ 1株当たりの割当株式数又は交付株式数				修正後の株式の価額 ⑩				
2・配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等		直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数(⑪÷50円)	1株当たりの資本金等の額(⑪÷(⑫-⑬))			
			⑪	千円	⑫	株	⑬	株	⑭	株
	直前期末当以前金額2年	事業年度	⑯年配当金額		⑰左のうち非経常的な配当金額		⑱差引経常的な年配当金額(⑯-⑰)		年平均配当金額	
		直前期	千円		千円		⑲千円		⑲(⑲+⑲)÷2 千円	
		直前々期	千円		千円		⑳千円			
	1株(50円)当たりの年配当金額		⑳年平均配当金額(⑱の金額) ÷ ⑭の株式数 = 円 銭 (この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。)							
	配当還元価額		㉑の金額 10% × ㉒の金額 50円 =				㉓ 円		㉔の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。	
3・株式に関する権利の価額 (1・及び2・に共通)	配当期待権		1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき (円 銭) - (円 銭) 所得税相当額			㉕ 円 銭		4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1. 及び 2. に共通)		
	株式の割当てを受ける権利 (割当株式1株当たりの価額)		⑩(配当還元方式の場合は㉔)の金額 - 割当株式1株当たりの払込金額 円			㉖ 円		株式の評価額 2,659,643 円		
	株主となる権利 (割当株式1株当たりの価額)		⑩(配当還元方式の場合は㉔)の金額 (課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)			㉗ 円		株式に関する権利の評価額		
	株式無償交付期待権 (交付される株式1株当たりの価額)		⑩(配当還元方式の場合は㉔)の金額			㉘ 円				

第7表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書

会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1.	受取配当金等	事業年度	① 直前期	② 直前々期	合計(①+②)		受取配当金等收受割合 (④÷(①+②))								
	收受割合の計算	受取配当金等の額		千円 10,300	千円 12,360	千円 22,660	※小数点以下3位未満切り捨て ○								
		営業利益の金額		千円 98,310	千円 65,619	千円 163,929	0.121								
S	③-④の金額	1株(50円)当たりの年 配当金額(第4表の③)		③の金額 (③×○)		③-④の金額 (③-④)									
	③	円	銭	④	円	銭		⑤	円	銭					
の	③-④の金額	1株(50円)当たりの年 利益金額(第4表の⑥)		⑥の金額 (⑥×○)		⑥-⑦の金額 (⑥-⑦)									
	⑥	円		⑦	円				⑧	円					
金	③-④の金額	(イ)の 金額		1株(50円)当たりの純 資産価額(第4表の⑩)		直前期末の総資産価額 (帳簿価額)			(イ)の金額 (⑨×(⑩÷⑪))						
		⑨	円		⑩	千円			⑪	千円	⑫	円			
	③-④の金額	(ロ)の 金額		利益積立金額 (第4表の⑬の「直前期」欄の金額)		1株当たりの資本金等の額を50円と した場合の発行済株式数 (第4表の⑮の株式数)		(ロ)の金額 (⑬÷⑭)×○							
		⑬	千円		⑭	株		⑮	円						
額	③-④の金額	⑬の金額(⑫+⑮)		⑬-⑭の金額(⑫-⑮)		(注) 1 ○の割合は、1を上限とします。									
		⑮	円		⑯	円	2 ⑮の金額は、⑬の金額(⑫の金額)を上限と します。								
(類似業種の標準価額の修正計算)	類似業種と 業種目番号	産業機械器具卸売業 (No. 75)		比 準 割 合 の 計 算	区 分	1株(50円)当たり の年配当金額	1株(50円)当たり の年利益金額	1株(50円)当たり の純資産価額	1株(50円)当たり の標準価額						
	課税時期の 属する月の前月	2月	①	534円	評 価 社 会	(⑤)	円	銭	(⑧)	円	銭	(⑪)	円	銭	※ ⑬×⑭×0.7
	課税時期の 属する月の前々月	1月	②	516円		(⑤)	円	銭	(⑧)	円	銭	(⑪)	円	銭	
	課税時期の 属する月の前々々月	12月	③	482円	類 似 業 種	B	円	銭	C	円	銭	D	円	銭	※ (中会社は0.6 小会社は0.5 とします。)
	前年平均株 価	④	447円	(⑤)		円	銭	(⑧)	円	銭	(⑪)	円	銭		
	課税時期の属する月 以前2年間の平均株 価	⑤	430円	要 素 別 比 準 割 合	(⑤) B	0.06	(⑧) C	5.46	(⑪) D	0.12	⑮ 円	銭	⑯ 円	銭	
	A(⑥、⑦、⑧、⑨及び ⑩のうち最も低いもの)	⑬	430円		(⑤) B	0.06	(⑧) C	5.46	(⑪) D	0.12					
	類似業種と 業種目番号	機械器具卸売業 (No. 74)		比 準 割 合 の 計 算	区 分	1株(50円)当たり の年配当金額	1株(50円)当たり の年利益金額	1株(50円)当たり の純資産価額	1株(50円)当たり の標準価額						
	課税時期の 属する月の前月	2月	①	526円	評 価 社 会	(⑤)	円	銭	(⑧)	円	銭	(⑪)	円	銭	※ ⑮×⑯×0.7
	課税時期の 属する月の前々月	1月	②	508円		(⑤)	円	銭	(⑧)	円	銭	(⑪)	円	銭	
課税時期の 属する月の前々々月	12月	③	481円	類 似 業 種	B	円	銭	C	円	銭	D	円	銭	※ (中会社は0.6 小会社は0.5 とします。)	
前年平均株 価	④	458円	(⑤)		円	銭	(⑧)	円	銭	(⑪)	円	銭			
課税時期の属する月 以前2年間の平均株 価	⑤	435円	要 素 別 比 準 割 合	(⑤) B	0.05	(⑧) C	4.78	(⑪) D	0.12	⑮ 円	銭	⑯ 円	銭		
A(⑥、⑦、⑧、⑨及び ⑩のうち最も低いもの)	⑬	435円		(⑤) B	0.05	(⑧) C	4.78	(⑪) D	0.12						
1株当たりの標準価額	比準価額 (⑮と⑯のいずれか低い方の金額)		×		第4表の④の金額 50円		⑮		円		430,600				
比 準 価 額 の 修 正 計 算	直前期末の翌日から課税時 期までの間に配当金交付の 効力が発生した場合	比準価額 (⑮の金額)		1株当たりの 配当金額		修正比準価額 ⑮		円		修正比準価額 ⑮		円			
	直前期末の翌日から課税時 期までの間に株式の割当て 等の効力が発生した場合	比準価額 (⑮の金額)		割当株式1株当 たりの払込金額		1株当たりの 割当株式数		1株当たりの割当株式 数又は交付株式数		修正比準価額 ⑮		円			

第8表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書(続)

会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1. S ₁ の金額	純資産価額 (相続税評価額)		相続税評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額)		課税時期現在の株式等の価額の 合計額 (第5表の⑦の金額)		差 引 (①－②)	
			①	千円	②	千円	③	千円
			1, 178, 143		882, 000		296, 143	
	の修正計算		帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額)		株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の④＋(③－⑤)の金額)(注)		差 引 (④－⑤)	
			④	千円	⑤	千円	⑥	千円
			1, 097, 241		832, 000		265, 241	
	の修正計算		評価差額に相当する金額 (③－⑥)		評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)		課税時期現在の修正純資産価額 (相続税評価額) (③－⑧)	
			⑦	千円	⑧	千円	⑨	千円
			30, 902		11, 433		284, 710	
	の修正計算		課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		課税時期現在の修正後の1株当たりの 純資産価額(相続税評価額) (⑨÷⑩)		(注) 第5表の③及び⑤の金額に株 式等以外の資産に係る金額が含ま れている場合には、その金額を 除いて計算します。	
⑩			株	⑪	円			
金額	1株当たりのS ₁ の金額 の計算の基となる金額		修正後の類似業種比準価額 (第7表の②④、②⑤又は②⑥の金額)		修正後の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑪の金額)			
			⑫	円	⑬	円		
(続)	1株当たりのS ₁ の金額の計算		区 分		1株当たりのS ₁ の金額の算定方法			1株当たりのS ₁ の金額
			比準要素数1である会社のS ₁ の金額		次のうちいずれか低い方の金額 イ ⑬の金額 ロ (⑫の金額 × 0.25) + (⑬の金額 × 0.75)			⑭ 円
			上 記 以外 会社	大会社のS ₁ の金額	次のうちいずれか低い方の金額 (⑬の記載がないときは⑫の金額) イ ⑫の金額 ロ ⑬の金額			⑮ 円
				中会社のS ₁ の金額	(⑫の⑬のいずれか低い方の金額 × Lの割合 0.75) + (⑬の金額 × (1 - Lの割合 0.75))			⑯ 円
				小会社のS ₁ の金額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ⑬の金額 ロ (⑫の金額 × 0.50) + (⑬の金額 × 0.50)			⑰ 円
			500, 893					
2. S ₂ の金額	課税時期現在の株式等の価額の合計額 (第5表の⑦の金額)		株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の④＋(③－⑤)の金額)(注)		株式等に係る評価差額に相当する金額 (⑱－⑲)		⑳の評価差額に対する法人税額等相当額 (㉑×37%)	
	⑱	千円	⑲	千円	⑳	千円	㉑	千円
	882, 000		832, 000		50, 000		18, 500	
	S ₂ の純資産価額相当額 (⑱－㉑)		課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		S ₂ の金額 (㉒ ÷ ㉓)		(注) 第5表の③及び⑤の金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。	
㉒	千円	㉓	株	㉔	円			
863, 500		400		2, 158, 750				
3. 株式等保有特定会社の株式の価額			1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪の金額 (第5表の⑫の金額があるときはその金額))		S ₁ の金額とS ₂ の金額との合計額 (⑭、⑮、⑯又は⑰)＋㉔)		株式等保有特定会社の株式の価額 (㉕と㉖とのいずれか低い方の金額)	
			㉕	円	㉖	円	㉗	円
			2, 870, 525		2, 659, 643		2, 659, 643	

※ 自社株分散シミュレーション（１）※

様

§ 株式の贈与 §

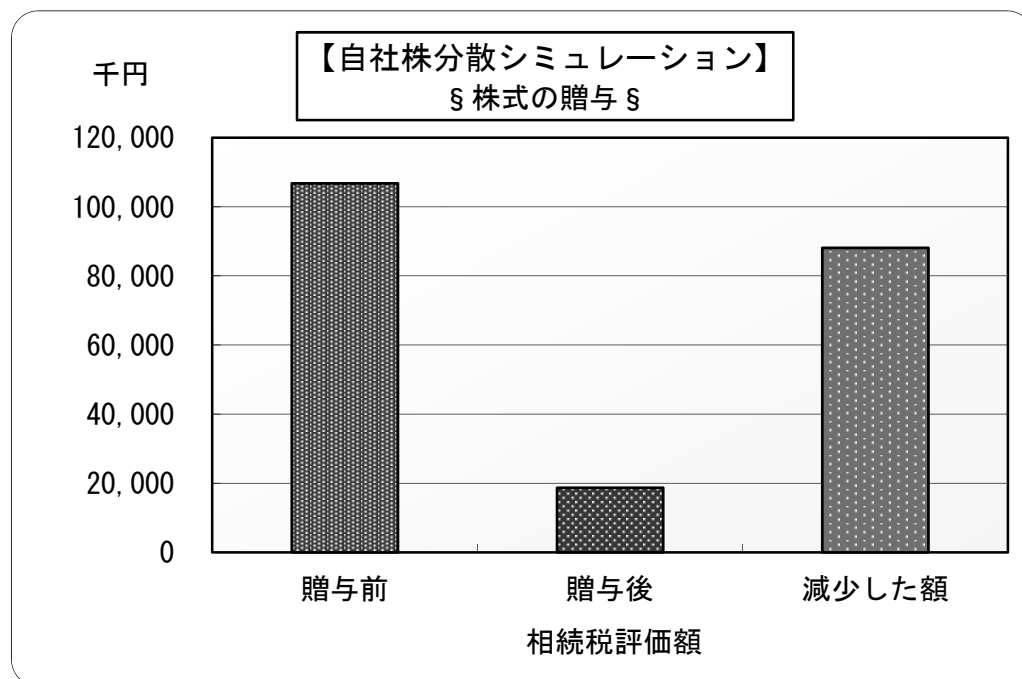
贈与者氏名	池田一郎
贈与者の持ち株数	20,000
贈与する株数	16,500
贈与後の株数	3,500

株式の相続税評価額 (1株あたり：円)	5,340
------------------------	-------

(円)

贈与前の相続税評価額	106,800,000
贈与後の相続税評価額	18,690,000
減少した額	88,110,000

受贈者氏名	受贈する株数
池田次郎	6,000
池田三郎	2,500
池田良子	2,000
池田義男	2,000
池田和子	2,000
池田俊郎	2,000
合 計	16,500



◎受贈者の贈与税額

※税率選択

直系尊属からの贈与



(単位:千円)

	池田次郎		池田三郎		池田良子		池田義男	
	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)
1度に贈与した場合	11,320	11,320	3,000	3,000	1,974	1,974	1,974	1,974
3年間で均等に贈与	1,974	5,922	402	1,206	269	807	269	807
5年間で均等に贈与	761	3,805	157	785	103	515	103	515
10年間で均等に贈与	215	2,150	23	230				

	池田和子		池田俊郎					
	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)
1度に贈与した場合	1,974	1,974	1,974	1,974				
3年間で均等に贈与	269	807	269	807				
5年間で均等に贈与	103	515	103	515				
10年間で均等に贈与								

(A) = 1年当たりの贈与税額

(B) = 贈与税の合計額

※ 自社株分散シミュレーション（２）※

様

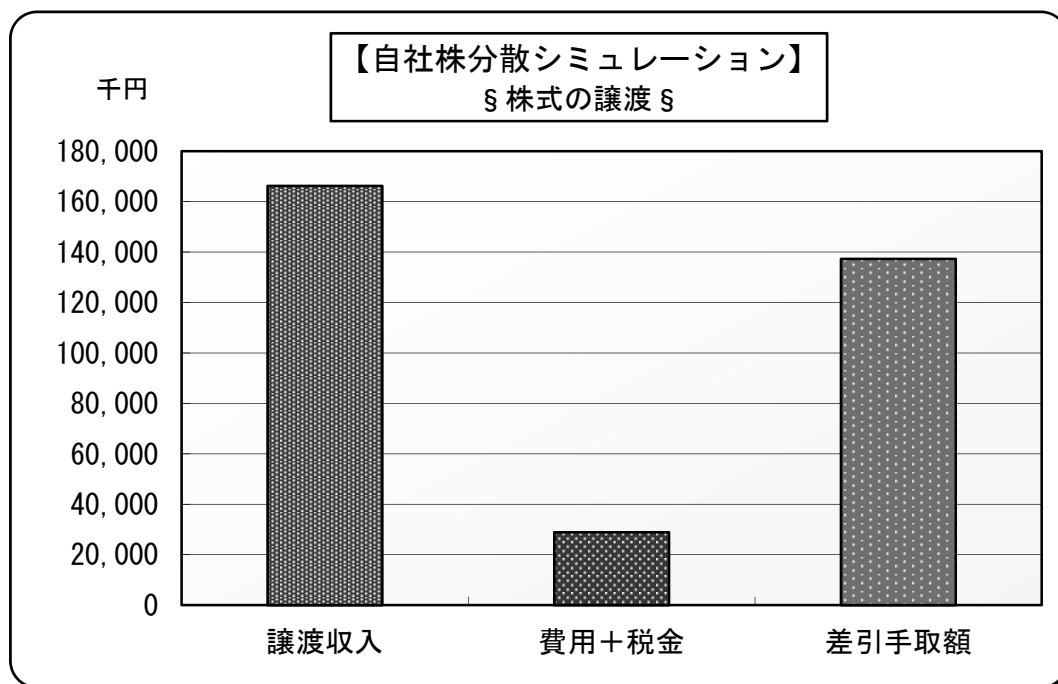
§ 株式の譲渡 §

譲渡者氏名	池田一郎
譲渡者の持ち株数	60,000
譲渡する株数	50,000
譲渡後の株数	10,000
株式の相続税評価額 (1株あたり：円)	3,325
株式の額面金額 (1株あたり：円)	500

譲渡収入	166,250,000
譲渡原価	25,000,000
他の譲渡費用	300,000
譲渡所得 (千円未満切捨)	140,950,000
所得税 (15.315%)	21,586,492
住民税 (5%)	7,047,500
手取額	137,316,008

譲渡前の相続税評価額	199,500,000
譲渡した金額	166,250,000
譲渡による手取額収入	137,316,008
譲渡後の財産金額	170,566,008

※所得税は復興特別所得税を含めた金額を表示しています。



※ 連年贈与シミュレーション ※

様

(単位:千円)

項目（氏名など）	池田一郎		田中二郎		
贈与する金額	30,000	50,000	25,000	25,000	25,000
贈与する年数(A)	5	5	10	5	2
贈与税率の種類	直系尊属	直系尊属	直系尊属	直系尊属	直系尊属
1年当たりの 贈与額	6,000	10,000	2,500	5,000	12,500
基礎控除額	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
課税贈与額	4,900	8,900	1,400	3,900	11,400
1年当たりの 贈与税額(B)	680	1,770	140	485	2,660
贈与税の合計(C) (A) × (B)	3,400	8,850	1,400	2,425	5,320
一括贈与した 場合の贈与税(D)	10,355	20,495	8,105	8,105	8,105
税額の差異 (D) - (C)	6,955	11,645	6,705	5,680	2,785

※贈与税率の種類 一般：一般の場合の贈与税率
直系尊属：18歳以上の者が直系尊属からの受けた場合の贈与税率

